

## 第12章 給油取扱所（危政令第17条）

### 第1 区分

#### 1 給油取扱所とは

「給油取扱所」とは、給油設備によって自動車等の燃料タンクに直接給油するため指定数量以上の危険物を取り扱う取扱所（当該取扱所において併せて灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量4,000L以下のタンク（容量2,000Lを超えるタンクにあっては、その内部を2,000L以下ごとに仕切ったものに限る。）に注入するため固定した注油設備によって危険物を取り扱う取扱所を含む。）をいう。（危政令第3条第1号）【S62 消防危38】

#### 2 技術基準の適用

給油取扱所は、施設の形態に応じ、技術上の基準の適用が法令上、次のように区分される。

第12-1表 各種の給油取扱所に適用される基準

区 分	危 政 令	危 規 則
屋外給油取扱所	17 I	
航空機給油取扱所	17 I + III	26
船舶給油取扱所	17 I + III	26 の 2
鉄道給油取扱所	17 I + III	27
CNG等充てん設備設置給油取扱所	17 I + III	27 の 3
圧縮水素充てん設備設置給油取扱所	17 I + III	27 の 5
自家用給油取扱所	17 I + III	28
CNG等充てん設備設置給油取扱所	17 I + III	28
圧縮水素充てん設備設置給油取扱所	17 I + III	27 の 5
メタノール等及びエタノール等の給油取扱所	17 I + IV	28 の 2
CNG等充てん設備設置給油取扱所	17 I + III + IV	28 の 2 の 3
圧縮水素充てん設備設置給油取扱所	17 I + III + IV	28 の 2 の 3
自家用給油取扱所	17 I + III + IV	28 の 2 の 3
セルフ給油取扱所	17 I + V	28 の 2 の 5
CNG等充てん設備設置給油取扱所	17 I + III + V	28 の 2 の 7
圧縮水素充てん設備設置給油取扱所	17 I + III + V	28 の 2 の 7
自家用給油取扱所	17 I + III + V	28 の 2 の 7
エタノール等の給油取扱所	17 I + IV + V	28 の 2 の 8
CNG等充てん設備設置給油取扱所	17 I + III + IV + V	28 の 2 の 8
圧縮水素充てん設備設置給油取扱所	17 I + III + IV + V	28 の 2 の 8
自家用給油取扱所	17 I + III + IV + V	28 の 2 の 8

屋内給油取扱所	17Ⅱ	
航空機給油取扱所	17Ⅱ＋Ⅲ	26
船舶給油取扱所	17Ⅱ＋Ⅲ	26の2
鉄道給油取扱所	17Ⅱ＋Ⅲ	27
CNG等充てん設備設置給油取扱所	17Ⅱ＋Ⅲ	27の4
自家用給油取扱所	17Ⅱ＋Ⅲ	28
CNG等充てん設備設置給油取扱所	17Ⅱ＋Ⅲ	28
メタノール等及びエタノール等の給油取扱所	17Ⅱ＋Ⅳ	28の2の2
CNG等充てん設備設置給油取扱所	17Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ	28の2の3
自家用給油取扱所	17Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ	28の2の3
セルフ給油取扱所	17Ⅱ＋Ⅴ	28の2の6
CNG等充てん設備設置給油取扱所	17Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅴ	28の2の7
自家用給油取扱所	17Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅴ	28の2の7
エタノール等の給油取扱所	17Ⅱ＋Ⅳ＋Ⅴ	28の2の8
CNG等充てん設備設置給油取扱所	17Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ＋Ⅴ	28の2の8
自家用給油取扱所	17Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ＋Ⅴ	28の2の8

注 算用数字は条、ローマ数字は項を表している。

### 3 屋外給油取扱所又は屋内給油取扱所の判定

#### (1) 危政令第17条第1項を適用する屋外給油取扱所

危規則第25条の6に規定する上屋等の空地に対する割合が1/3以下のもの（当該割合が2/3までのもので、かつ、火災の予防上安全であると認められるものを含む。）については、危政令第17条第1項を適用する。

#### ア 給油取扱所の敷地面積

「給油取扱所の敷地面積」は、次により算定すること。

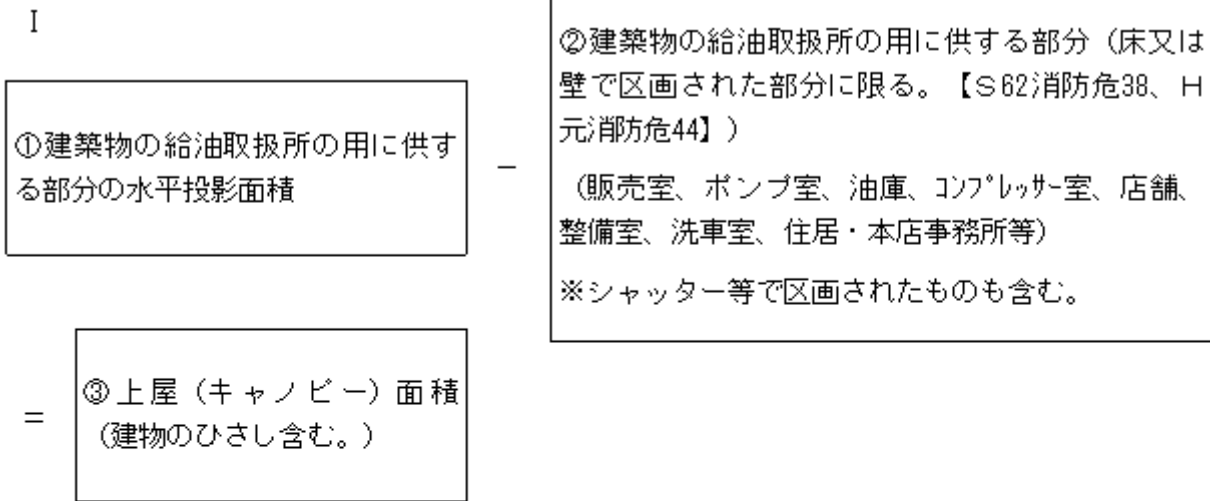
(7) 給油取扱所の敷地境界線に防火塀が設けられている場合は、防火塀の中心（建築物の壁が防火塀を兼ねる場合にあつてはその中心線）と道路に面する側の道路境界線に囲まれた部分

(イ) 給油取扱所が建築物内にある場合は、給油取扱所の用に供する部分の壁の中心線と道路に面する側の道路境界線に囲まれた部分

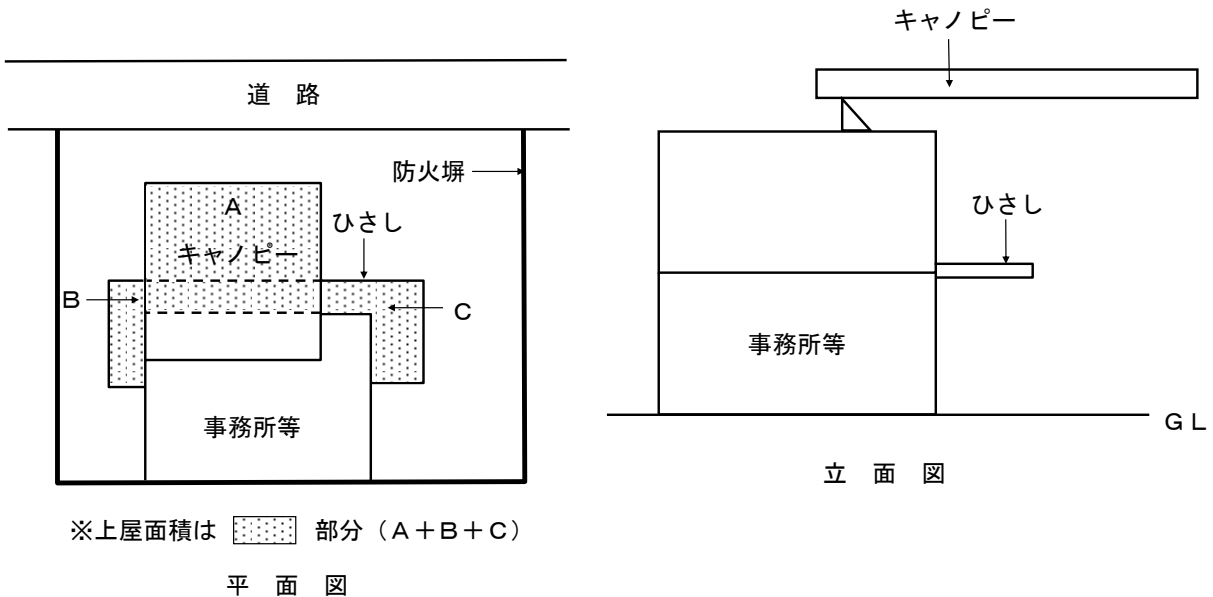
#### イ 上屋等の空地に対する割合の算定

(7) 危規則第25条の6に規定する上屋等の算定方法は次のとおりである。

なお、「給油取扱所の用に供する部分の1階の床面積の合計を減じた面積」には、上屋以外の販売室などに設けられたひさしの面積も含まれるものであること。



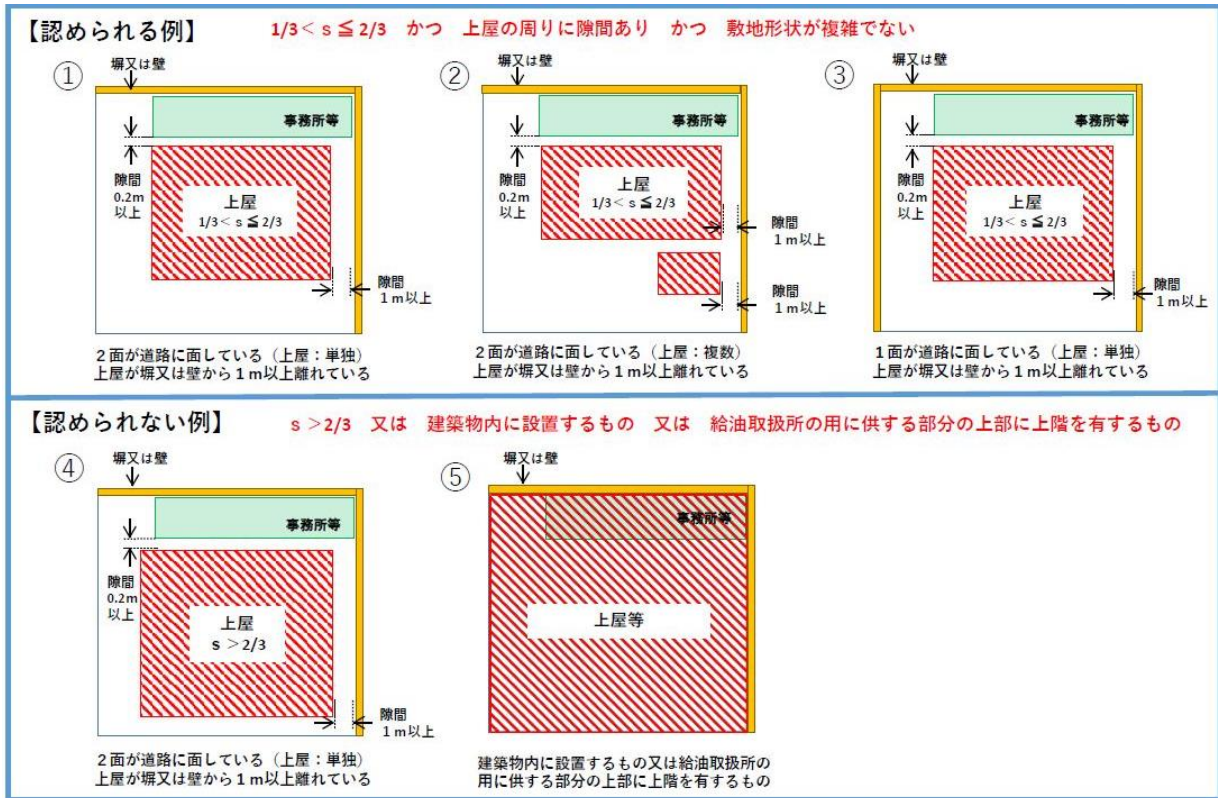
I及びIIから③/⑤ ≤ 1/3（屋外給油取扱所の例）



第12-1図 上屋面積の算定例

(イ) 上屋にルーバーを設ける場合は、原則としてルーバーの部分も水平投影面積に算入する。【H元消防危14】

- (ウ) 建築物の上屋のはりのうち、幅 50cm 以上のものは水平投影面積に算入すること。
- (エ) 上屋の吹き抜け部分は、水平投影面積に算入しない。
- ウ 火災の予防上安全であると認められる例示（第 12-2 図参照）【R 3 消防危 172】



$$s = \frac{\text{建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積} - \text{区画面積}}{\text{給油取扱所の敷地面積} - \text{区画面積}}$$

第 12-2 図 火災の予防上安全であると認められる例・認められない例

(2) 危政令第 17 条第 2 項を適用する屋内給油取扱所

建築物内に給油取扱所の用に供する部分の全部又は一部が設置されているもの及び危規則第 25 条の 6 に規定する上屋等の空地に対する割合が 1/3 を超えるもの（当該割合が 2/3 までのもので、かつ、火災の予防上安全であると認められるものを除く。）は、屋内型として危政令第 17 条第 2 項を適用する。（第 12-2 図参照）【R 3 消防危 172】

第 2 規制範囲

給油取扱所の許可単位は、道路境界線、防火塀等で囲まれた連続した部分とする。

第 3 許可数量の算定

- 1 許可数量は、危政令第 17 条第 1 項第 7 号に定める専用タンク、廃油タンク、給

- 湯用ボイラー、冷暖房用ボイラー、自家発電設備等に直接接続するタンク（以下「廃油タンク等」という。）及び簡易タンクの容量の合計とする。【S62 消防危 38】
- 2 タンク容量の算定方法は、危政令第5条によるものとし、タンクの内容積の計算方法は、第6章「屋外タンク貯蔵所」\_第3\_2の例による。
  - 3 第1\_1に示す給油等以外の危険物の貯蔵又は取扱いは、次の区分に応じてそれぞれ指定数量未満であれば認められる。【S62 消防危 38】
    - (1) 容器によるエンジンオイル等の貯蔵
    - (2) 付随設備に収納する危険物
    - (3) 固定給油設備によるガソリン（ホース機器及び給油ノズル等に満量停止措置がない場合に限る。）又は軽油の容器への詰替え
  - 4 「製造所等の位置、構造及び設備の審査運用基準」（昭和43年8月2日内訓第5号。令和4年3月18日廃止。）により算定しているものは、算定の基礎となる事実に変更があった場合を除き、従前の算定によることができる。◆

※従前基準

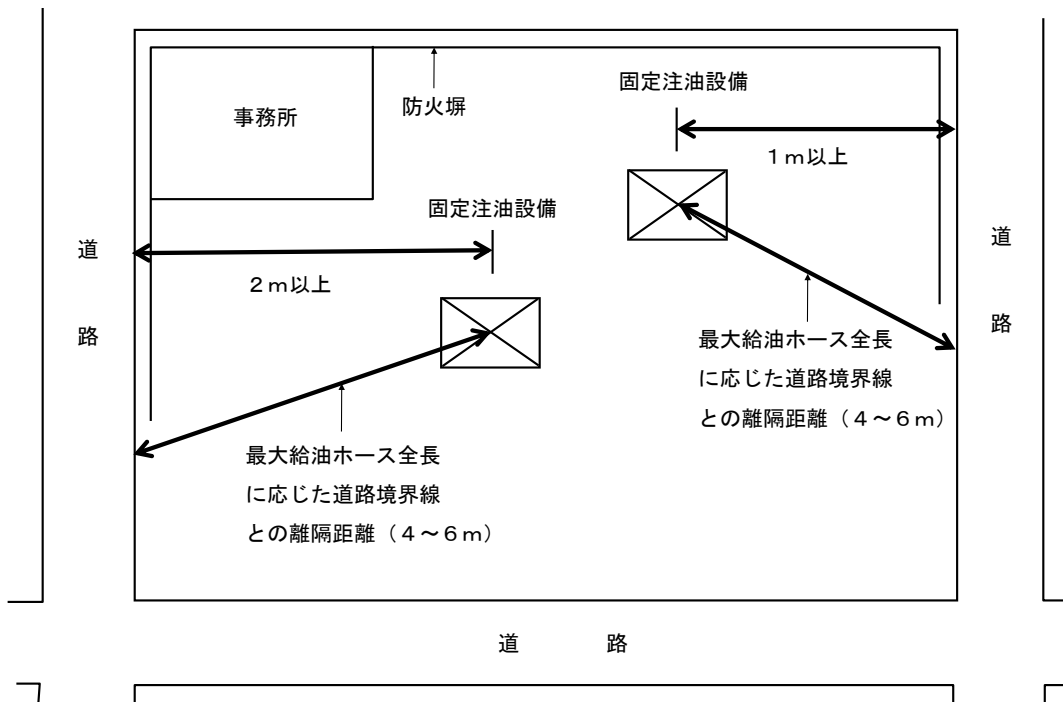
専用タンク、簡易タンク、油脂庫及び付随設備並びに地下に埋設された廃油タンク、オイルタンクに収納された危険物の総量とする。

- 5 給油取扱所において、震災時等における臨時的な危険物の貯蔵・取扱いが生じるときは、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」に基づき法第11条第1項により許可する内容に含める。【H25 消防危 171】◆

## 第4 位置、構造及び設備の基準

### 1 危政令第17条第1項を適用する屋外給油取扱所

- (1) 固定給油設備等（危政令第1項第1号、第3号、第10号～第15号）
  - ア 固定給油設備等の位置（危政令第17条第1項第12号及び第13号）
    - (イ) 危政令第17条第1項第12号及び第13号に規定する「固定給油設備又は固定注油設備（以下「固定給油設備等」という。）」は、道路境界線に防火塀又は壁を設けた場合はそれぞれ2m又は1m以上とすることができる。この場合において、道路境界線（塀又は壁を設けるものを除く。）に設ける防火塀又は壁は、固定給油設備等の中心との間に最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた道路境界線との離隔距離以上の間隔が確保できる部分まで設ける。（第12-3図参照）



第12-3図

- (イ) 給油ホース又は注油ホース（以下「給油ホース等」という。）の取付部が移動する固定給油設備等については、給油ホース等を道路境界線、敷地境界線及び建築物の壁に最も接近させた状態において、当該取付部が危政令第17条第1項第12号又は第13号に規定する間隔（給油ホースについては、自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検整備を行う設備から危規則第25条の5第2項第1号及び第2号に規定する間隔）をそれぞれ確保する。
- (ウ) 二以上の固定給油設備相互間又は固定注油設備相互間の距離規制はない。

【S62 消防危 38】

イ 固定給油設備等の構造等

- (ア) ポンプ機器の構造（危規則第25条の2第1号）【H5 消防危 68】
- 一のポンプに複数の給油ホース等が接続されている場合には、各給油ホース等から吐出される最大の量をもって当該ポンプの最大吐出量とする。
  - 最大吐出量を180L/min以下とすることができるのは、固定注油設備が複数のポンプを有する場合において、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用のみに供する注油ホースに接続されているポンプ機器に限られる。
  - 固定給油設備等のポンプ機器として油中ポンプ機器を用いる場合、ポンプ機器を停止する措置として、ホース機器に取り付けられた姿勢検知装置がホース機器の傾きを検知したときにポンプ機器の回路を遮断する

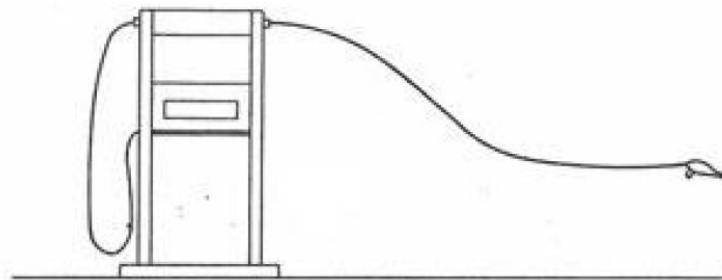
方法等による措置を講じる。ホース機器が給油取扱所の建築物の屋根に固定されている等転倒するおそれのないものである場合、当該措置は必要ない。

- d 固定給油設備等の内部のポンプ吐出配管部には、ポンプ吐出側の圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に配管内の圧力を自動的に降下させる装置が設けられていること。ただし、固定給油設備等の外部の配管部に配管内の圧力上昇時に危険物を自動的に専用タンクに戻すことのできる装置を設ける場合には、当該装置を設ける必要はない。

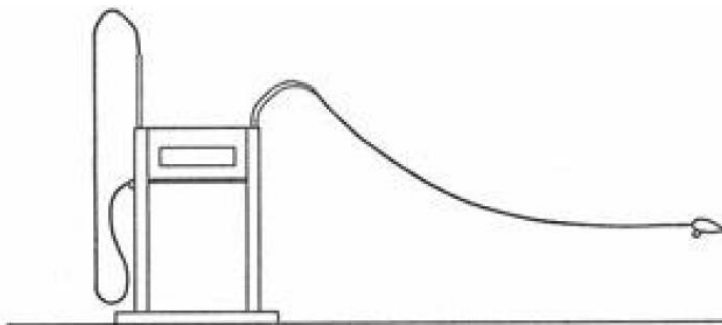
(イ) ホース機器の構造（危規則第25条の2第2号）【H5消防危68】

- a 危規則第25条の2第2号ハに規定する「著しい引張力が加わったときに給油ホース等の破断による危険物の漏れを防止する措置」は、著しい引張力が加わることにより離脱する安全継手又は給油、注入若しくは詰替えを自動的に停止する装置を設ける。この場合、安全継手にあつては2,000N以下の力によって離脱するものとする。
- b 危規則第25条の2第2号ニに規定する「ホース機器に接続される給油ホース等が地盤面に接触しない構造」として、給油ホース等を地盤面に接触させない機能がホース機器本体に講じられ（第12-4図参照）、給油ホース等が地盤面に接触しないようにゴム製、プラスチック製等のリング、カバーが取り付けられ（第12-5図参照）、又はプラスチックで被覆された給油ホース等が設けられていること。（第12-6図参照）

① ホース取出口を高い位置に設ける方法

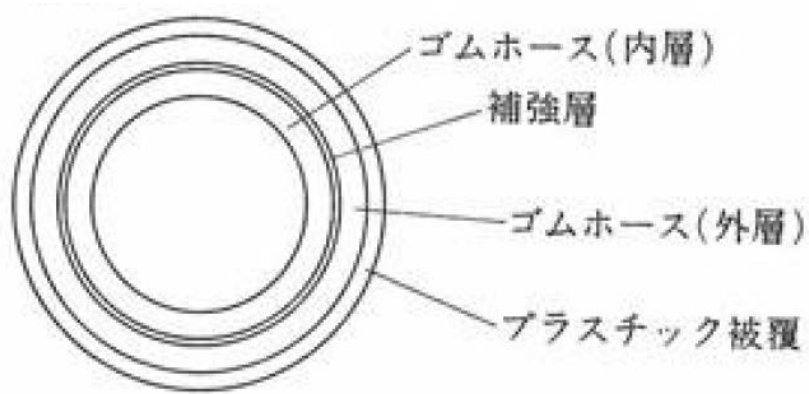
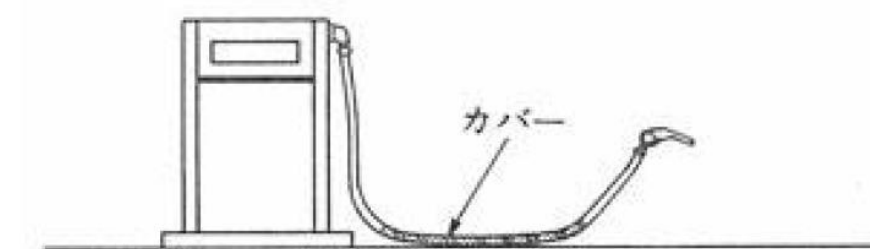
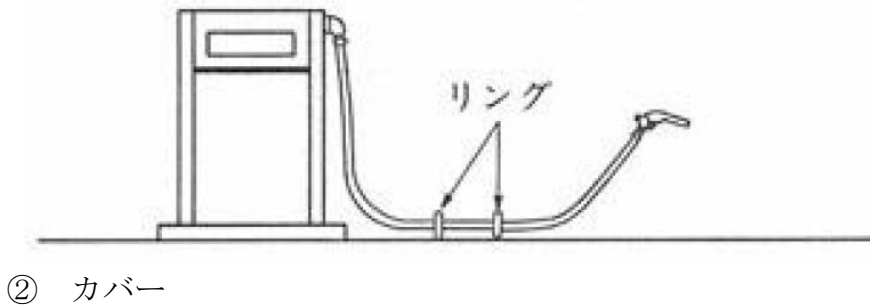


② ホースをバネで上部に上げる方法



第12-4図 給油ホース等を地盤面に接触させない機能

① リング



c 危規則第 25 条の 2 第 2 号へに規定する「危険物の過剰な注入を自動的に防止する構造」は、次の(a)及び(b)によるものとし、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する固定注油設備のホース機器のうち、最大吐出量が 60L/min を超え 180L/min 以下のポンプに接続されているものが有することとして支障ない。

なお、ホース機器に複数の注油ホースが設けられる場合には、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する注油ホースであって、最大吐出量が 60L/min を超え 180L/min 以下のポンプに接続されているものが対象となる。

(a) 危険物の過剰な注入を自動的に防止できる構造としては、タンク容量に相当する液面以上の危険物の過剰な注入を自動的に停止できる構造、1 回の連続した注入量が設定量（タンク容量から注入開始時に



おける危険物の残量を減じた量以下の量であって 2,000 L を超えない量であること。) 以下に制限される構造等注入時の危険物の漏れを防止する機能を有する構造がある。

(b) 車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する注油ホースの直近には、専ら車両に固定されたタンクに注入する用に供するものである旨の表示がなされていること。

d 危規則第 25 条の 2 第 2 号トに規定する「ホース機器への危険物の供給を停止する装置」として、ホース機器に取り付けられた姿勢検知装置がホース機器の傾きを検知した場合にホース機器の配管に設けられた弁を閉鎖する方法等により停止する装置がある。

なお、ホース機器が建築物の屋根に固定されている等、転倒するおそれのないものである場合には、当該措置は必要ない。

(ウ) 配管の構造に係る事項 (危規則第 25 条の 2 第 3 号) 【H 5 消防危 68】

危規則第 25 条の 2 第 3 号に規定する「配管」とは、固定給油設備等本体の内部配管であって、ポンプ吐出部から給油ホース等の接続口までの送油管のうち弁及び計量器等を除く固定された送油管部をいう。

また、漏えいその他の異常の有無を確認する水圧試験として、水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行うことができる。また、ポンプ機器とホース機器が分離して設けられている場合、当該機器間を接続する配管は、固定給油設備等本体の内部配管ではなく、専用タンクの配管に該当する。

(エ) 外装の構造に係る事項 (危規則第 25 条の 2 第 4 号) 【H 5 消防危 68】

危規則第 25 条の 2 第 4 号に規定する「外装に用いる難燃性を有する材料」とは、不燃材料及び準不燃材料のほか、JIS\_K\_7201-2「プラスチック—酸素指数による燃焼性の試験方法—第 2 部：室温における試験」により試験を行った場合において、酸素指数が 26 以上となる高分子材料である。ただし、油量表示部等、機能上透視性を必要とする外装の部分については、必要最小限の大きさに限り、難燃性を有する材料以外の材料を用いることができる。

(オ) 可燃性蒸気流入防止構造 (危規則第 25 条の 2 第 5 号) 【H13 消防危 43】

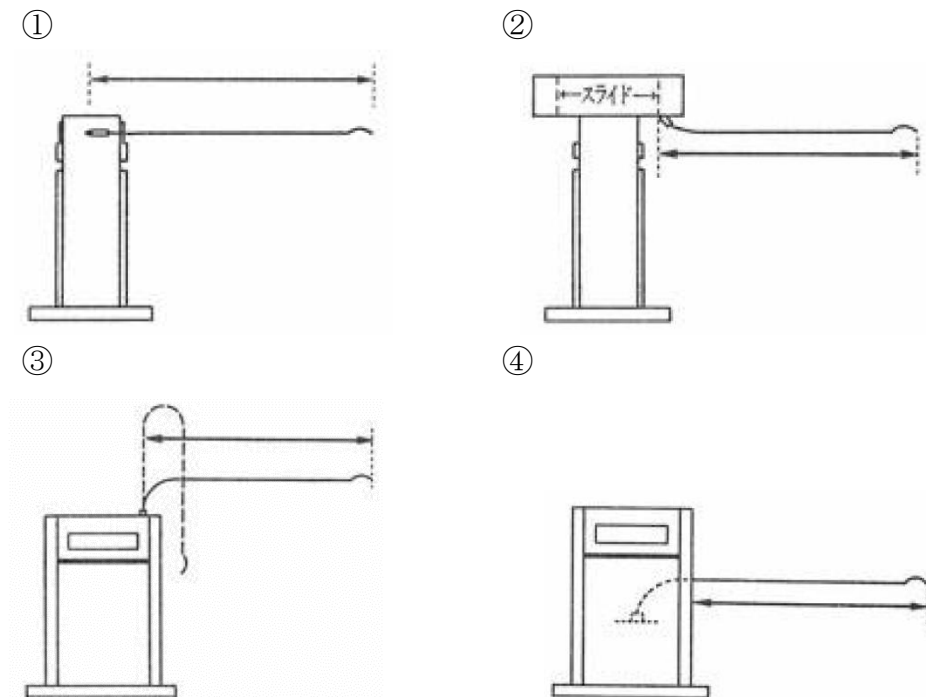
固定給油設備等において一定の性能を有する可燃性蒸気流入防止構造をベーパーバリアといい、次のように分類される。

a 「ソリッドベーパーバリア」とは、気密性を有する間仕切により可燃性蒸気の流入を防止するものをいう。

b 「エアーベーパーバリア」とは、一定の構造を有する間仕切と通気を有する空間 (エアーギャップ) により可燃性蒸気の流入を防止するものをいう。

(カ) ホースの全長 【H 5 消防危 68】

固定給油設備等のうち、「懸垂式以外のものの給油ホース等の全長」とは、原則として、給油ホース等の取出口から弁を設けたノズルの先端までの長さをいう。(第12-7図参照)



第12-7図 給油ホース等の全長

- (キ) 静電気除去に係る事項(危政令第17条第1項第10号)【H5消防危68】  
給油ホース等及びこれらの先端のノズルに蓄積される静電気を有効に除去するため、先端のノズルから固定給油設備等の本体の外部接地工事端子までの抵抗値は、1,000Ω未満であること。
- (ク) 固定給油設備等の油種表示(危政令第17条第1項第11号、危規則第25条の3第2号)  
危規則第25条の3第2号に規定する「品目」とは、ガソリン、軽油、灯油等の油種名をいうものであるが、レギュラー、ハイオク等の商品名としても差し支えないこと。【S62消防危38】
- (ケ) 懸垂式の固定給油設備等
  - a 緊急停止装置(危政令第17条第1項第15号)
    - (a) 危政令第17条第1項第15号に規定する「緊急停止装置」は、設備の故障その他の事故により危険物が流出した場合に、ポンプ機器を停止又はポンプ二次側配管を閉鎖できる装置とする。
    - (b) 当該装置の操作部を設ける場所は、当該固定給油設備等のホース機器設置場所付近の事務所外壁など見やすい位置とし、緊急停止装置である旨の表示等をする。【H元消防危15】

b 油量等の表示設備

油量等の表示設備（インジケーター）は、給油に支障ない場所に設ける。

(c) その他

危険物保安技術協会において実施した試験確認で適合品となった固定給油設備等は、技術基準に適合しているものとする。

(2) 給油空地（危政令第17条第1項第2号）【H18消防危113】

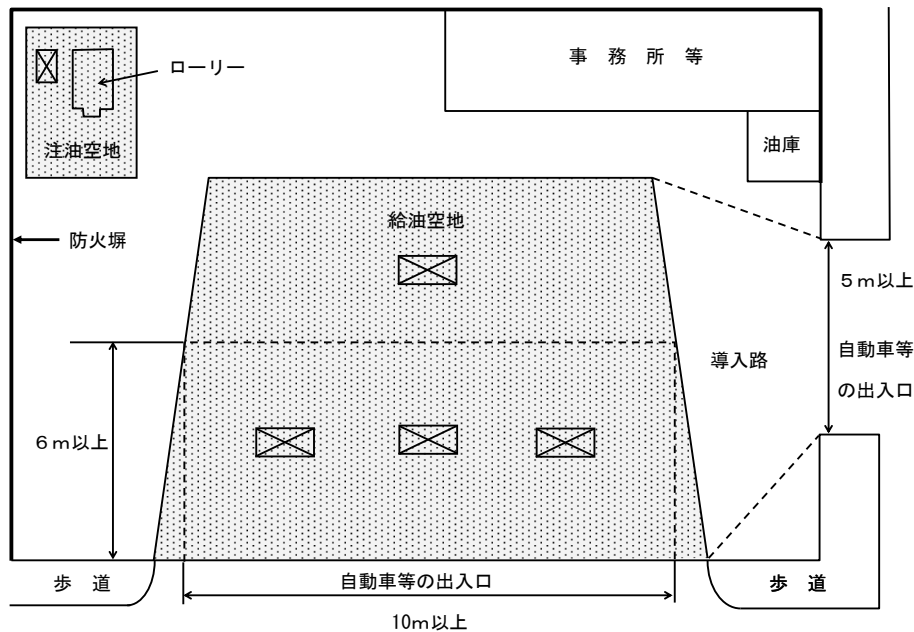
危政令第17条第1項第2号に規定する「給油空地」は、自動車等の入口から固定給油設備に至る車両の動線及び固定給油設備から出口に至る車両の動線を含めて（導入路を除く。）、その空地内に間口10m以上、奥行6m以上のく形を道路境界線に接して包含し、車両が後退等することなく出入りすることができるとともに、給油業務に必要な大きさを有していること。（第12-8図参照）

なお、導入路には、走行車両に支障となる物品等を置かない。

(3) 注油空地（政令第17条第1項第3号）【H18消防危113】

ア 容器の置き台等を設ける場合は、当該置き台等を注油空地に包含する。

イ 4,000L以下のローリー等に注油する場合は、車両がはみ出さない十分な広さの空地とする。（第12-8図参照）



第12-8図 給油空地及び注油空地の例

(4) 給油空地等の舗装（危政令第17条第1項第4号）

ア 給油空地及び注油空地（以下「給油空地等」という。）の危規則第24条の16に規定する性能を有する舗装としては、鉄筋コンクリートによるものがある。

なお、コンクリート内の鉄筋は、埋設配管に接触させない。

イ アの舗装に加え、地盤面舗装材料を用いる場合は、準不燃材料又は JIS\_A\_1321「建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法」表1の難燃2級以上のもので、導電性（体積固有抵抗値  $10^8 \Omega \cdot \text{cm}$  以下又は表面固有抵抗値  $10^9 \Omega$  以下）、耐油性、車両荷重に対する強度、排水性を考慮する。【S59 消防危91】

(5) 給油空地等の滞留及び流出防止措置（危政令第17条第1項第5号、危規則第24条の17）【H18 消防危113】

ア 可燃性蒸気の滞留防止措置

排出設備等の設備による措置ではなく、給油取扱所の構造で措置する必要がある。

なお、措置例としては給油空地等の地盤面を周囲の地盤面より高くするとともに、その表面に適当な傾斜をつける方法があるが、地盤面の傾斜は当該給油空地等に近い道路側に可燃性蒸気が排出されるよう措置する。

イ 危険物の滞留防止措置

給油空地等に存するいずれの固定給油設備等から危険物が漏れた場合においても、危険物が空地内に滞留しないよう措置する必要がある。

なお、措置例としては空地の地盤面を周囲の地盤面より高くするとともに、その表面に適当な傾斜をつける方法があること。

ウ 危険物の流出防止措置

給油空地等に存するいずれの固定給油設備等から危険物が漏れた場合においても、危険物が給油取扱所の外部に流出することなく、危告示第4条の51に規定する数量の危険物が貯留設備に収容されるように措置する必要がある。

(7) 水に溶けない危険物（第3章「製造所」\_第4\_1\_(9)\_イに定めるものをいう。以下同じ。）のみを取り扱う給油取扱所における措置例としては、排水溝及び油分離装置を設ける方法があるが、この場合、油分離装置は、貯留設備としての基準を満足する必要がある。

なお、油分離装置については、次による。

a 油分離装置の設置位置

危規則第24条の17第2号に規定する「火災予防上安全な場所」については、次に掲げる場所以外とする。


(a) 給油空地等（車両出入口、車両導入路を含む。）

(b) 専用タンクの注入口周囲

(c) 附随設備等が設置されている場所（附随設備等を使用する際に自動車が停車する場所を含む。）

b 油分離装置の危険物収容能力

(a) 油分離装置の収容能力

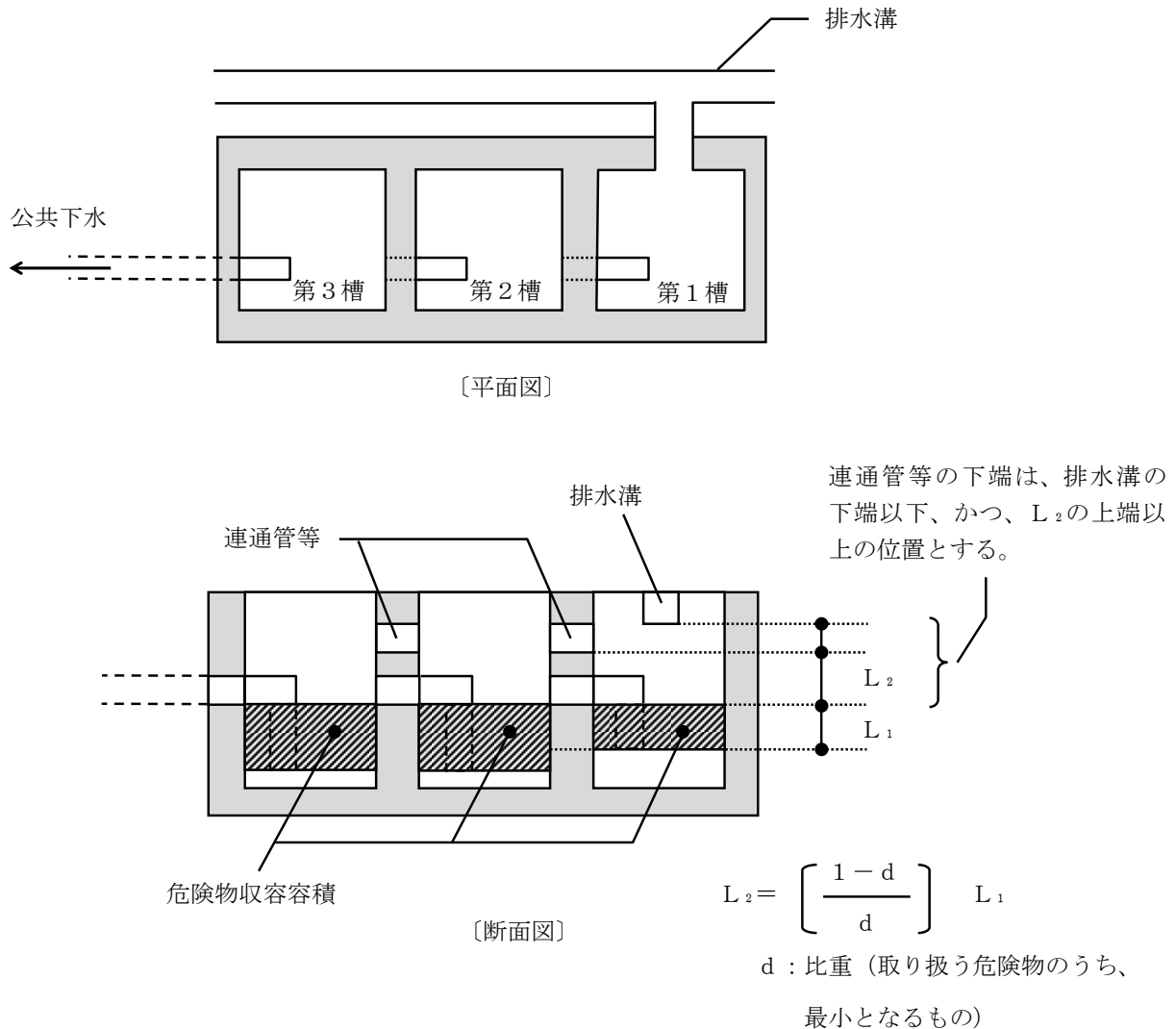
油分離装置の危険物収容能力については、第12-9図の部分の容積によるものとし、当該部分の容積が危告示第4条の51に規定する

危険物の数量以上であること。

なお、各槽における危険物のオーバーフローを防止するため、連通管又は切欠き（以下「連通管等」という。）を第12-9図により設ける。

(b) 油分離装置が複数ある場合の危険物収容能力

給油取扱所に油分離装置が複数ある場合については、原則として、個々の油分離装置すべてが(a)の収容能力を確保できるものであること。ただし、固定給油設備等から漏えいした危険物が複数の油分離装置に収容されるよう措置を講じた場合は、この限りでない。



【比重については第10章「移動タンク貯蔵所」第3\_2\_(2)を参照】

第12-9図 油分離装置の平面図及び断面図

- (イ) 水に溶けない危険物以外の危険物を取り扱う給油取扱所（水に溶けない危険物を取り扱う給油取扱所に併設するものを含む。）における措置例としては、9\_(2)\_イによる方法がある。
- (ウ) FRP 製等で耐油性を有し、自動車の荷重により容易に変形等を生じない

油分離装置を設置することができる。【S47 消防予 97、S49 消防予 121】

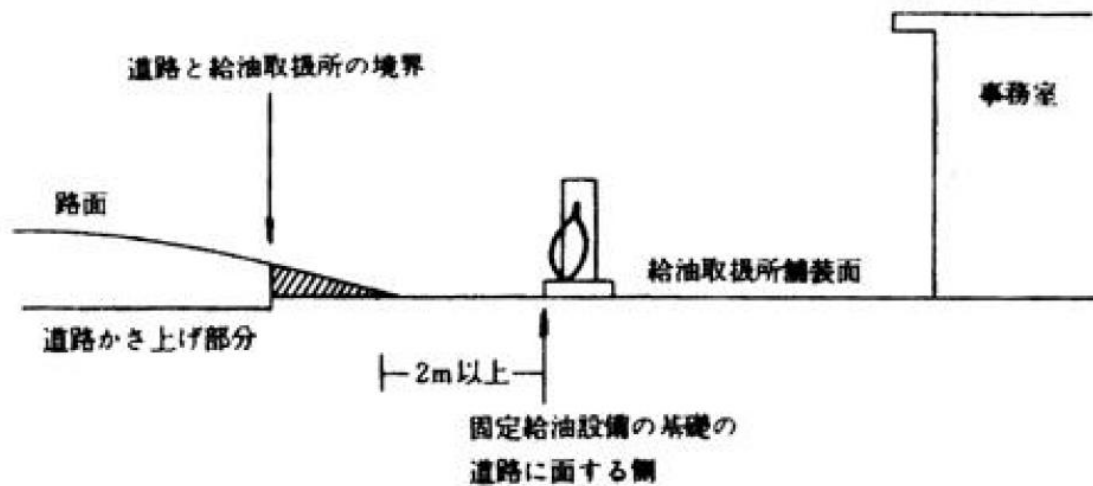
エ その他

給油空地等の地盤面を周囲の地盤面より高くすることにより可燃性蒸気の滞留防止措置又は危険物の滞留防止措置を講じている給油取扱所の周囲の地盤面が、道路の改修等（かさ上げ）によって給油空地等の地盤面より高くなる場合には、次に掲げる措置を講ずることにより、危政令第23条の規定を適用し、可燃性蒸気の滞留防止措置又は危険物の滞留防止措置が講じられているものとみなすことができる。（第12-10図参照）【S44 消防予 276】

(ア) かさ上げ道路と給油取扱所の境界との差が60cm以下である。

(イ) 当該境界部分の高低差を埋める盛り上げ部分が、固定給油設備の基礎（通称「アイランド」という。）の道路に面する側から2m以上離れている。

(ウ) 盛り上げのこう配が2/5以下である。



第12-10図

(6) タンクの位置及び構造（危政令第17条第1項第7号～第9号）

ア 専用タンク及び廃油タンク等

専用タンク及び廃油タンク等（以下「専用タンク等」という。）の設置方法は、第8「地下タンク貯蔵所」の例のうち適用されるものによるほか、次による。

イ 通気管

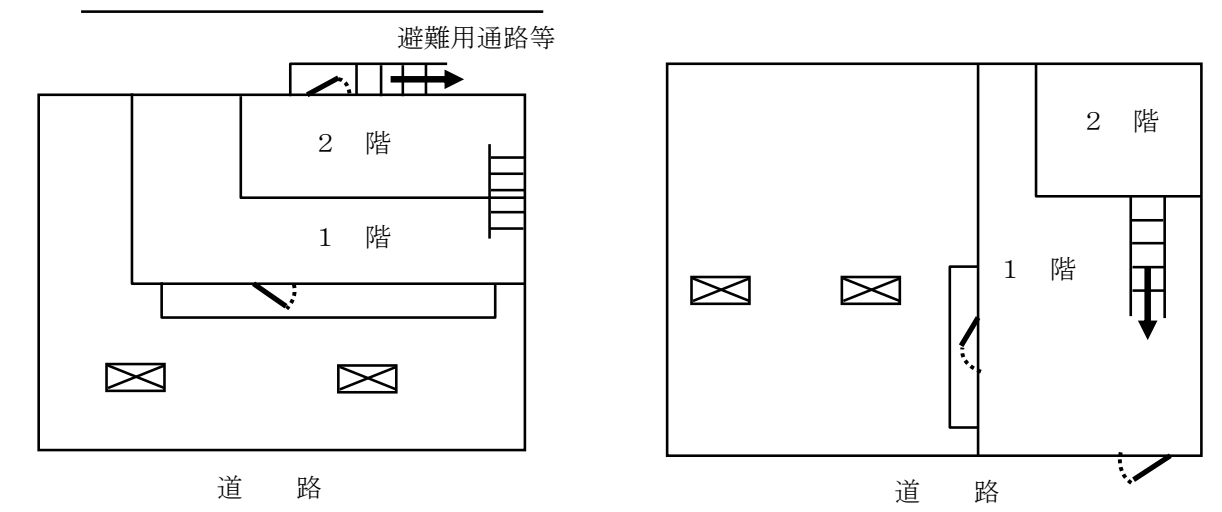
上屋上等以外の安全な場所へ設置できない場合は、爆発下限界を超える可燃性蒸気が室内に流入しない措置を講じる。

ウ 配管

(ア) 危険物配管が上屋上部若しくは上屋内部に設けられ、又は給油空地に面しない外壁に沿って敷設されているものは、危規則第13条の5第2号に規定する「火災によって当該支持物が変形するおそれのない場合」とする

ことができる。

- (イ) 地下埋設配管の敷設については、第3章「製造所」\_第4\_1\_(17)の例による。
  - (ウ) FRP 配管の敷設については、第3章「製造所」\_第4\_1\_(17)\_キの例によるが、固定給油設備等の可とう管又は立ち上がり配管遮断弁に接続する配管は、可とう管又は立ち上がり配管遮断弁が配管ではなく固定給油設備等の設備であり、接続配管がピット内に立ち上がり、上部に固定給油設備等があり外部に露出していないことから、FRP 配管でも支障ない。
  - (エ) 廃油タンクに注入用受け口、配管を設ける場合は、コック、バルブ等を設ける。
- (7) 建築物の用途制限（危政令第17条第1項第16号、危規則第25条の4）
- ア 立体駐車場、ラック式ドラム缶置き場、大規模な広告物等の設置は認められない。【S62 消防危 38】
  - イ 危規則第25条の4第1項に規定する「用途」には、トラック運転手用簡易宿泊所、給油取扱所の従業員の寄宿舍等の用途は認められない。【S62 消防危 38】
  - ウ 自動車の部分的な補修を目的とする塗装業務は、危規則第25条の4第1項第3号に規定する「自動車等の点検・整備を行う作業場」に含まれる。【H14 消防危 29】  
また、自動車の板金業務は、「自動車等の点検・整備を行う作業場」に含まれるが、板金業務に伴い火花を発生おそれのある場合は、可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれのない場所で行うなど火気管理を徹底する。【H31 消防危 81】
  - エ 危規則第25条の4第2項の面積制限を受ける部分に「自動車等の点検・整備を行う作業場」は含まれるが、通常業務において顧客の作業場の出入りが係員の監督下に常時置かれ、かつ、顧客に対し安全上必要な注意事項が作業場に掲示されている場合、当該作業場を「面積制限を受ける部分以外の部分」とみなすことができる。【H13 消防危 127】
- (8) 物品等の販売等の基準（危政令第27条第6項、危規則第40条の3の6）
- ア 危規則第40条の3の6第2項第1号の「容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる場合」とは、次のとおり。（第12-11 図参照）【S62 消防危 38、H31 消防危 81】
    - (ア) 建築物の2階から直接、給油取扱所の敷地外へ避難することができる場合
    - (イ) 建築物の2階から屋内階段で1階に下りてから直接敷地外に通ずる出入口（自動閉鎖式の特定防火設備）から避難することができる場合
    - (ウ) 建築物の2階から屋外階段により給油取扱所の敷地内に降りた後、給油空地等を通ることなく給油取扱所の敷地外へ避難することができる場合



第12-11図 敷地外へ直接避難できる構造例

イ 屋外での物品の販売等の業務【R 2 消防危 88】

- (ア) 危規則第 40 条の 3 の 6 第 2 項第 2 号に規定する「建築物の周囲の空地（自動車等の通行が妨げられる部分を除く。）」とは、給油空地等（車両導入路を含む。）、危政令第 17 条第 2 項第 9 号に規定する避難のための空地以外の場所とする。
- (イ) 自動車以外の物品を展示等する場合についても危規則第 40 条の 3 の 4 第 2 号に規定する場所は努めて避けるものとし、やむを得ず避けられない場合は、移動タンク貯蔵所から専用タンクに注入する際は物品を移動させること。
- (ウ) 屋外では、裸火等の器具は使用しないものとする。また、第 17 章「電気設備」第 3 に示す危険区域において電気設備を使用する場合、防爆構造とする。
- (エ) 防火塀の周辺において物品を展示等する場合は、防火塀の高さ以上に物品等を積み重ねないようにする等、延焼拡大の危険性を増大させない。
- (オ) 消火器や消火設備の使用の妨げとなる場所に物品を展示等しない。

ウ 自動車の保管場所

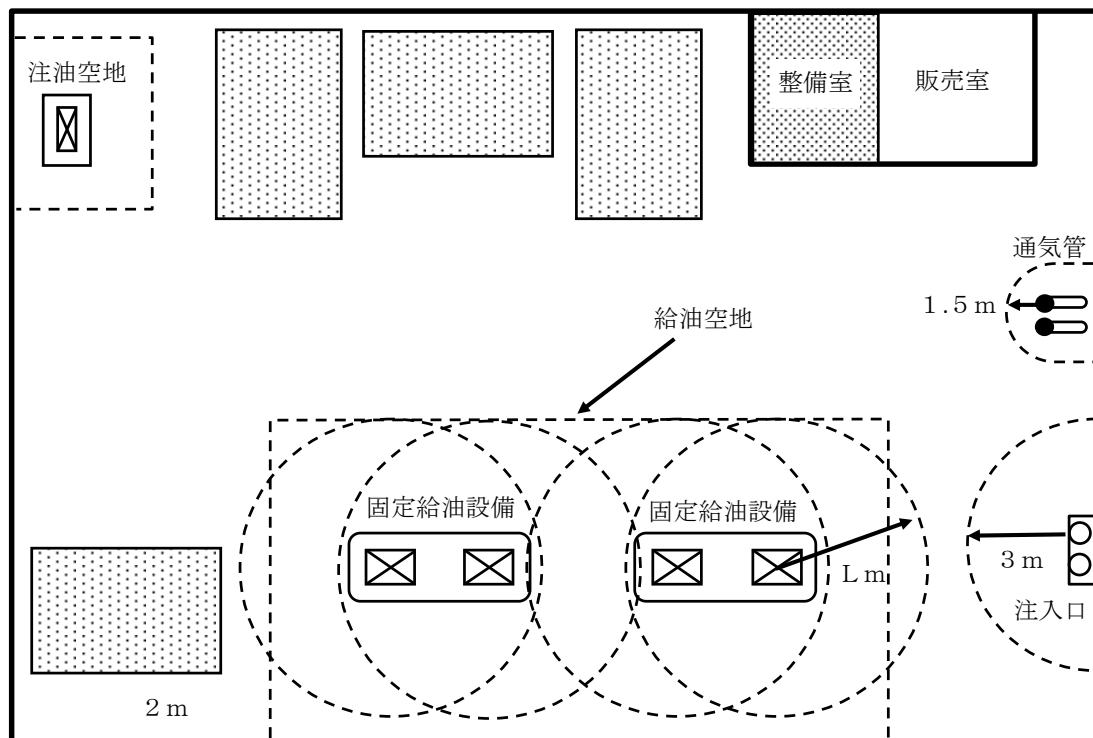
- (ア) 自動車は、給油取扱所が、その業務を行うために保有するもの及び当該給油取扱所の所有者、管理者又は占有者の保有するものに限る。
- (イ) 指定数量未満の移動タンク車の保管場所とすることは認められるが、移動タンク貯蔵所の常置場所とすることは認められない。【S62 消防危 60】

エ 給油取扱所の一部に車両整備作業場等を設定する場合の条件

道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 80 条第 1 項第 2 号に基づき、同法第 78 条第 2 項に定める「業務の範囲を限定して行う自動車分解整備事業の認証」を受けるために車両整備作業場、部品整備作業場、点検作業場及び



車両置場（以下「作業場等」という。）を設定する場合は、給油空地等以外の場所で、かつ、危規則第25条の5第2項第2号及び危規則第40条の3の4第2号に規定する場所以外に設定する。（第12-12図参照）



L：危規則第25条の5第2項第2号イに規定する距離

第12-12図 作業場等（網かけ部分）として認められる設置例

オ 産業廃棄物一時保管場所◆

(7) 保管場所は、給油空地又は可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所以外の場所とし、火災等緊急時の措置及び避難等の安全管理対策のほか、必要に応じて放火対策、車両衝突、いたずら等による事故等の防止措置を講じる。

(イ) 保管量及び保管期間は、保管する環境及び処分方法を考慮のうえで最小限となるよう計画する。

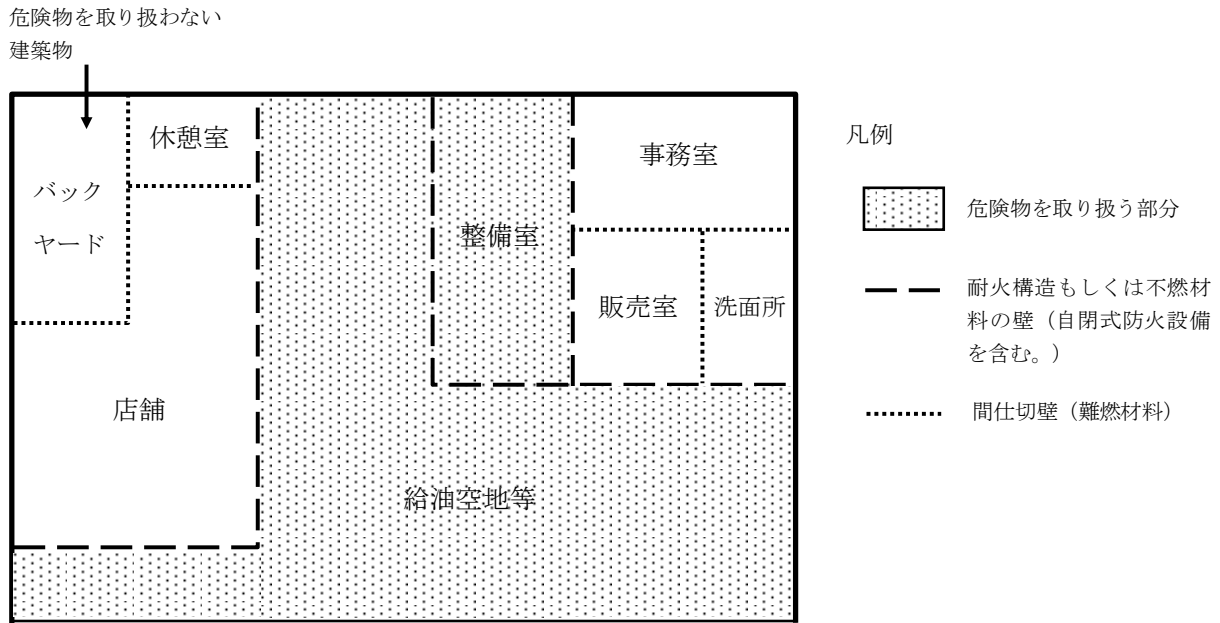
(ウ) (7)及び(イ)について、予防規程又は予防規程に関連する文書に明記する。

(9) 建築物の構造（危政令第17条第1項第17号、第18号）

ア 建築物の壁のうち、次の(7)又は(イ)の間仕切壁については、危政令第23条の規定を適用し、難燃材料（建基令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。以下同じ。）を使用できる。（第12-13図参照）【H9消防危31】

(7) 危険物を取り扱う部分と耐火構造若しくは不燃材料の壁又は随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備により区画された危険物を取り扱わない部分に設ける間仕切壁

(イ) 危険物を取り扱わない建築物に設ける間仕切壁

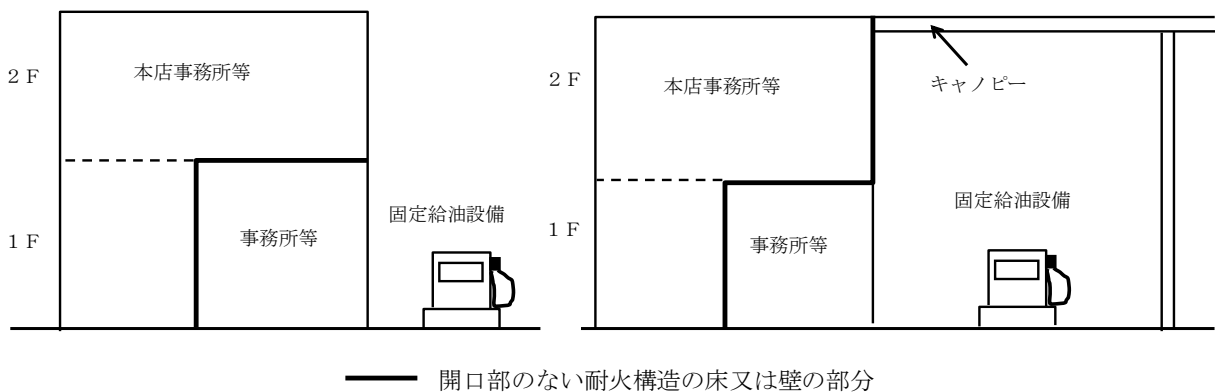


第12-13図 不燃材料以外の建築材料で造ることのできる間仕切壁の例

イ 事務所等の窓又は出入口にガラスを用いる場合（屋内給油取扱所を除く。）は、網入ガラス以外のガラスを用いた防火設備を使用できる。

ウ 危規則第25条の4第1項第5号に規定する「給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所（以下「本店事務所等」という。）」と、その他の給油取扱所の用途との区画の必要な部分は、第12-14図のとおりである。【H元消防危44】

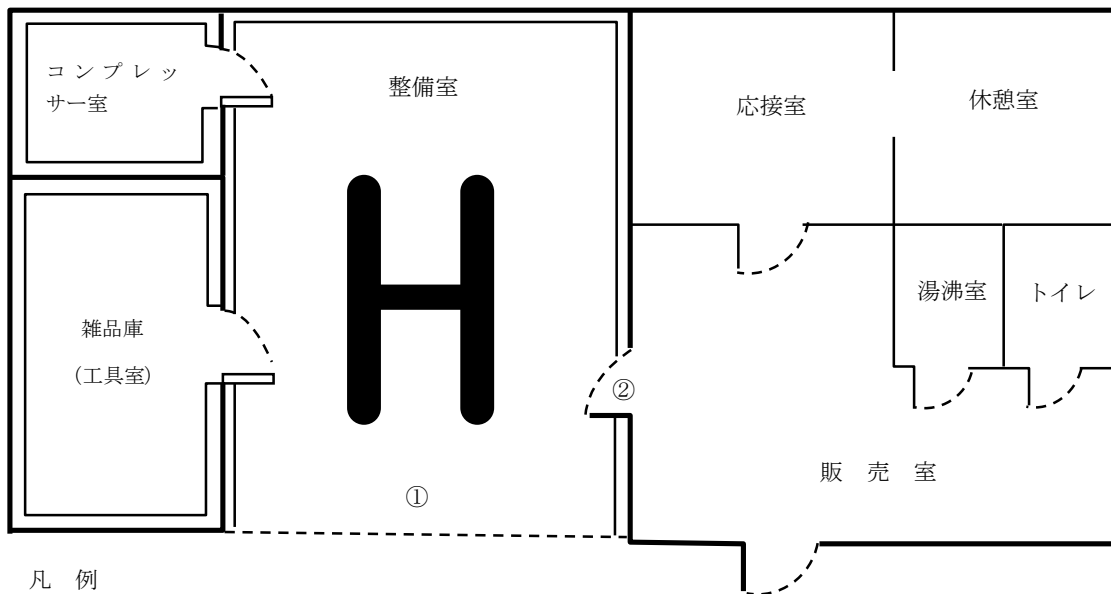
また、当該区画は、危規則第25条の4第4項に規定する「給油取扱所の敷地に面する側の壁に出入口のない構造」とするとともに、給油取扱所敷地内から本店事務所等へ立ち入ることができない構造とする。




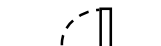

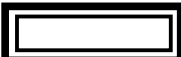
第12-14図 本店事務所等とその他の給油取扱所の用途との区画

エ 危規則第25条の4第1項第3号及び第4号に規定する「自動車等の点検・整備を行う作業場」及び「自動車等の洗浄を行う作業場」での自動車等の出入口に、戸（第12-15図①部分）を設ける場合は、不燃材料とすることができる。【S62 消防危60】

オ 危政令第17条第1項第18号に規定する「事務所その他火気を使用するもの」には、「自動車等の点検・整備を行う作業場」及び「自動車等の洗浄を行う作業場」は除かれているが、「事務所その他火気を使用する場所」と当該作業場の出入口（第12-15図②部分）については、危規則第25条の4第5項に規定する可燃性蒸気の流入しない構造（次のカ参照）の適用を受けるものである。



凡 例

-  耐火構造又は不燃構造の部分を示す。
-  防火設備を示す。
-  可燃性蒸気が流入しない構造とした部分に設ける防火設備を示す。
-  内装を不燃とする部分。

第12-15図 内部構造例

カ 可燃性蒸気が内部に流入しない構造として、犬走り等にスロープを設ける場合は、次による。【H9 消防危26】

- (ア) スロープの最下部から最上部までの高さが15cm以上である。
- (イ) スロープは給油又は注油に支障のない位置に設ける。
- (ウ) スロープ上において給油又は注油を行わない。

キ 事務所の壁体の一部に採光のためガラスブロックを用いることができる。この場合、防火性能を有すること。

ク 販売室等にカーテンやじゅうたん等を使用する場合は、防災性能を有すること。

ケ キャノピーに採光等のためにガラスを使用することについては、当該ガラスが、次に適合している場合に限り、危政令第23条の規定を適用し認めて差し支えない。【H13 消防危 33】

(ア) 取付け部が耐震性を有している。

(イ) 熱による破損防止及び飛散防止措置（例、網入ガラス、耐熱ガラス、飛散防止フィルムの貼付）がなされている。

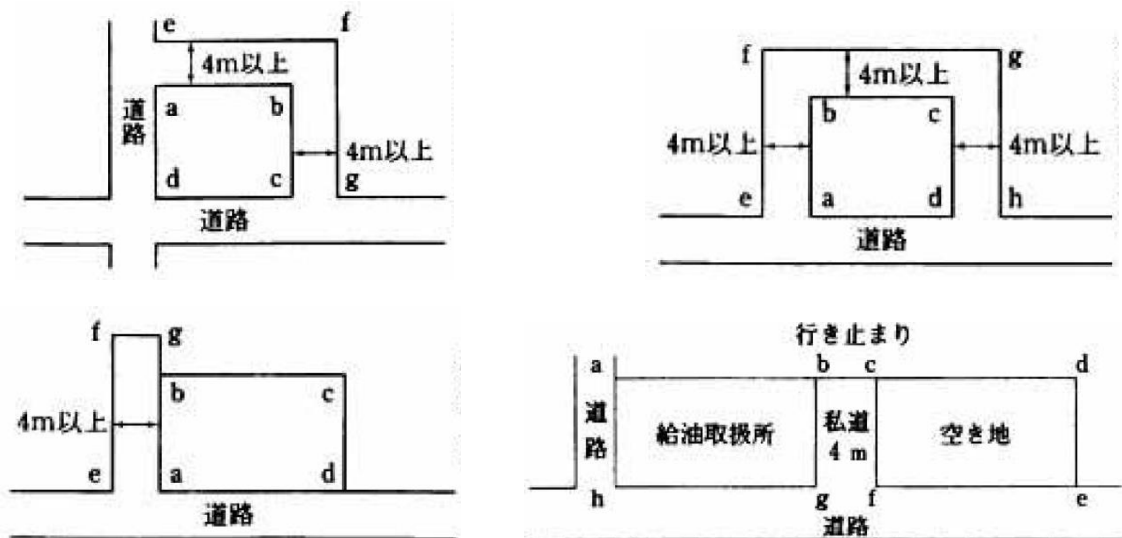
(ウ) ガラス部分の周囲に延焼媒体がない。

(10) 防火塀又は壁（危政令第17条第1項第19号）

ア 自動車等が出入りする側

(ア) 危政令第17条第1項第19号に規定する「自動車等の出入りする側」とは、幅員がおおむね4m以上の道路（危規則第1条第1号に規定するもの）に接し、かつ、給油を受けるための自動車等が出入りできる側をいう。（第12-16図参照）【S51 消防危 94、H9 消防危 27、H10 消防危 90】

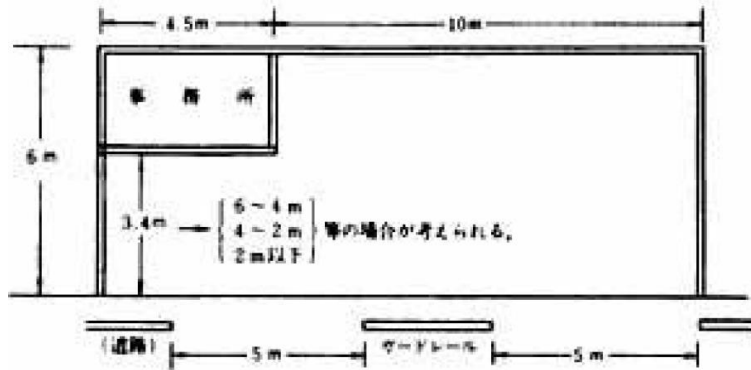
なお、当該道路は危規則第1条第1項第1号ニの規定に適合する場合、当該道路が縁石やさく等で区画されていなくてもよい。【H31 消防危 81】



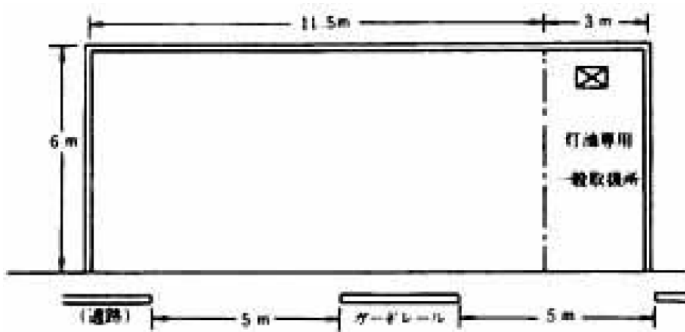
第12-16図

(イ) 危政令第17条第1項第2号に規定する「給油空地」の間口に面する自動車等の出入りする側に、ガードレール等が設けられている場合で幅10m以上の出入口が確保できない場合は、危政令第23条の規定を適用し、幅5m以上の出入口を2箇所以上設けるものとする事ができる。この場合、当該幅5m以上の出入口2箇所以上は、給油取扱所の空地のうち、間口10m以上、奥行6m以上のく形部分の間口の前面にとらなければならない。（第

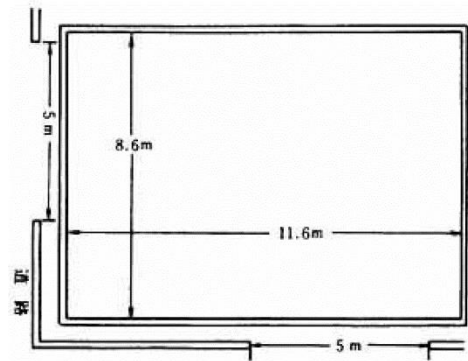
12-17 図参照)【S45 消防予 81】



(認められる例)



(認められない例)



(認められない例)

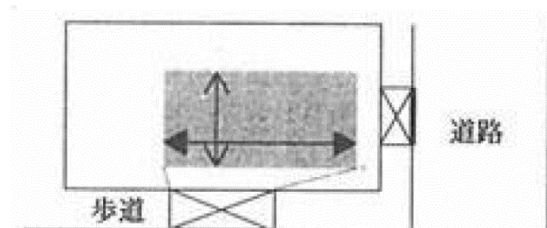
第12-17図 自動車等の出入口

(ウ) (ア)及び(イ)のとおり、給油空地の間口は道路に直接面して確保する必要があるが、道路構造令(昭和45年政令第320号)による歩道の整備等やむを得ない事由により確保できない場合、次の事項を満足すれば危政令第23条の規定を適用し、給油空地の間口を道路に直接面しないことができる。

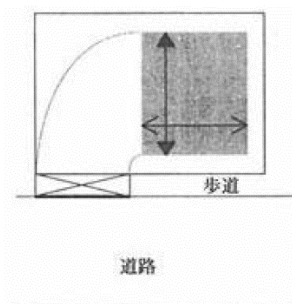
(第12-18図参照)【H13 消防危 127】

- a 給油空地は、間口(自動車等の主たる出入口へ通じる給油空地の一边の長さ)10m以上、奥行6m以上とする。
- b 自動車等の出入口は、自動車等の出入りが円滑にできる幅を確保する。
- c 自動車の主たる出入口部分と給油空地とが相互に十分見通せる位置関係とする。

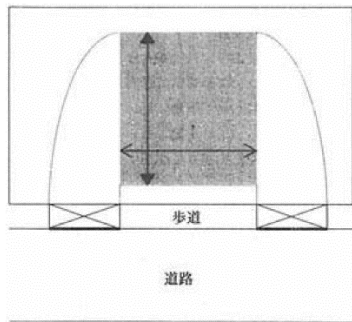
例1



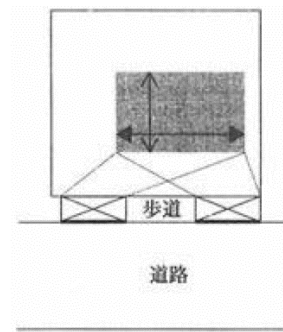
例2



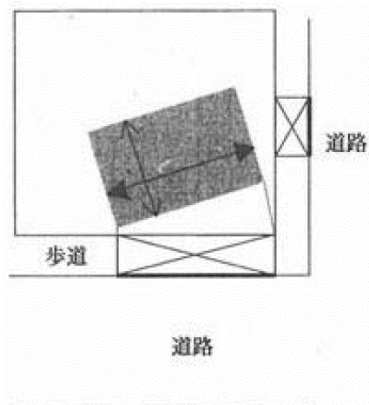
例3



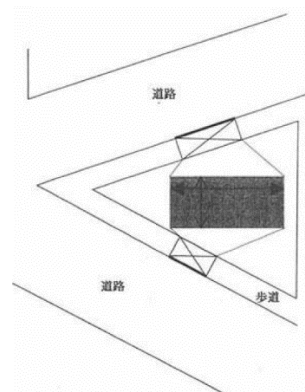
例4



例5



例6



第12-18図 給油空地の例図

## イ 防火塀

### (ア) 防火塀に設けることができる開口部

a 防火塀に設けることができる開口部は、危規則第25条の4の2第1号に規定するもののほか、次による。

(a) 自家用の車両等の車庫を給油取扱所の塀で遮断した場合、塀の一部に出入口を設けて自動車を通すことができる。この場合において、車両等が通過する部分は、給油空地等の外とするほか、出入口は特定防火設備で必要最小限の大きさとし、使用時以外は閉鎖しておくこと。

(b) 1階販売室等の建築物の壁体に敷地外へ通じる連絡用（避難用）出入口を設置する場合は、必要最小限度の随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備とする。【S62 消防予60】

(c) 給油取扱所の建築物の壁が防火塀を兼ねる部分に設ける窓は、はめごろしの防火設備（網入ガラスを用いたものに限る。）とする。【H18 消防危113】

(d) 給油取扱所の建築物の壁が防火塀を兼ねる部分に設ける換気口、ダクト等は防火ダンパーが設けられたものとする。【H18 消防危113】

b ふく射熱の算出を必要とする開口部【H18 消防危191】

aの開口部のうち、危規則第25条の4の2第1号に規定するものについては、危告示第4条の52第3項に規定する式を満足する場合に限り設けることができる。この場合、危告示第4条の52第3項に規定する式を満足することを申請者側の計算書により確認するとともに、防火塀に係るふく射熱計算プログラム（以下「ふく射熱計算プログラム」という。）を活用し、危告示第4条の52第3項に規定する式を満足することを確認する。

(イ) 防火塀の高さ

給油取扱所に隣接又は近接する建築物の外壁及び軒裏が、耐火構造、準耐火構造又は防火構造以外の構造である場合は、当該外壁及び軒裏におけるふく射熱が危告示第4条の52第3項に規定する式を満たすか否かにより、防火塀の高さ等を算出する。この場合、危告示第4条の52第3項に規定する式を満足することを申請者側の計算書により確認するとともに、ふく射熱計算プログラムを活用し、危告示第4条の52第3項に規定する式を満足することを確認する。

(11) ポンプ室等の構造（危政令第17条第1項第20号）

ア 共通事項

(ア) 危政令第17条第1項第20号に規定する「ポンプ室その他危険物を取り扱う室（以下「ポンプ室等」という。）」には、油庫のほか危険物を取り扱う整備室等が含まれる。【H元消防危15】

なお、自動車等の点検・整備を行う作業場であって三面が壁で囲まれたものは、整備室として取り扱う。【H元消防危44】

(イ) 同号ロに規定する「ポンプ室等に必要の採光、照明」は、採光、照明のいずれかが設置されていれば足りる。【H元消防危44】

(ウ) 同号ロに規定する「換気設備」は、同号ハに規定する排出設備を設けた場合に当該設備と兼用することができる。

(エ) 同号ハに規定する「可燃性蒸気の滞留するおそれのあるポンプ室等」とは、引火点が40℃未満の危険物を取り扱うポンプ室、整備室が該当する。

【H元消防危44】また、「屋外に排出する設備」の屋外は、給油空地に面する部分も含む。

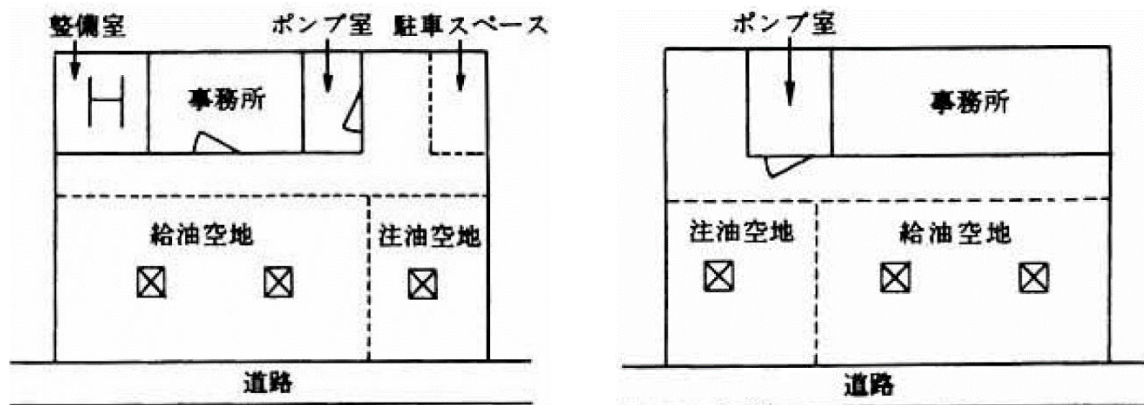
イ ポンプ室

危政令第17条第1項第12号ただし書のポンプ機器を設けるポンプ室はア\_(イ)、(ウ)、(エ)によるほか、次による。

(ア) 当該ポンプ室の建物構造等については、危規則第25条の3の2のほか、その他の設備等について危政令第17条第1項第20号が適用となる。

(イ) 危規則第25条の3の2に規定する「ポンプ室の出入口は、給油空地に面する」とは、事務所への可燃性の蒸気の流入を防止し、火災等の影響を排除することを目的としたものであり、給油空地に直接面する必要はない。

(第12-19図参照)【H元消防44】



第12-19図 ポンプ室の設置例

ウ 油庫

ア\_(ア)、(イ)、(ウ)によるほか、換気設備は、第5章「屋内貯蔵所」\_第4\_1\_(9)の換気設備の例による。

エ 整備室

アによるほか、次による。

(ア) 整備室に設ける可燃性蒸気を排出する設備のうち、整備室の使用に際し前面側を開放して使用する形態のものにあつては、壁体等に設ける室内換気用の換気扇をもって排出設備とすることができる。

(イ) 整備室に設ける貯留設備のうち、油分離装置に通じる配管を設ける場合は、貯留設備のすぐ近くに閉鎖バルブを設ける。

(12) 電気設備 (危政令第17条第1項第21号)

危政令第17条第1項第21号に規定する「電気設備」は、第3「製造所」\_第4\_(13)の例による。

(13) 附随設備等 (危政令第17条第1項第22号及び第23号)

ア 付随設備 (危政令第17条第1項第22号)

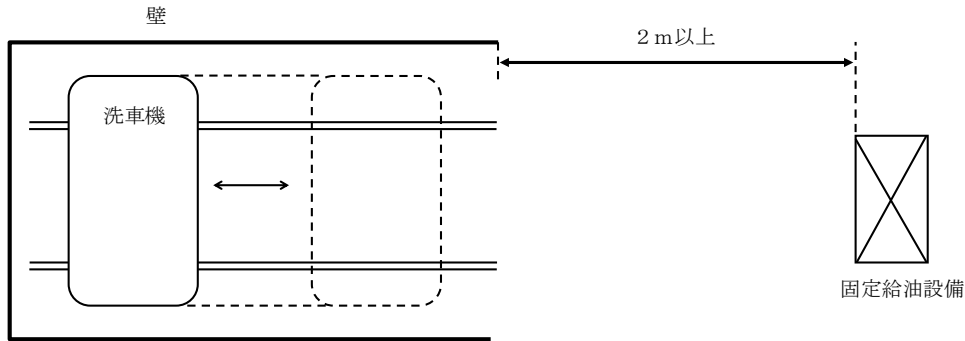
(ア) 付随設備は、給油空地等の内に設けない。【S62 消防危38】

(イ) 固定給油設備との間隔については、次による。

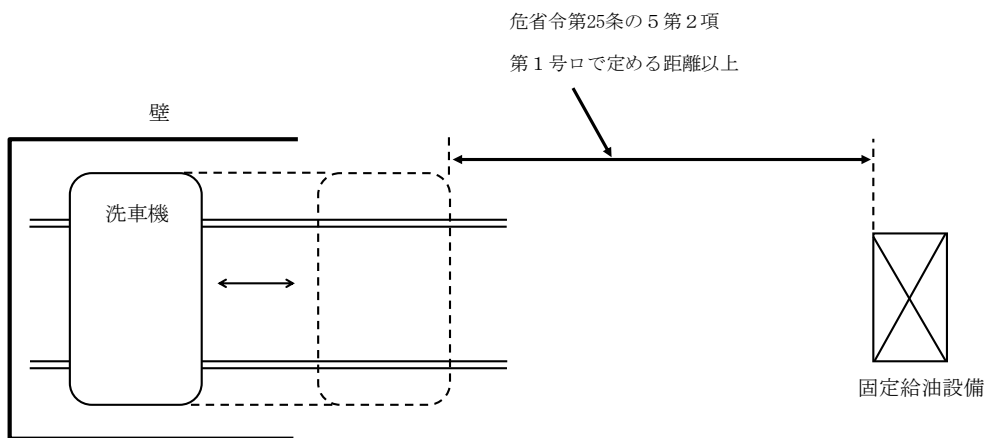
a 洗車機を建築物内に設ける場合の固定給油設備との間隔については、洗車機の可動範囲全体が壁で覆われている場合は2m以上確保する。(第12-20図参照)

b 洗車機の可動範囲の一部が壁等からはみ出している場合は、可動先端部まで固定給油設備の最大給油ホース全長に応じ危規則第25条の5第2項第1号ロで定める距離以上をそれぞれ確保する。(第12-21図参照)





第12-20図 壁で覆われている場合



第12-21図 壁からはみ出している場合

- (ウ) 危規則第25条の5第2項第2号に規定する「自動車等の点検・整備を行う設備」とは、オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク、タイヤチェンジャー、ホイールバルンサー、エアーコンプレッサー、バッテリーチャージャー等をいう。【S62 消防危 38】
- (エ) 危険物を取り扱う設備は、地震動により容易に転倒又は落下しないように設ける。【S62 消防危 38】
- (オ) ウォールタンクには、通気管、液面計等を設けるとともに、外面にさび止めのための措置を講じる。【S62 消防危 38】
- (カ) 尿素水溶液供給機は、第17「電気設備」の基準に適合していること。【H23 消防危 273】
- イ 附設備以外の設備（危政令第17条第1項第23号）【S62 消防危 38、S62 消防危 60】
  - (ア) 危政令第17条第1項第23号に規定する「給油に支障があると認められる設備」とは、自動車等の転回が困難となり、自動車等の固定給油設備への衝突等を招きかねないような設備をいうものであり、これに該当するかどうかの判断は、火災予防上の観点からのみ行われる。

例えば、空地外の場所に設置するサインポール、看板等の設備は、原則として、給油に支障ないものとして取り扱うほか、必要最小限の POS 用カードリーダー等の設備でその設置がやむを得ないと認められるものを空地内のアイランド上に設けられる。また、樹木、花壇等についても、給油に支障がないと認められる限り、設けることができる。この場合、次の設備については、給油空地内に必要最小限の範囲で設けることができる。

a クイックサービスユニット（附随設備を用いることなく自動車の給油時に行う軽易なサービス業務に供する設備で、コンセント等を設けていないものに限る。）

b 現金自動釣銭機

(イ) 給油作業に支障ないと認められる場合には、グリーンベルト、植込、池等を設けることができる。ただし、植込の高さは、防火塀以下とする。【S 46 消防予 65、S 47 消防予 13】

(ウ) 建築物の屋根等の火災予防上支障のない場所に PHS 等のアンテナを設けることができる。【H 9 消防危 27】

(14) その他

ア ボイラー等の火気使用設備及び自家発電設備（カ\_(イ)の緊急用可搬式発電機を除く。）

(ア) 共通事項

a ボイラー等の火気使用設備及び自家発電設備の設置については、市条例の基準による。【S 62 消防危 38】

b 灯油若しくは軽油を貯蔵する専用タンク又は廃油タンク等から給油取扱所内の給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラー及び自家発電設備へ燃料を供給することができる。【S 62 消防危 38】

c 燃料タンクは、給油取扱所の専用のもので、当該タンクから他用途部分への燃料供給は行わない。

d 燃料タンクを地上に設ける場合は、指定数量未満とし、給油取扱所内の燃料タンク専用室又は油庫内に設置する。ただし、タンク容量が 200 L 未満のものにあつては、ボイラー室等に設置できる。

(イ) ボイラー室

可燃性蒸気の流入するおそれのない構造とする。

イ 看板【S 45 消防予 160、S 45 消防予 231、S 47 消防予 30、S 47 消防予 55、H 31 消防危 81】

(ア) キャノピー上で、給油取扱所の業務に支障ない範囲であれば、直接関係のない家電製品等の広告を設けることができる。

(イ) 看板等を防火塀上に設けるものにあつては不燃材料として、それ以外の場所に設けるものにあつては難燃性能を有する材料又はこれと同等以上の防火性能を有するものとする。

(ウ) 合成樹脂類の看板について

a 形態

- (a) 上屋の側面若しくは天井面に取り付け又は埋め込むもの
- (b) 建物外面、上屋の柱又は相互間に取り付けるもの
- (c) 上屋の屋上、サインポール等に取り付けるもの
- (d) 防火塀の内外面に取り付けるもの

b 材質

- (a) 材質は、難燃性能を有する合成樹脂材料（JIS\_K\_6911「熱硬化性プラスチック一般試験方法」(5.24.耐燃性のA法による自消性のもの)）等であること。ただし、上記 a\_(c)に設けるものにあつては、一般アクリル樹脂材料を使用することができる。
- (b) JIS\_K\_6911「熱硬化性プラスチック一般試験方法」に定める合成樹脂材料を使用した看板類には、商品名を記したシールを添付する。

c 防水性

電気設備を有するもので、雨水が浸入するおそれのある看板の外郭カバーは防雨型（JIS\_C\_0920「電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード）」に定める保護等級3のもの）とし、外郭カバーが防雨型以外のものにあつては電気器具を防滴型とする。

d 取付け方法

建物、キャノピー等に取り付けるもの及びインジケーターの裏面に設けるものは、看板本体と建物等が接する部分を不燃材料等により防火上有効な措置を講じる。

なお、耐火構造の規制を受ける天井面等に埋め込む場合は、当該天井面等を耐火区画とする。

(エ) 防火塀上に看板等を設ける場合は、防火塀を含めた耐震耐風圧構造とする。

(オ) 危規則第25条の10第1項第3号に規定する「屋根又は耐火性能を有するひさし」の前面に看板を設ける場合は、難燃性能を有する材料又はこれと同等以上の防火性能を有するものを使用する。

ウ 自動移送システム【H4 消防危13】

給油取扱所において、複数の専用タンク相互の液面レベルを均一化するため液面計、コントロールユニット、ポンプ等からなる自動移送システムを設置することができる。

なお、既設の専用タンクの注入管内のみで使用する場合は、危政令第23条の規定を適用し、難燃性チューブ（接地導線入り）を移送配管として用いることは支障ない。

エ 携帯型電子機器【H30 消防危154】

(ア) 給油空地等で使用する携帯型電子機器は、防爆構造又は次のいずれかの

規格に適合するものとする。

- a IEC\_60950-1
- b JIS\_C\_6950-1「情報技術機器—安全性—第1部：一般要求事項」
- c IEC\_62368-1
- d JIS\_C\_62368-1「オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第1部：安全性要求事項」

(イ) 携帯型電子機器の使用用途は、給油取扱所の従業員が接客、在庫管理、点検等のために使用するタブレット端末及びモバイル決済端末とする。

オ 給油取扱所の敷地内にLPGバルク貯槽を設置する場合の条件【H10消防危90】

コインランドリー及び事務所において使用する燃料を貯蔵するLPGバルク貯槽（1t未満）が、次に掲げる事項を満足する場合には、給油取扱所の敷地内に設置することができる。

なお、圧縮機及び充てん用ポンプは設置しない。

(ア) LPGバルク貯槽及び附属設備（以下「バルク貯槽等」という。）は、給油空地等以外に設置する。

(イ) LPGバルク貯槽は、地下に設置する。ただし、専用タンク等の注入口から8m以上の離隔距離を確保できる場合には、地上に設置することができる。

(ウ) バルク貯槽等は自動車等の衝突防止措置が講じられていること。

(エ) バルク貯槽等に係るガス配管は、(ア)によるほか自動車等が衝突するおそれのない場所に設置する。

(オ) LPGタンクローリーの停車位置は、給油空地等以外、地下タンクの注入口から8m以上離れた場所とし、その場所が明示されていること。

(カ) 予防規程にLPGタンクローリーから受入中の安全対策について定める。

カ 地震対策

(ア) 緊急用可搬式ポンプ

a 緊急用可搬式ポンプは、給油取扱所において震災時等の緊急活動、復旧活動等のために自動車燃料の給油等を行う場合で、震災等により固定給油設備等が使用できない場合に限って使用するものである。

b 震災による給油取扱所の被害の程度が、当該緊急用可搬式ポンプを使用する上で安全性に影響のない場合に限って使用する。

c 緊急用可搬式ポンプを使用する位置は、給油空地等の範囲内とするとともに、危政令第17条第1項第12号に定める間隔を確保する。

d 緊急用可搬式ポンプにより給油等を受ける自動車等が、給油空地等からはみ出ない位置に当該緊急用ポンプを設定する。

(イ) 緊急用可搬式発電機

a 緊急用可搬式発電機から電気を受給するためのコンセントは、緊急用可搬式発電機の設定場所及び電源ケーブルの長さ（2本以上のケーブル

を直列に接続して使用しない。)を考慮した場所に設けるとともに、緊急用発電機の電源ケーブルが事務所等の出入口若しくは窓等又は自動車等が通行する部分を通過することのない場所に設ける。

- b コンセントの位置が第17章「電気設備」の危険区域となる場合には、当該コンセント及びプラグを防爆構造のものとする。
- c コンセントは、緊急用発電機の電源ケーブルのプラグ（メス型プラグを除く。）が抜け落ちない構造とするとともに、屋外に設けるコンセントは、防雨型とする。
- d 電気配線敷設等の関連工事も含めて、電気設備に係る工事として取り扱うこと。◆  
なお、工事内容は事前に確認のうえ、「製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」（平成14年3月29日付け消防危第49号）により許可の要否について判断すること。
- e 設置及び取扱い場所については、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（平成31年4月19日付け消防危第81号）問4を参考に指導する。◆
- f 燃料の保管は必要最小限に留めるものとし、保管場所は危険物保管庫等の保管に適した場所とすること。また、機器付属のタンク容量を含めて、法第11条第1項により許可する内容に含めること。◆
- g 発災時の緊急対応や施設の応急点検、臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの手順等を定めておき、予防規程及びそれに基づくマニュアル等に位置付けておくこと。また、定期的に従業員に対して当該対応の教育を行い、訓練等を行っておくこと。◆

キ 誘導灯（危政令第21条の2、危規則第38条の2）

誘導灯の基準は、消令第26条第2項第1号、第2号及び第4号の例による。

## 2 危政令第17条第2項を適用する屋内給油取扱所

1のうち適用されるものによるほか、次による。

### (1) 建築物の用途制限（危政令第17条第2項第1号）【H元消防危15】

消令別表第一(6)項に掲げる用途に供する部分を有する建築物内には、設置できないものである。この場合、当該部分が事務所等の診療室等機能的に従属しているときは、主たる用途である事務所等に含まれるものとするが、みなし従属としては含まれないものである。

また、階段等の出入口が、事務所等の中に設けられ可燃性の蒸気の滞留を防止する措置が講じられている場合には、地階を設けることができる。【H元消防危44】

### (2) タンクの構造（危政令第17条第2項第2号、第3号）

屋内に設ける通気管

危規則第20条第5項に規定する「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」

とは、換気のない自動車等の出入口付近の場所をいう。【H元消防危 15】

通気管の先端は、上階への延焼防止するために設けられたひさしを貫通して設置することができる。この場合、貫通部は、埋戻し等の措置が講じられていること。【H元消防危 44】

(3) 過剰注入防止装置（危政令第 17 条第 2 項第 4 号）

危政令第 17 条第 2 項第 4 号に規定する「過剰注入防止装置」は、タンクローリー等による過剰な注入を防止するため、タンクの液面をフロート等により直接又は液面計と連動して自動的に受入れを停止するものとする。この場合、装置は、タンクの最大許可容量の範囲内で作動させること。

(4) 建築物の構造（危政令第 17 条第 2 項第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 7 号の 2、第 8 号）

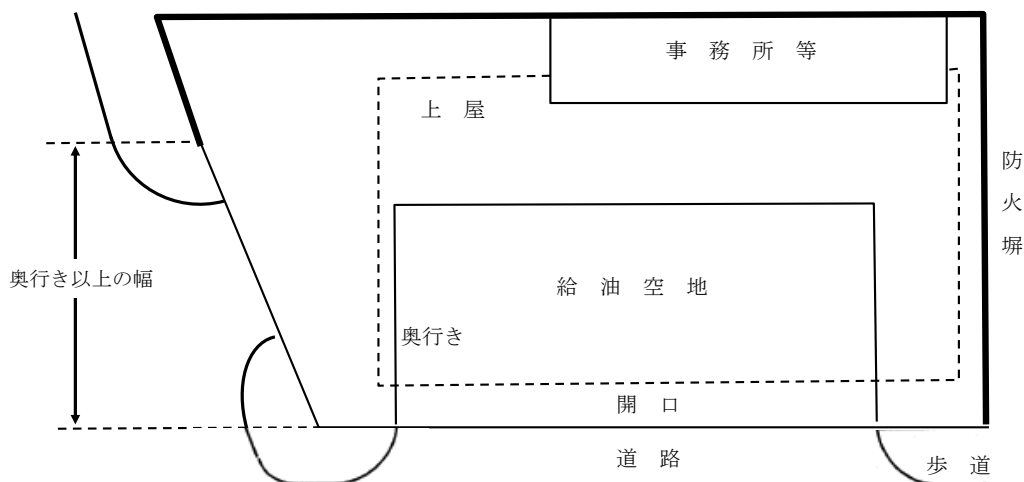
上屋等が防火塀（建築物の壁体を兼ねる場合を含む。）に水平距離で、おおむね 1 m 以内で近接している場合は、当該防火塀は上屋等まで立ち上げ一体とする。この場合、立ち上げた壁体の面が道路境界である場合を除き開口部を設けない。【H元消防危 44】

(5) 屋内給油取扱所の開放性と講ずべき措置（危政令第 17 条第 2 項第 9 号、第 10 号）

ア 二方開放型の屋内給油取扱所の空地の条件（危規則第 25 条の 8）

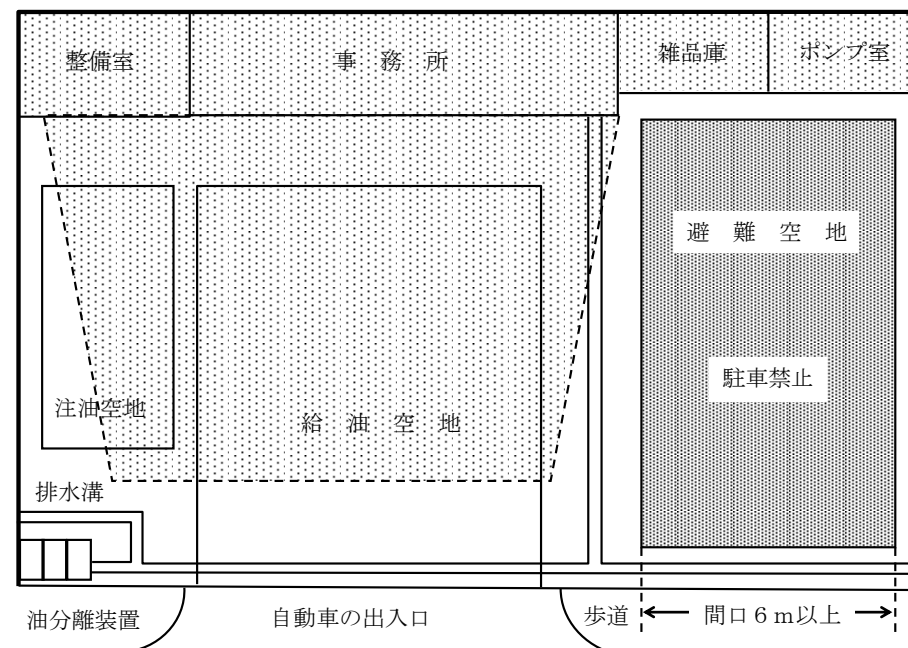
(ア) 二方が道路に面している場合

危政令第 17 条第 2 項第 9 号に規定する「二方については、自動車等の出入する側に面するとともに壁を設けないこと」とは、給油のために必要な空地の間口に接する道路部分にあつては、原則として全面が開放され、かつ、奥行き側の道路部分にあつては、奥行き以上の幅の部分に壁又は防火塀が設けられていないことをいう。（第 12-31 図参照）



第 12-31 図 二方開放の例

- (イ) 一方が通風及び避難のための空地に面している場合
- a 危規則第25条の8に規定する通風及び避難のための空地（以下「避難空地」という。）は、次による。（第12-32図参照）【H元消防危15】
- (a) 給油空地等、自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場以外の場所のほか、漏えい拡大防止の措置が取られた場所以外の屋外の場所とする。
- なお、「屋外の場所」とは、上屋等一切の建築物の設けられていない場所をいうものである。ただし、空地上のキャノピーのはりは、屋外の場所とみなすことができる。
- (b) 車両等の出入口又は出入りする通路としては認められない。
- b 空地内の専用タンク等の埋設、防火塀の上方又は側面の看板、空地内にない通気管の立ち上がりは認めることができる。
- c 避難空地には、漏れた危険物が流入しないように、当該空地と給油空地等その他の空地との境界には排水溝を設ける。
- d 避難空地内には、油分離装置を設けない。



第12-32図 避難空地

- イ 一方開放型の屋内給油取扱所の講ずべき措置（危規則第25条の9）
- (7) 避難に要する事務所等（危規則第25条の9第1号イ）
- a 危規則第25条の9第1号イに規定する「敷地外」とは、屋外の安全な場所又は路地等により道路上へ通ずる通路をいう。（第12-40図参照）
- b 同号イに規定する「事務所等」とは、危規則第25条の4第1項第1号の2又は第2号に掲げる用途とする。
- c 同号イに規定する「事務所等」の窓に、はめごろし戸である防火設備

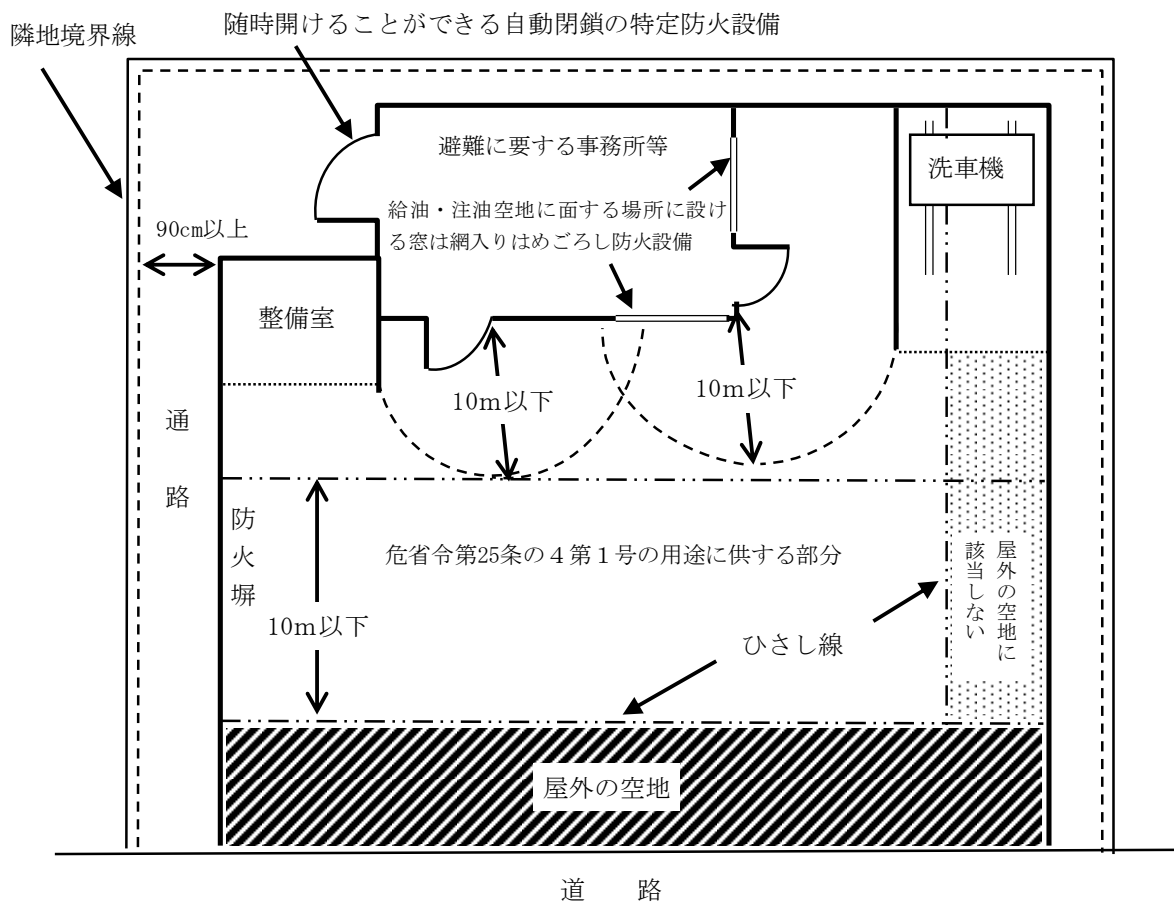
を設ける範囲については、当該事務所等が給油空地側及び危険物を取り扱う室に面する部分とする。

d 同号イに規定する「避難口」の設置数は、延焼防止等の観点から必要最小限とすること。

(イ) 屋外の空地（危規則第25条の9第1号ロ）【H元消防危15、H元消防危44】

危規則第25条の9第1号ロに規定する「屋外の空地」とは、給油又は灯油・軽油の詰替えのための作業場の用途に供する建築物と道路との間にある空地をいうものであり、それ以外部分は建築物の外だったとしても「屋外の空地」にはならない。

なお、当該建築物が直接道路境界線に接するときは、道路境界線を「屋外の空地」とみなす。（第12-33図参照）



第12-33図 避難通路の確保例

(ウ) 避難上支障のある場所（危規則第25条の9第2号）【H元消防危15】

危規則第25条の9第2号に規定する「避難上支障のある場所」とは、避難に要する事務所等の出入口付近のほか、自動車等の出入口付近も該当す



る。

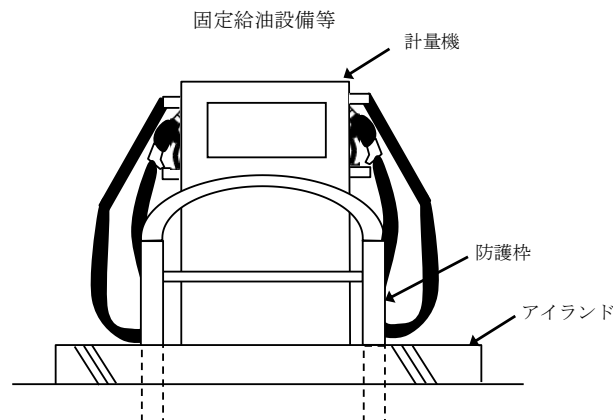
(エ) 可燃性蒸気検知警報設備（危規則第25条の9第4号）

危規則第25条の9第4号及び危規則第25条の10第2号に規定する「可燃性の蒸気を検知する警報設備（以下「可燃性蒸気検知警報設備」という。）」は、次による。

- a 可燃性蒸気検知警報設備は、検知器、受信機及び警報装置から構成されるものである。
  - b 警戒区域は、可燃性蒸気が滞留するおそれのある室又はその部分とする。
  - c 検知器は、床面から0.15m以下の有効に検知できる位置に設ける。【H元消防危15】
- ただし、出入口等外部の空気が流通する箇所は除く。
- d 検知器の検知濃度は、爆発下限界の1/4の範囲内とする。【H元消防危15】
  - e 受信機は、常時人がいる場所に設置する。【H元消防危15】
  - f 受信機の主音響装置の音圧及び音色は、他の警報設備の警報音と区別できるものとする。
  - g 警報装置の音量は、その中心から前方1m離れた場所で90dB以上とする。
  - h 可燃性蒸気検知警報設備には、非常電源を附置する。

(オ) 衝突防止装置（危規則第25条の9第5号）【H元消防危44、H元消防危15】

危規則第25条の9第5号に規定する「固定給油設備等に設ける自動車等の衝突を防止するための措置」は、固定給油設備等を懸垂式ののものにしたもの、固定給油設備等を金属製のパイプ等で防護したもの又はアイランドの高さなどを利用して防護するもの等がこれに該当する。（第12-34図参照）



第12-34図 衝突防止措置の例

ウ 可燃性蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等（危政令第17条第2項第

10号)【H9消防危112】

(ア) オートリフトの収納用地下ピットは、危政令第17条第2項第10号に規定する「可燃性の蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等（以下「穴、くぼみ等」という。）」に該当するものとして取り扱う。

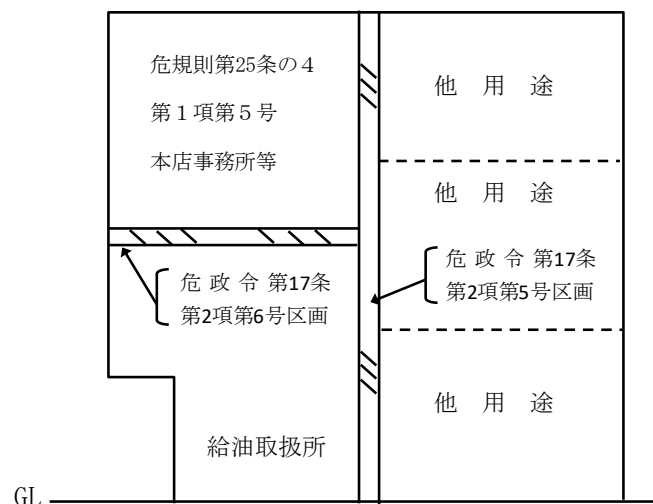
(イ) ブレーキテスター収納用地下ピットを第17章「電気設備」\_第3\_6の危険区域以外の場所に設置する場合、当該地下ピットは、穴、くぼみ等に該当しないものとする。ただし、深さがおおむね40cmを超えるブレーキテスター収納用地下ピットを危険区域に設置する場合、当該地下ピットは、穴、くぼみ等に該当するものとして取り扱う。

(ウ) (ア)又は(イ)の穴、くぼみ等に該当する地下ピット内に可燃性の蒸気を検知する警報設備を設け、かつ、ピットの内部に滞留した可燃性蒸気を屋外の高所に有効に排出する設備を設ける場合は、二方開放の屋内給油取扱所に限り、危政令第23条の基準を適用し、穴、くぼみ等として取り扱わないことができる。

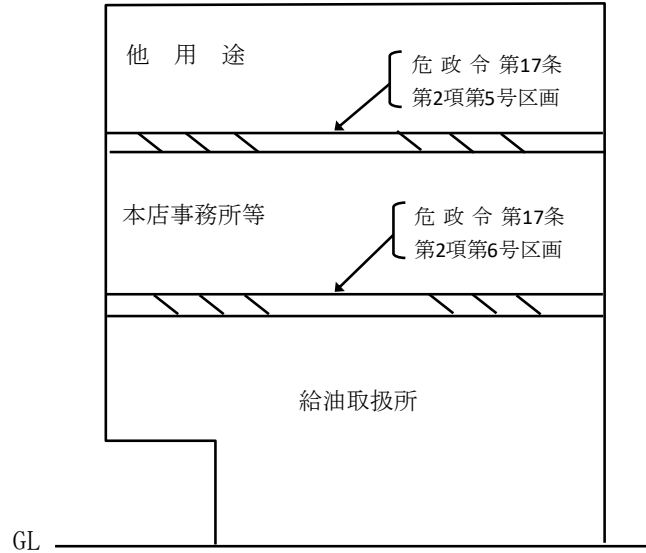
(6) 屋内給油取扱所の用に供する部分の上部に上階がある場合の措置（危政令第17条第2項第11号、危規則第25条の10）

ア 危政令第17条第2項第11号に規定する「上部に上階がある場合」又は危規則第33条第1項第6号若しくは危規則第38条第1項第1号ホに規定する「上部に上階を有するもの」とは、給油取扱所の規制範囲に対して上部に上階が全部又は一部有するもので、上階の用途が危規則第25条の4第1項で規制されたもの以外の用途であること。（第12-35図参照）

(ア) 「上部に上階のある場合」に該当しない例



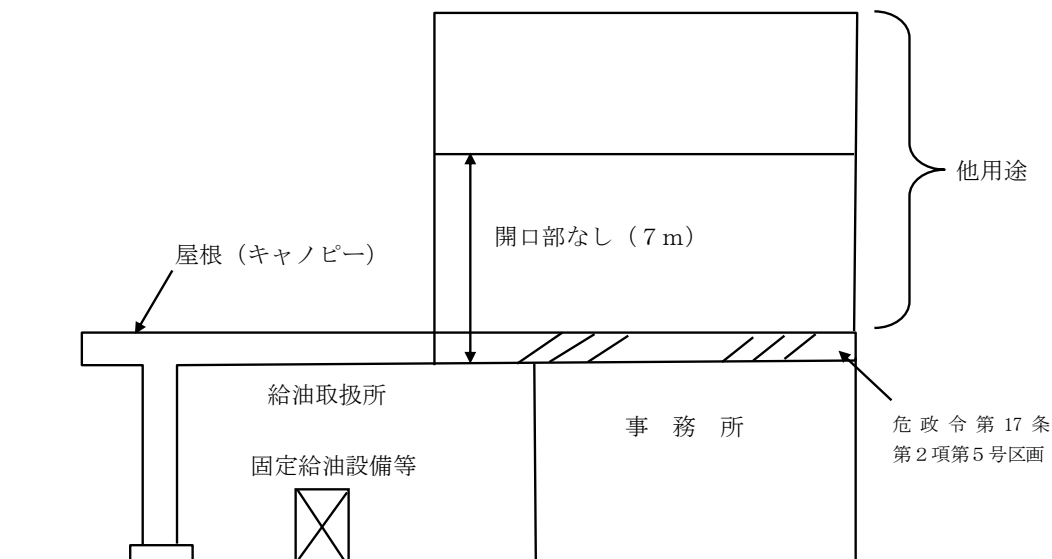
(イ) 「上部に上階のある場合」に該当する例



第 12-35 図

イ 本店事務所等を有する屋内給油取扱所では、当該本店事務所等を給油取扱所の規制範囲に含めるか他用途部分とするかは、設置者の選択によることができる。【H元消防危 15】

ウ アにより、上部に上階がある場合は屋根を耐火構造とするものであるが、第 12-36 図のような上部に上階のある給油取扱所の屋根（キャノピー）部分は、危規則第 25 条の 10 第 3 号に規定する「ひさし」と兼用しない場合のみ不燃材料とすることができる。



第 12-36 図

エ 他用途との区画

危政令第17条第2項第5号に規定する「開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること」とは、建基法第2条第7号に定める耐火性能を有する構造で区画されたものであればよい。

オ 本店事務所等との区画

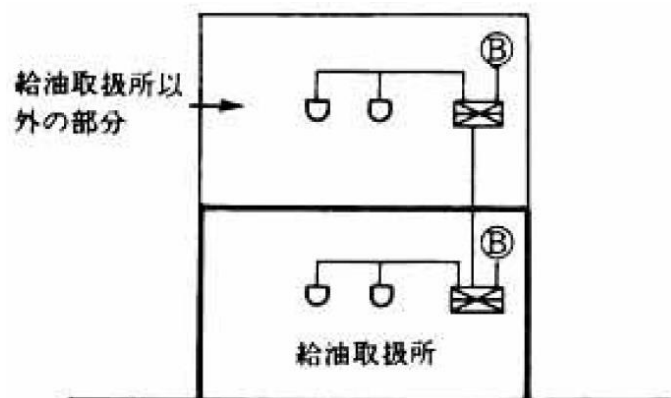
危政令第17条第2項第6号に規定する「総務省令で定める部分」の区画は、エと同様の区画とする。

カ 他用途に報知する設備【H元消防危44】

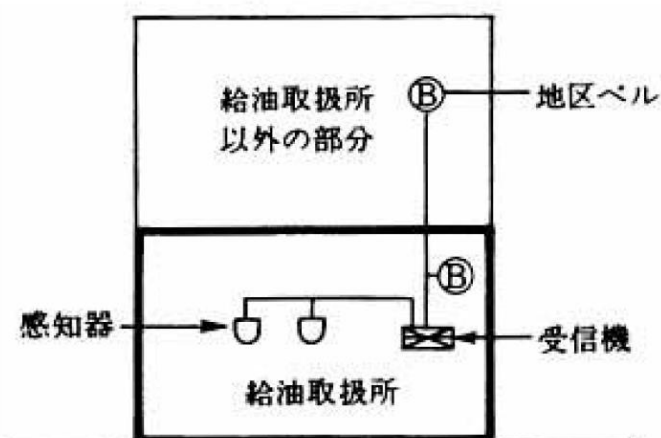
(ア) 危規則第25条の7に規定する「屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の給油取扱所以外の用途の部分に報知するための設備」とは、第12-37図の例のとおりとする。

(イ) 当該設備を自動火災報知設備による場合には、第19章「警報設備」の例による。

a 他用途に自動火災報知設備が設置されている場合

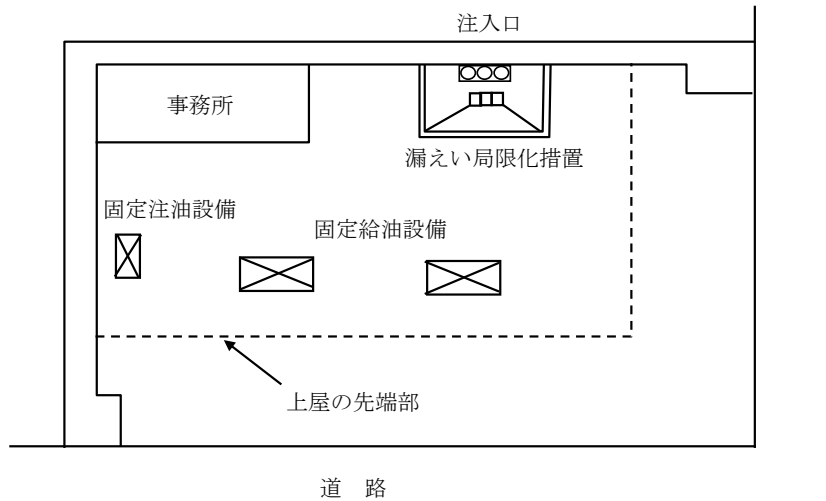


b 用途に自動火災報知設備が設置されていない場合



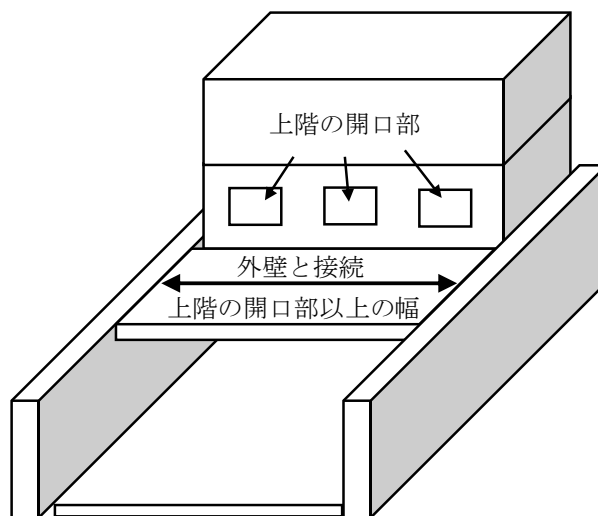
第12-37図 他用途に報知する設備の例

キ 危規則第25条の10第1号に規定する「注入口及び固定給油設備等の上階への延焼防止上安全な場所」とは、火災が発生した場合、上階への火炎の噴出を防止するため、注入口（漏えい拡大防止措置部分を含む。）及び固定給油設備等を上屋（上階のある場合は上階の床）内に設けることをいう。（第12-38図参照）



第12-38図 注入口及び固定給油設備等の上階への延焼防止上安全な場所

ク 危規則第25条の10第1号に規定する「屋根は上階への延焼防止上有効な幅を有して外壁と接続し、かつ、開口部を設けないもの」とは、上部の上階に設置されている開口部以上の幅を有する上屋で、かつ、建物外壁と上屋とを接続し、上屋上部への延焼経路となる開口部を設けないこととする。（第12-39図参照）【H元消防危15】



第12-39図 上階への延焼防止上有効な幅を有して外壁と接続した屋根の例

ケ 漏えい局限化措置【H元消防危44】

危規則第25条の10第2号に規定する「漏えい範囲を15㎡以下に局限化するための設備及び漏れた危険物を収容する容量4㎡以上の設備（以下「漏えい局限化措置」という。）」は、次による。（第12-40図参照）

(ア) 注入口の周囲（注入口に移動タンク貯蔵所から荷卸しするために停車する側）には15㎡の漏えい拡大防止措置を講じ、漏れた油を収容するための収容槽を設けること。この場合、設置場所は移動タンク貯蔵所の停車位置を十分考慮する。

(イ) 収容槽の材質は、金属、コンクリート又はFRP等とし、埋設による土圧、水圧等に耐えられるものであること。

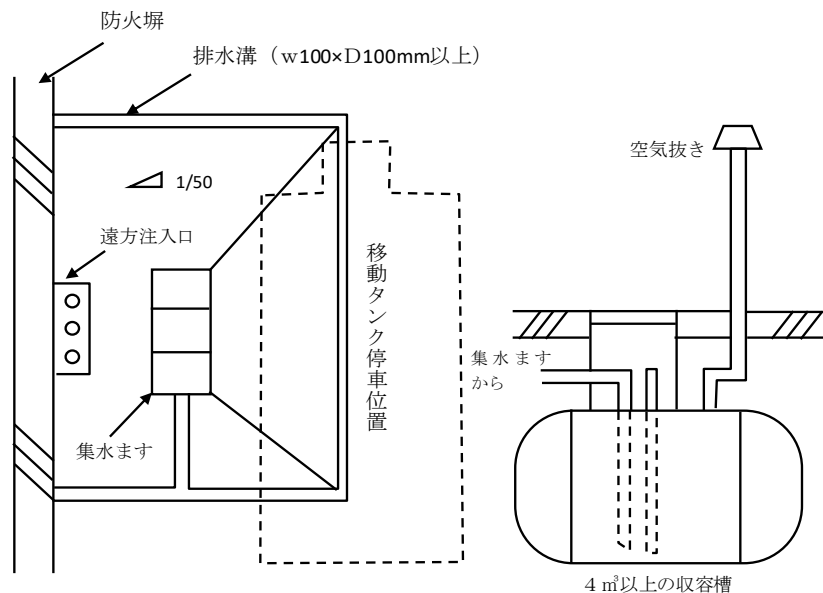
(ウ) 収容槽は、実収容量を4㎡以上とし、空気抜き、漏れた危険物の回収用マンホール又は抜取り用配管を備える。

なお、当該収容槽は、専用タンク等とは兼用できない。

(エ) 漏えい拡大防止措置は、注入口の周囲に排水溝を設け、収容槽への配管を直径100mm以上とするとともに、地盤面は約1/50の勾配を設ける。

(オ) 日常における維持管理上、集水ますを設けるとともに、注入口使用時以外は収容槽への雨水及び可燃性蒸気の流入を防止するためのバルブ等を設ける。

なお、バルブピットの上蓋は防水型とする。



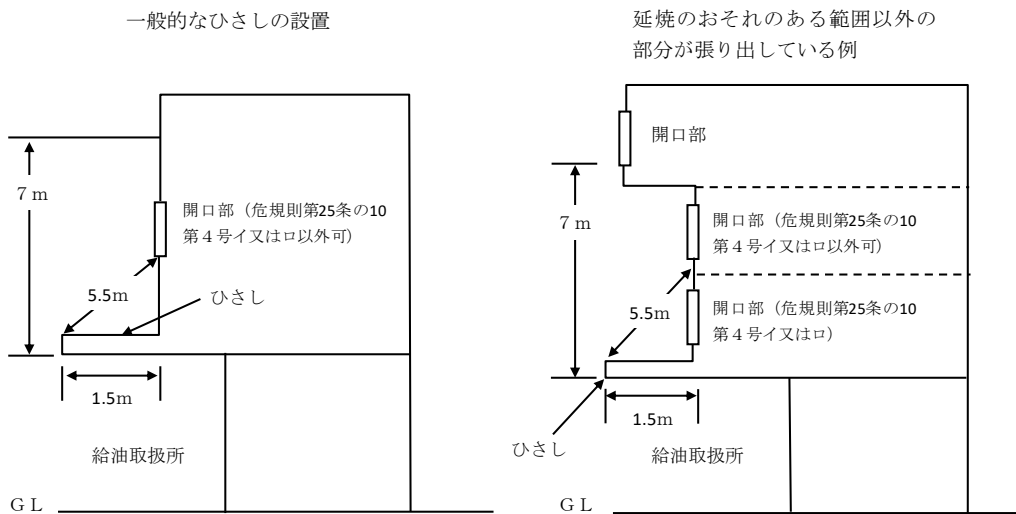
第12-40図 漏えい局限化措置の例

コ 延焼防止上有効な屋根又はひさしの設置

危規則第25条の10第3号に規定する「延焼防止上有効な1.5m以上の屋根又はひさし（以下「ひさし等」という。）」の取扱いについては、次による。

(第12-41図参照)

なお、ひさしは、ベランダ等他の用途としての使用は認められない。



第12-41図 延焼防止上有効な屋根又はひさしの設置例

(ア) 危規則第25条の10第4号ロに規定する「延焼防止上有効な措置を講じた開口部」については、JIS\_R\_3206「強化ガラス」で規定する強化ガラスを用いたはめ殺し窓とする。【H元消防危15】

(イ) ひさし等の上階の外壁からの張り出しは、1.5m以上とする。ただし、ひさし等の先端部に次に掲げるドレンチャー設備を設ける場合は、1.0mとすることができる。この場合、危省令第25条の10第4号に規定するひさし等の外壁からの張り出した水平距離は、1.0m未満とすることはできない。【H元消防危15】

a ドレンチャーヘッドは、ひさし等の先端部に当該先端部の長さ2.5m以下ごとに1個設けるとともに、はり等により散水が妨げられるおそれのある場所には、さらにヘッドを増設する。

b 水源は、その水量がドレンチャーヘッドの設置個数に1.3 m<sup>3</sup>を乗じて得た量以上の量となるように設ける。【H元消防危15】

c ドレンチャー設備は、すべてのドレンチャーヘッドを同時に使用した場合にそれぞれのヘッドの先端において、放水圧力が0.3MPa以上で、かつ、放水量が130L/min以上の性能のものとする。【H元消防危15】

d ドレンチャー設備は手動方式とすること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを感知ヘッドとした自動起動方式を併用することができる。

e 加圧送水装置、電源、配管等は屋内消火栓設備の例によること。

(7) その他

ア 誘導灯 (危政令第21条の2、危規則第38条の2)

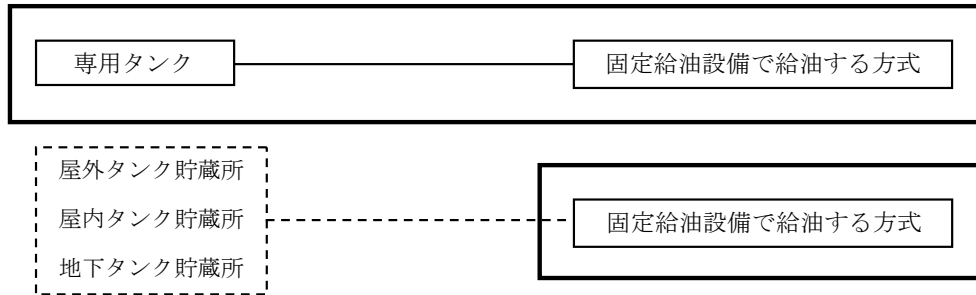
誘導灯の基準は、消令第26条第2項第1号、第2号及び第4号の例による。

### 3 危政令第17条第3項第1号を適用する航空機給油取扱所（危規則第26条）

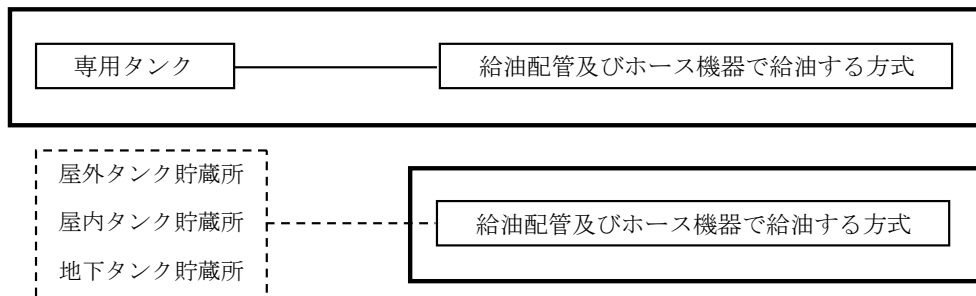
#### (1) 航空機給油取扱所の分類

航空機給油取扱所は、次のとおり分類される。

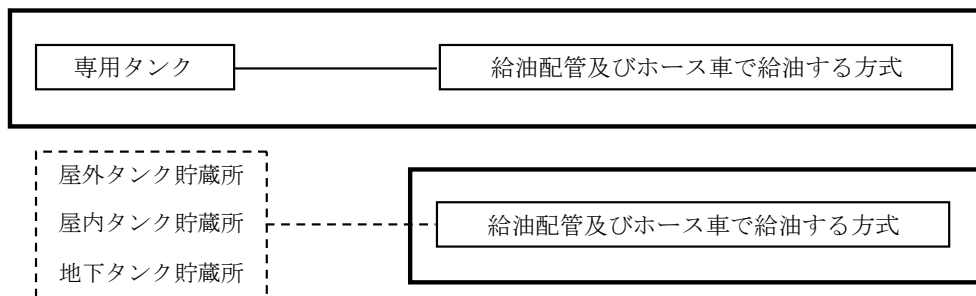
##### ア 直接給油方式（危規則第26条第3項第1号イ及び第4号）



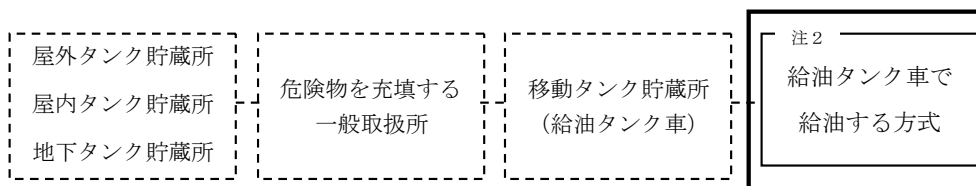
##### イ ハイドラント方式（危規則第26条第3項第1号ロ及び第5号）



##### ウ 給油ホース車（サービサー）方式（危規則第26条第3項第1号ハ及び第6号）



##### エ 給油タンク車（レフューラー）方式（危規則第26条第3項第1号ニ）



注1：  は、一の航空機給油取扱所を示す。

注2： 給油タンク車は、移動タンク貯蔵所として規制される。



(2) 危規則第26条第3項第1号及び第6号に規定する「給油ホース車(サービサー)」の基準は、第10章「移動タンク貯蔵所」\_第4\_3を参照すること。

なお、「給油ホース車(サービサー)」は、航空機給油取扱所の設備として位置付けられるものであり、その帰属を明確にしておくこと。

(3) 危規則第26条第3項第3号ロに規定する「漏れた危険物その他の液体の流出を防止することができるその他の措置」とは、当該航空機給油取扱所に油流出防止に必要な土のう又は油吸着剤等を有効に保有していることをいう。【H元消防危15】

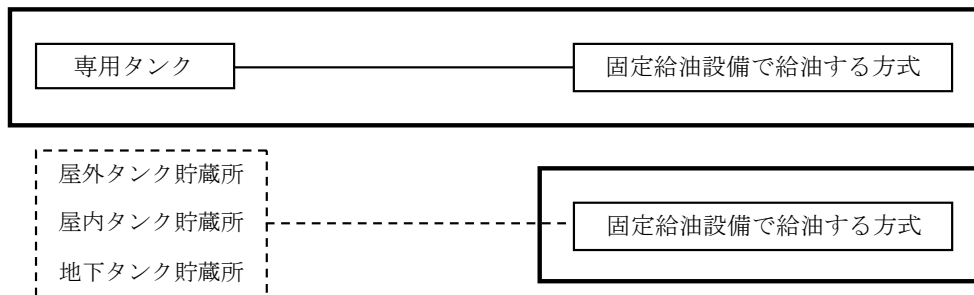
(4) 危規則第26条第3項第1号イ及び第4号の直接給油方式の航空機給油取扱所と危規則第26条第3項第1号ロ及び第5号のハイドラント方式の航空機給油取扱所との形態上の差異は、ポンプ機器を給油取扱所の給油空地に設置しているか否かによる。

#### 4 危政令第17条第3項第2号を適用する船舶給油取扱所(危規則第26条の2)

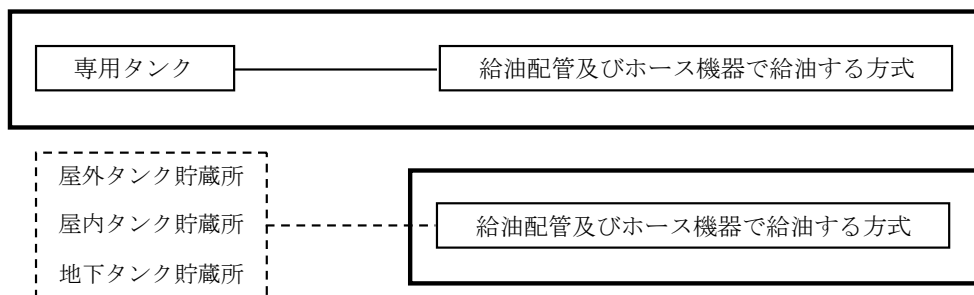
(1) 船舶給油取扱所の分類

船舶給油取扱所は、次のとおり分類される。

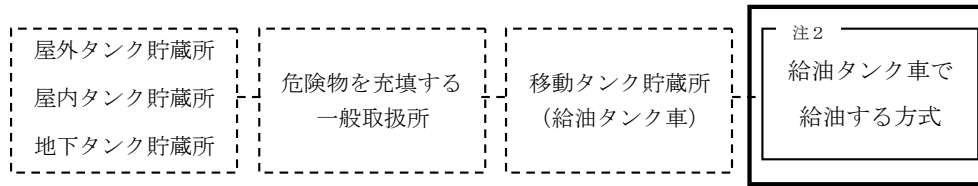
ア 直接給油方式(危規則第26条の2第3項第4号)




イ ハイドラント方式(危規則第26条の2第3項第5号)



ウ 給油タンク車(レフューラー)方式(危規則第26条の2第3項第6号)



注1：  は、一の船舶給油取扱所を示す。

注2： 給油タンク車は、移動タンク貯蔵所として規制される。

(2) 給油タンク車方式の船舶給油取扱所（危規則第24条の6）

危規則第24条の6に規定する給油タンク車を給油設備とする船舶給油取扱所については、次による

ア 位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

(ア) 規制範囲

原則として、水辺に接する部分とし、給油タンク車の停車する一の場所とする。（第12-42図参照）ただし、次に掲げる全てに該当する場合には、ふ頭等の一団の場所を一の船舶給油取扱所の規制範囲とすることができる。

（第12-43図参照）

- a 給油タンク車の位置から、船舶給油取扱所の規制範囲の全体が目視できること。
- b 給油タンク車が停車している間、給油に係る者以外の者が当該給油取扱所内へ立ち入らないよう、措置することができること。
- c 給油取扱所としての管理が適切にできること。
- d 敷地内には、給油に必要な建築物及び工作物以外の建築物又は工作物が設置されていないこと。

(イ) 給油空地

- a 給油空地は水辺に接するものとし、給油タンク車の大きさの周囲に幅1m以上の空地を保有する。
- b 給油空地は、白線等により表示する。
- c (ア)ただし書きの場合においては、一の船舶給油取扱所に複数の給油空地を設定できる。

(ウ) 漏れた危険物等の流出防止措置（危規則第26条の2第3項第3号）

漏れた危険物等の流出防止措置としては、給油空地の周囲に排水溝及び貯留設備（油分離装置を含む。）を設ける方法のほか、土のう又は油吸着材等の設置によることもできる。この場合において、土のう等を船舶給油取扱所内に設置できない場合、船舶への給油作業時に給油空地の近傍で有効に活用できる位置に搬送することをもって措置したものとみなすことができる。

なお、当該土のう等は許可の範囲に含めるものとし、他の用途に用いられる土のう等と明確に区分して保有すること。

(エ) 危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備（危規則第26条の2第3項第3号の2）

危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備として、保有する油吸着材等を船舶給油取扱所内に設置できない場合には、船舶への給油作業時に、給油空地の近傍で有効に活用できる位置に搬送することをもって、当該設備が設置されているとみなすことができる。（第12-44図参照）

なお、当該設備は許可の範囲に含めるものとし、他の用途に用いられる油吸着材等と明確に区分して保有すること。

(オ) 消火設備

第5種の消火設備について、船舶給油取扱所内に設置できない場合には、船舶への給油作業時に、給油空地の近傍で有効に活用できる位置に搬送することをもって、当該設備が設置されているとみなすことができる。

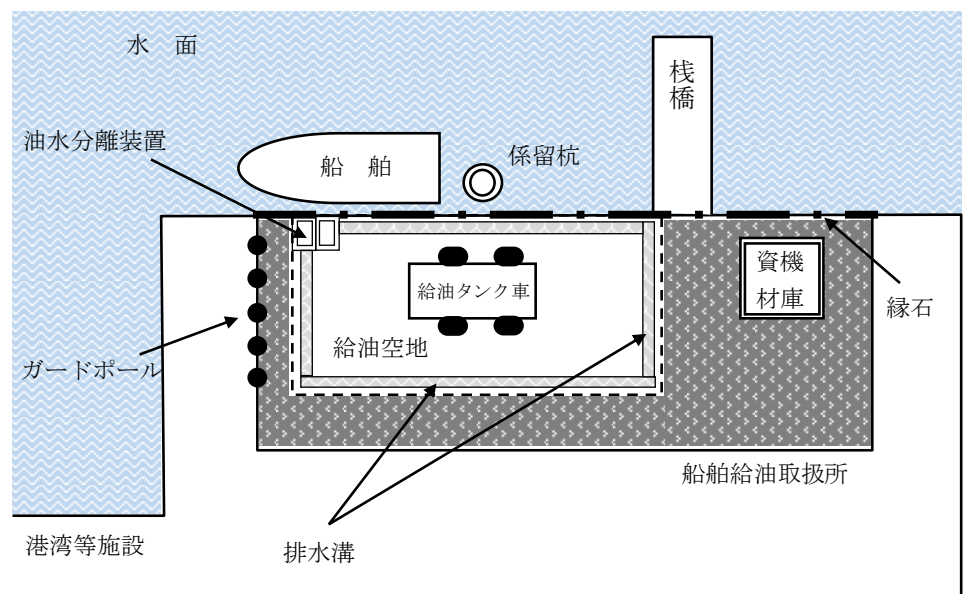
なお、当該設備は許可の範囲に含めるものとし、防火対象物等に設置されている消火設備と明確に区分して保有すること。

イ 危険物の取扱いの技術上の基準に関する事項（危規則第40条の3の8）

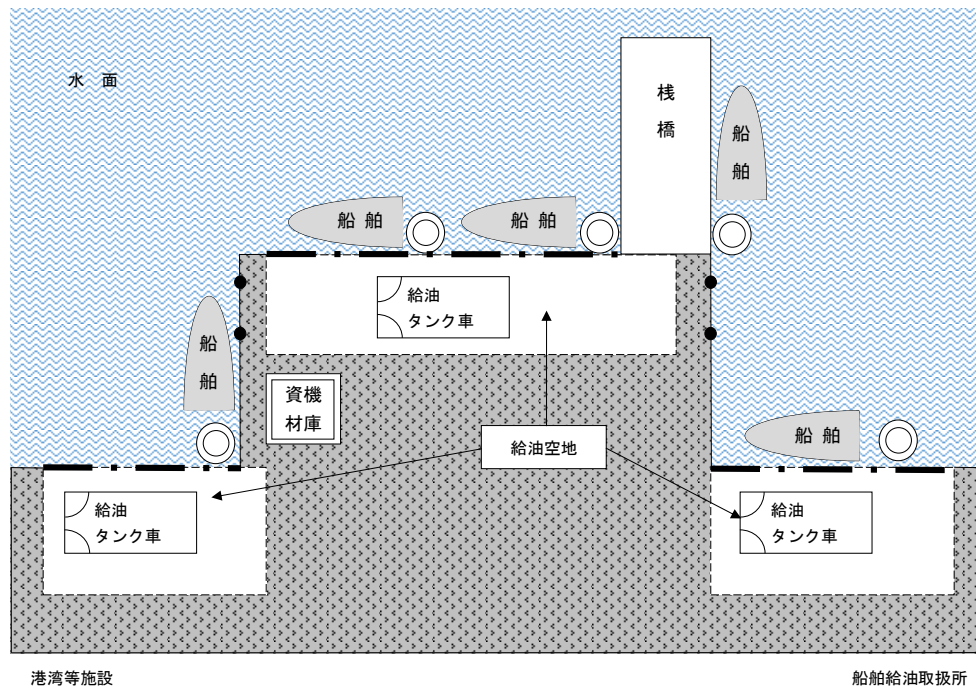
(ア) 給油タンク車の移動防止措置としては、給油タンク車の車輪の前後に車輪止めを設定すること等がある。

(イ) 船舶給油取扱所に給油タンク車が停車していない場合は、法第10条第3項の基準は適用しないことができる。

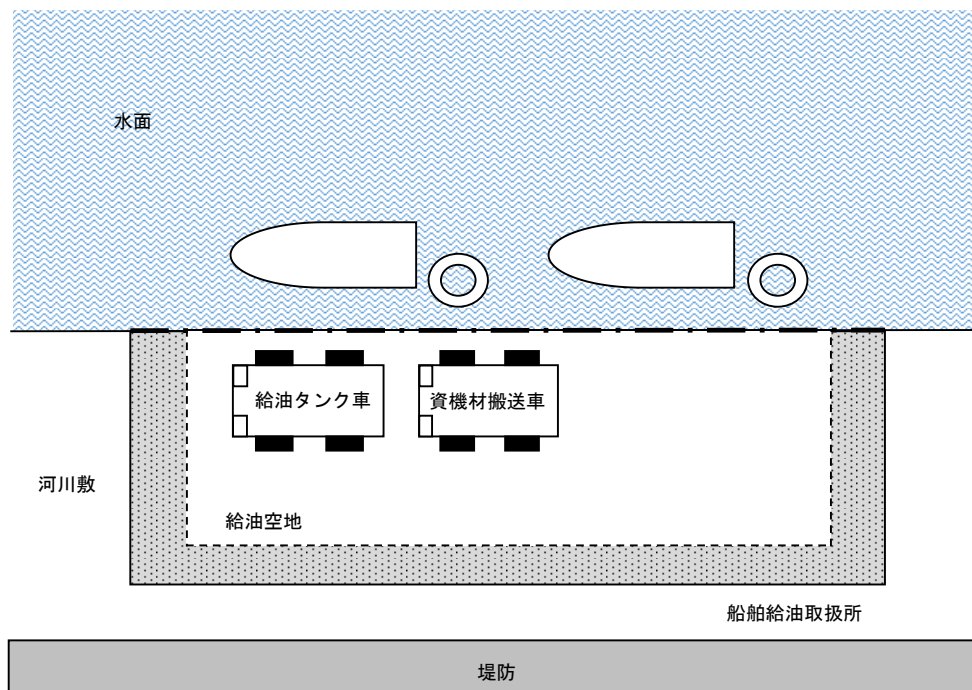
(ウ) 第2石油類の危険物を給油する場合は、給油タンク車を接地すること。



第12-42図 船舶給油取扱所の設置例



第12-43図 一の船舶給油取扱所内に複数の給油空地を設ける場合の設置例



第12-44図 給油時に流出防止設備等の資機材を搬送する場合の設置例

- (2) 危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備（危規則第26条の2第3項第3号の2）【H20消防危264】

危規則第26条の2第3項第3号の2に規定する「危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備」として油吸着材を保有する場合の保有量

は、次表のとおり、タンクの容量の区分に応じた量の油を吸着できるものであること。

なお、当該タンクが複数存する場合は、そのうちの最大容量のタンクの容量に応じた量の油を吸着できる量とする。

第12-2表 タンクの容量区分に応じた油吸着材の保有量

専用タンク又は貯蔵タンクの容量の区分	吸着できる油の量
タンク容量 30kL 未満のもの	0.3kL 以上
タンク容量 30kL 以上 1,000kL 未満のもの	1 kL 以上
タンク容量 1,000kL 以上のもの	3 kL 以上

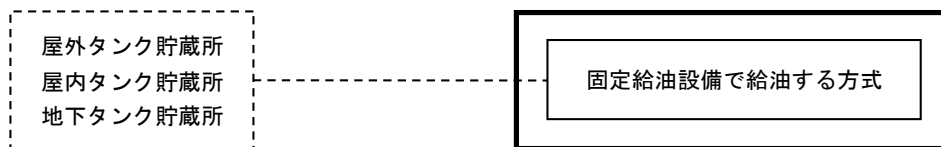
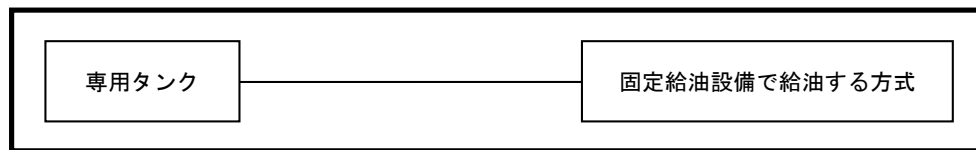
(注) 油吸着材の吸着能力を確認する際には、運輸省船舶局長通達船査第52号(昭和59年2月1日)に定める性能試験基準により、海上保安庁総務部海上保安試験研究センター所長が発行する試験成績書等を用いて確認すること。

## 5 危政令第17条第3項第3号を適用する鉄道給油取扱所(危規則第27条)

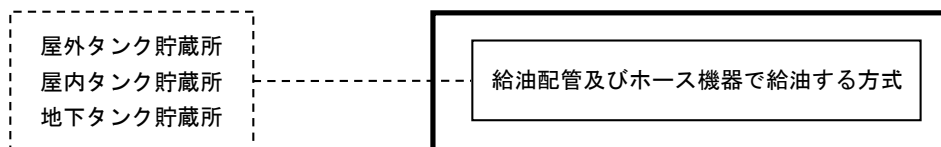
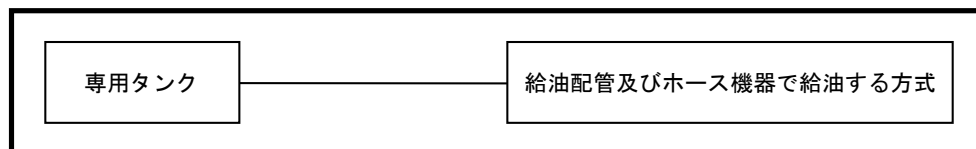
### (1) 鉄道給油取扱所の分類

鉄道給油取扱所は、次のとおり分類される。

#### ア 直接給油方式(危規則第27条第3項第4号)



#### イ ハイドラント方式(危規則第27条第3項第5号)

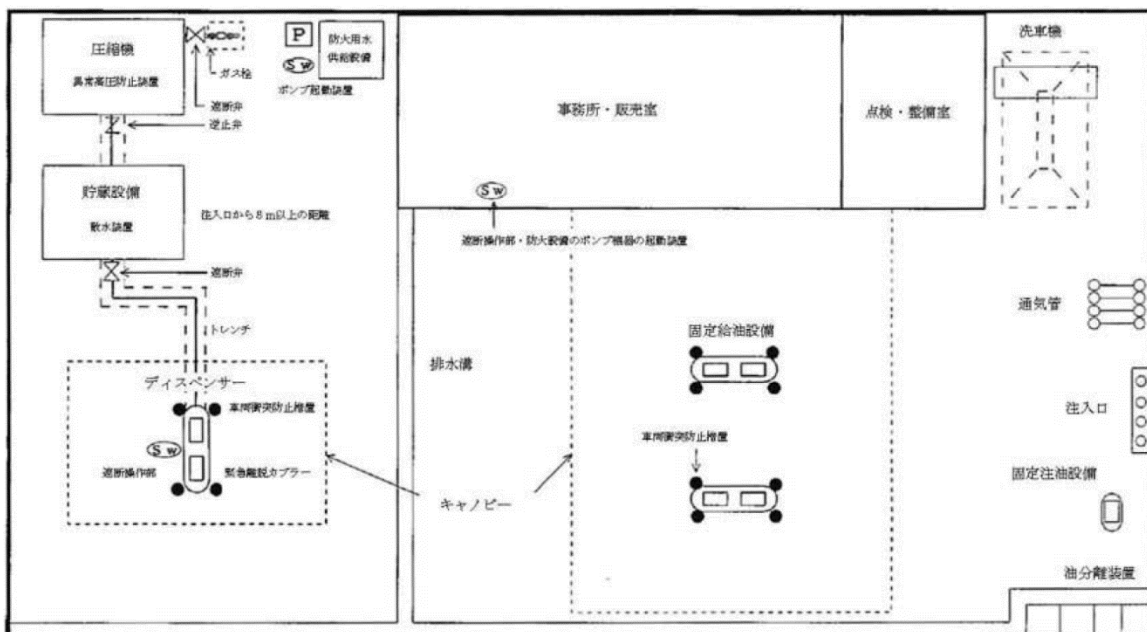


注:  は、一の船舶給油取扱所を示す。

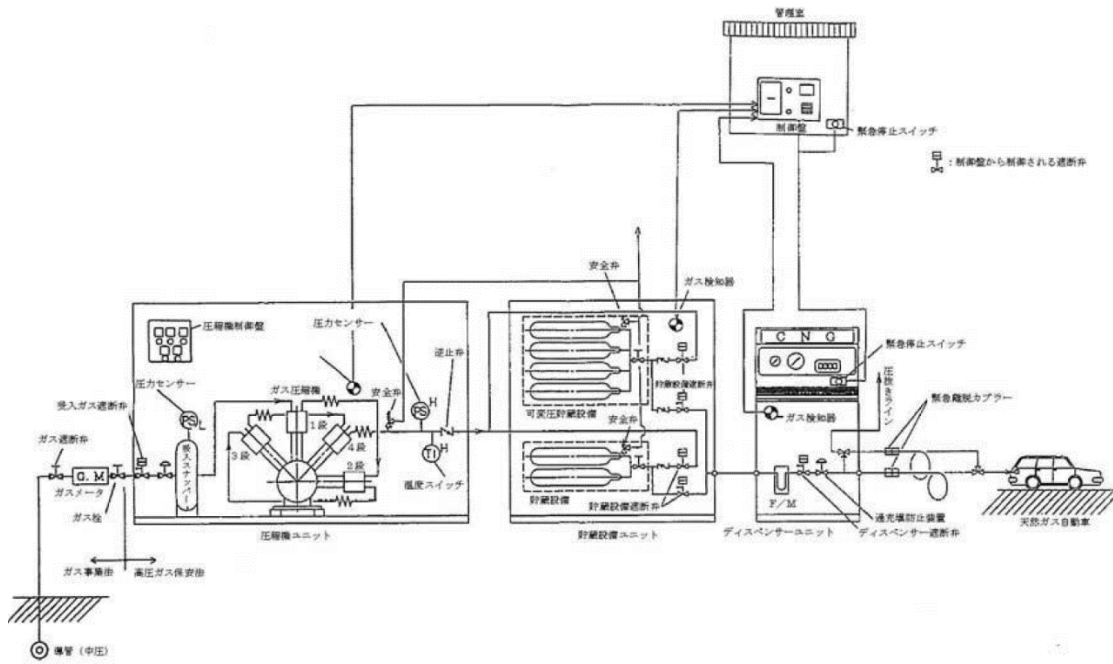
6 危政令第17条第3項第4号を適用する圧縮天然ガス等充てん設備を併設する給油取扱所（危規則第27条の2、危規則第27条の3、危規則第27条の4）【H10消防危22、H29消防危31】

(1) 用語の定義

ア 危規則第27条の3第6項第1号に規定する「圧縮天然ガススタンド」とは、一般則第2条第1項第23号の圧縮天然ガススタンドをいい、天然ガスを調整してできた都市ガスを供給する導管に接続された圧縮機、貯蔵設備、ディスペンサー及びガス配管（ガス栓（ガス事業法（昭和29年法律第51号）と高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の適用の境界となるガス栓で、通常「区分バルブ」といわれているもの）から先の部分に限る。）等から構成される。（第12-45図及び第12-46図参照）

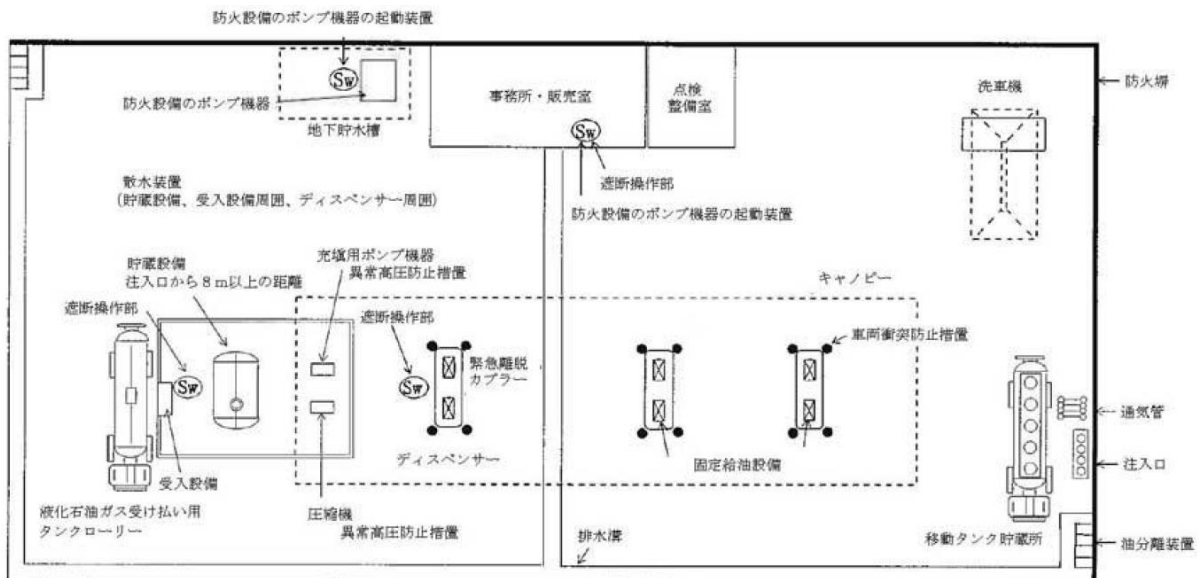


第12-45図 屋外給油取扱所に圧縮天然ガス充てん設備を併設した例

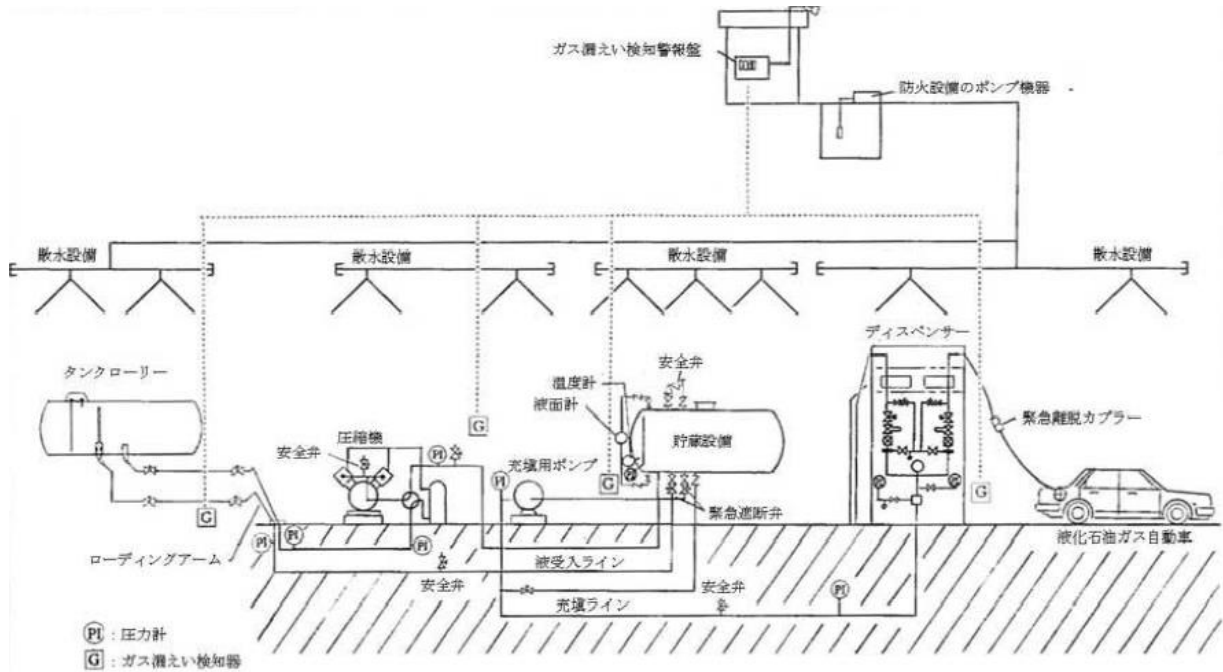


第12-46図 圧縮天然ガススタンドの概要図(例)

イ 危規則第27条の3第6項第1号に規定する「液化石油ガススタンド」とは、液化石油ガス保安規則（以下「液石則」という。）第2条第1項第20号の液化石油ガススタンドをいい、受入設備、圧縮機、貯蔵設備、充てん用ポンプ機器、ディスペンサー及びガス配管等から構成される。（第12-47図及び第12-48図参照）



第12-47図 屋外給油取扱所に液化石油ガススタンドを併設した例



第12-48図 屋外給油取扱所に液化石油ガススタンドを併設した例

ウ 危規則第27条の3第6項第1号に規定する「防火設備」とは、一般則第6条第1項第39号又は液石則第6条第1項第31号に定める防消火設備のうち、火災の予防及び火災による類焼を防止するための設備であって、次のものをいう。

(ア) 圧縮天然ガススタンド（一般則第7条第1項に適合するものに限る。）を設けた施設にあっては、当該圧縮天然ガススタンドの貯蔵設備に設けられ、又は当該圧縮天然ガススタンドのディスペンサー若しくはその近くに設けられる散水装置等及び防火用水供給設備

(イ) 液化石油ガススタンドを設けた施設にあっては、当該液化石油ガススタンドの貯蔵設備に設けられ、当該液化石油ガススタンドの受入設備若しくはその近くに設けられ、又は当該液化石油ガススタンドのディスペンサー若しくはその近くに設けられる散水装置等及び防火用水供給設備

(2) 位置、構造及び設備の基準

圧縮天然ガススタンド及びその防火設備については、一般則第7条の規定に、液化石油ガススタンド及びその防火設備については液石則第8条の規定によるほか、危規則第27条の3第6項各号に定める基準に適合することとされているが、この場合、次の事項に留意する。

ア 圧縮天然ガススタンド関係

(ア) 圧縮機（危規則第27条の3第6項第4号イ）

a 危規則第27条の3第6項第4号イ(2)に規定する「ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に圧縮機の運転を自動的に停止させる



装置」とは、圧縮機の圧力を圧力センサーにより検知し、電動機の電源を切ることにより、当該圧縮機の運転を停止させる異常高圧防止装置をいう。ただし、圧力が最大常用圧力を超えて上昇するおそれのないものにあつてはこの限りでない。

- b 危規則第27条の3第6項第4号イ(3)の規定により、圧縮機の吐出側直近部分の配管には、逆止弁を設けることとされているが、貯蔵設備側から圧縮機へのガスの逆流を防止できる位置である場合には、逆止弁を貯蔵設備の受入側直近部分のガス配管に設けても差し支えない。
- c 危規則第27条の3第6項第4号イ(4)に規定する「自動車等の衝突を防止するための措置」とは、圧縮機を鋼板製ケーシングに収める方法、圧縮機の周囲に防護柵又はポール等を設置する方法がある。

(イ) 貯蔵設備（危規則第27条の3第6項第4号ロ）

危規則第27条の3第6項第4号ロ(2)に規定する「注入口の周囲で発生した火災の熱の影響を受けないための措置」とはa又はbに適合するものとする。

- a 専用タンクの注入口及び危規則第25条第2号に掲げるタンクの注入口（以下「専用タンク等の注入口」という。）に面する側に防熱板が設けられている場所等、専用タンク等の注入口の周囲で発生した危険物の火災の際に生ずる熱が遮られる場所
- b 専用タンク等の注入口との間に設けられた排水溝から3m以上離れた場所

なお、当該排水溝は、荷卸し時等に専用タンク等の注入口付近で漏えいした危険物が、排水溝を越えて貯蔵設備側に流出することのないよう十分な流下能力を有するものであること。

(ウ) ディスペンサー（危規則第27条の3第6項第4号ハ）

- a 危規則第27条の3第6項第4号ハ(1)の「給油空地等においてガスの充てんを行うことができない場所」とは、充てんホースを最も伸ばした状態においてもガスの充てんを受ける自動車等が給油空地等に入らない場所等とする。
- b 危規則第27条の3第8項の規定によりディスペンサーを給油空地に設ける場合、危規則第27条の3第6項第6号イの規定により、防火設備の位置は給油空地等以外の場所とすることとされていることから、防火設備を設置することを要しないディスペンサーとする必要がある。
- c 可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合は、圧縮天然ガスに加え可燃性蒸気に対して防爆性能を有する構造のものであること。
- d 危規則第27条の3第6項第4号ハ(2)に規定する「自動車等のガスの充てん口と正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造」とは、自動車等の充てん口と正常に接続した場合に限り開口する内部弁をいう。

- e 危規則第27条の3第6項第4号ハ(2)に規定する「著しい引張力が加わった場合に当該充てんホースの破断によるガスの漏れを防止する措置」とは、自動車等の誤発進等により著しい引張力が加わった場合に離脱し、遮断弁が働く緊急離脱カプラーをいう。
  - f 危規則第27条の3第6項第4号ハ(3)に規定する「自動車等の衝突を防止するための措置」とは、ディスペンサーの周囲に防護柵又はポール等を設置する方法がある。
- (エ) ガス配管（危規則第27条の3第6項第4号ニ）
- a 危規則第27条の3第6項第4号ニ(2)に規定する「自動車等が衝突するおそれのない場所」に設置する例としては、次のような方法がある。
    - (a) ガス配管をキャノピーの上部等に設置する方法
    - (b) ガス配管を地下に埋設する方法
    - (c) ガス配管をトレンチ内に設置する方法
  - b 危規則第27条の3第6項第4号ニ(2)に規定する「自動車等の衝突を防止するための措置」とは、ガス配管の周囲に防護柵又はポール等を設ける方法がある。
  - c 危規則第27条の3第6項第4号ニ(3)に規定する「漏れたガスが滞留するおそれのある場所」の例として、ガスが有効に排出されないトレンチ内部がある。
  - d 危規則第27条の3第6項第4号ニ(3)ただし書に規定する「配管の接続部の周囲に設けるガスの漏れを検知することができる設備」とは、当該ガスの爆発下限界における1/4以下の濃度で漏れたガスを検知し、警報を発するものをいう。

また、当該設備は漏れたガスに対して防爆性能を有する構造のものとするほか、ガソリン蒸気等の可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合は、可燃性蒸気に対して防爆性能を有する構造のものであること。
  - e 危規則第27条の3第6項第4号ニ(4)に規定する「ガス導管から圧縮機へのガスの供給及び貯蔵設備からディスペンサーへのガスの供給を緊急に停止することができる装置」とは、遮断弁及び遮断操作部をいう。遮断弁は、圧縮機へ供給されるガスを受け入れるための配管及び貯蔵設備からガスを送り出すための配管に設けること。

また、遮断操作部は、事務所及び火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に設ける。
- イ 液化石油ガススタンド関係
- (ア) 圧縮機（危規則第27条の3第6項第5号）
    - ア\_(ア)\_a 及び c の例による。
  - (イ) 貯蔵設備（危規則第27条の3第6項第5号）

ア\_(イ)の例による。

(ウ) ディスペンサー（危規則第27条の3第6項第5号）

ア\_(ウ)\_a及びcからfまでの例による。

(エ) ガス配管（危規則第27条の3第6項第5号）

ア\_(エ)\_aからd及びe（ガス導管から圧縮機へのガスの供給に係る部分を除く）の例による。

(オ) 受入設備（危規則第27条の3第6項第5号イ）

a ローディングアーム、受入ホース等の受入設備の位置は、給油空地等以外の場所とするほか、当該受入設備に接続される液化石油ガスの荷卸し等を行う車両が給油空地等に入ることのない場所に設けること。

b 危規則第27条の3第6項第5号イ(2)に規定する「自動車等の衝突を防止するための措置」とは、受入設備の周囲に防護柵又はポール等を設置する方法がある。

(カ) 充てん用ポンプ機器（危規則第27条の3第6項第5号ロ）

a 危規則第27条の3第6項第5号ロ(2)に規定する「液化石油ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇することを防止するための措置」としては、次のようなものがある。

(a) 容積型ポンプにあっては、ポンプの吐出圧力が最大常用圧力を超えた場合に、自動的に吐出液の一部を貯蔵設備に戻すことにより、圧力を最大常用圧力以下とする措置

(b) 遠心型ポンプにあっては、ポンプ吸入側で気体が吸入された場合にポンプを自動的に停止させる措置のほか、圧力が最大常用圧力を超えて上昇するおそれのあるものには、自動的に吐出液の一部をポンプ吸入側に戻すこと等により圧力を最大常用圧力以下とする措置

b 危規則第27条の3第6項第5号ロ(3)に規定する「自動車等の衝突を防止するための措置」とは、充てん用ポンプ機器の周囲に防護柵又はポール等を設置する方法がある。

ウ 防火設備関係（危規則第27条の3第6項第6号）

防火設備のポンプ機器の起動装置は、ポンプ付近に設けるほか、火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に設けること。

(3) 地下室その他の地下に貯蔵設備等を設置する圧縮天然ガススタンドの位置、構造及び設備の基準

地下室その他の地下に圧縮天然ガススタンドの貯蔵設備等を設置する場合は、(2)\_アの該当事項を満足するほか、次の事項に留意する。

ア 地下室

(ア) 地下室には地上に通ずる階段を設けるとともに、当該階段の地上部分（以下「地上部分」という。）は、固定給油設備及び固定注油設備からそれぞれ給油ホース又は注油ホースの長さに1mを加えた距離以上離し（地上部分

を高さ2 m以上の不燃材料で造られた壁で区画する場合を除く。)、通気管の先端部から水平に4 m以上の距離を有すること。ただし、次のa又はbのいずれかの措置を講じた場合にあつては、通気管に対する距離を1.5 m以上とすることができる。

a 地上部分の屋根、壁等を不燃材料で造り、階段の出入口に随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備（危政令第9条第1項第7号の防火設備をいう。以下ア及びウにおいて同じ。）を設けることにより、内部に可燃性蒸気が流入するおそれのない構造とする場合。

なお、当該地上部分の壁に開口部を設ける場合、網入りガラスのはめ殺し戸に限り認められる。

b 地上部分が開放された構造で、次の要件を満足する場合

(a) 地上部分に高さ60 cm以上の不燃性の壁を設け、当該地上部分の出入口には自閉式の防火設備を設けること。

(b) 地下室に通ずる階段の最下部に可燃性蒸気を有効に検知できるように検知設備（以下「可燃性蒸気検知設備」という。）を設けるとともに、当該設備と連動して作動する換気装置を設けること。

(イ) 地上部分は、専用タンク等の注入口から2 m以上離して設ける。ただし、当該地上に係る部分が、高さ2 m以上の不燃性の壁により専用タンク等の注入口と区画されている場合にあつては、この限りでない。

(ロ) 地上部分は、給油空地等、専用タンク等の注入口及び簡易タンクと排水溝等により区画する。

(ハ) 地下室又は階段の出入口には随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備を設ける。

(ニ) 地下室には出入口及び吸排気口以外の開口部を設けない。

(ホ) 階段の地上への出入口には、高さ15 cm以上の犬走り又は敷居を設ける。

(ヘ) 地下室上部にふたを設ける場合は、ふたの隙間等から漏れた危険物その他の液体が浸透しない構造とする。

(ト) 地下室は、天井部等に漏れたガスが滞留しない構造とする。

(チ) 地下室には、点検等が可能な通路等を確保する。

(リ) 地下室には、常用及び非常用の照明設備を設ける。

#### イ 換気設備

(ア) 吸気口は、地上2 m以上の高さとし、通気管又は吸気口より高い位置にある危険物を取り扱う設備から水平距離で4 m以上離して設けること。ただし、吸気口を通気管又は危険物を取り扱う設備より高い位置に設ける場合は、この限りでない。

(イ) 排気口は、地上5 m以上の高さとし、ガスが滞留するおそれのない場所に設ける。

(ロ) 換気設備は、700 m<sup>3</sup>/h以上の換気能力を有する常時換気設備とする。

(エ) 換気設備は、地下室の天井部等にガスが滞留しないように設ける。

ウ ガス漏えい検知警報設備、可燃性蒸気検知設備等

(ア) 地下室に設置される圧縮天然ガススタンドの設備の周囲の漏れたガスが滞留するおそれのある場所には、爆発下限界の1/4以下の濃度でガスの漏えいを検知し、その濃度を表示するとともに警報を発する設備（以下「ガス漏えい検知警報設備」という。）を有効にガス漏れを検知することができるように設ける。

また、ガス漏れを検知した場合に、設備を緊急停止することができる措置を講ずる。

(イ) 地下室に通ずる階段には、可燃性蒸気が滞留するおそれのある最下部に可燃性蒸気を有効に検知できるように可燃性蒸気検知設備を設けること。ただし、階段の出入口に自閉式の防火設備を設けること等により、階段に可燃性蒸気が滞留するおそれのない場合にあっては、この限りでない。

(ロ) ガス漏れや可燃性蒸気の滞留が発生した場合、ガス漏えい検知警報設備及び可燃性蒸気検知設備により、地下室内に警報する措置を講ずる。

(エ) 地下室には熱感知器及び地区音響装置を設けるとともに、事務所等へ受信機を設ける。

エ その他

(ア) 地下室内には、室外から操作することのできる防消火設備を設ける。

(イ) ガス漏えい検知警報設備、可燃性蒸気検知設備、換気設備、防火設備及び地下室内設置非常用照明設備には、停電時等に当該設備を30分以上稼働することができる非常用電源を設ける。

(ロ) 危政令第17条第3項で準用する同条第2項に定める屋内給油取扱所に設ける場合にあっては、危政令第17条第2項第10号の規定に抵触しない構造とする。

(4) その他の位置、構造及び設備の基準

ア 危規則第27条の3第7項第1号に規定する「防火設備から放出された水が、給油空地等、ポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近に達することを防止するための措置」とは、給油空地等、ポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近と散水される範囲との間に排水溝を設置すること等をいう。

なお、排水溝は、散水装置等の設置状況及び水量を考慮して、排水能力（幅、深さ、こう配等）が十分なものとする。

イ 危規則第27条の3第7項第2号に規定する「簡易タンク又は専用タンク等の注入口から漏れた危険物が、受入設備、圧縮機、貯蔵設備、充てん用ポンプ機器、ディスプレイ、ガス配管及び防火設備（地盤面下に設置されたものを除く。）に達することを防止するための措置」は、簡易タンク及び専用タンク等の注入口と圧縮天然ガススタンド、液化石油ガススタンド及び防火設備との間に排水溝を設置すること等をいう。

なお、排水溝は、散水装置等の設置状況及び水量を考慮して、排水能力（幅、深さ、こう配等）が十分なものとする。

ウ 危規則第27条の3第7項第3号に規定する「固定給油設備等（懸垂式のものを除く。）及び簡易タンクに講ずる自動車等の衝突を防止するための措置」とは、これらの設備の周囲に防護柵又はポール等を設置する方法がある。

エ 危規則第27条の3第7項第4号に規定する「圧縮天然ガススタンド及び液化石油ガススタンドのガス設備（ガスが通る部分）で火災が発生した場合にその熱の影響が簡易タンクへ及ぶおそれのある場合に講じる措置」としては、簡易タンクと圧縮天然ガススタンド及び液化石油ガススタンドのガス設備との間に防熱板等を設置する方法がある。

(5) 圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する場合

ア 危規則第27条の3第8項第1号ロ(1)に規定する「給油ノズルが自動車等の燃料タンク給油口から脱落した場合に給油を自動的に停止する構造」の具体的な例として、給油ノズルの給油口からの離脱又は落下時の衝撃により、手動開閉装置を開放状態で固定する装置が解除される構造等がある。

イ 危規則第27条の3第8項第1号ロ(1)に規定する「給油ホースは、著しい引張力が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からのガソリン等の漏えいを防止することができる構造」の具体的な例として、給油ホースの途中に緊急離脱カップラーを設置するものがある。緊急離脱カップラーは、通常の使用時における荷重等では分離しないが、給油ノズルを給油口に差し込んで発進した場合等には安全に分離し、分離した部分の双方を弁により閉止する構造のものであること。

なお、緊急離脱カップラーを効果的に機能させるためには、固定給油設備が堅固に固定されている必要がある。離脱直前の引張力は、一般に地震時に発生する固定給油設備の慣性力よりも大きいことから、当該慣性力だけでなく当該引張力も考慮して、固定給油設備を固定する必要がある。

ウ 危規則第27条の3第8項第1号ハに規定する「給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となったときに給油を自動的に停止する構造」について、給油ノズルの手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものにあつては、固定する装置により設定できる全ての吐出量において給油を行った場合に機能するものであること。また、手動開閉装置を開放状態で固定できないものにあつては、15L/min程度以上の吐出量で給油を行った場合に機能するものであること。

なお、当該装置が機能した場合には、給油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び給油を開始することができない構造であること。

エ 危規則第27条の3第8項第1号ニに規定する「1回の連続したガソリン等の給油量が一定の数量を超えた場合に給油を自動的に停止する構造」は次に

よる。

(7) 危険物保安監督者の特別な操作により設定及び変更が可能であり、その他の者の操作により容易に変更されるものでないこと。

(イ) 1回の連続したガソリン等の給油量の上限は、1回当たりの給油量の実態を勘案して設定されたものであること。この場合、設定値は100Lを標準とする。

オ 危規則第27条の3第8項第1号ホに規定する「固定給油設備が転倒した場合において当該固定給油設備の配管及びこれに接続する配管からのガソリン等の漏えいの拡散を防止するための措置」の例として、立ち上がり配管遮断弁の設置又は逆止弁の設置（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備の場合を除く。）がある。

立ち上がり配管遮断弁は、一定の応力を受けた場合にぜい弱部がせん断されるとともに、せん断部の双方を弁により遮断することにより、ガソリン等の漏えいを防止する構造のものとし、車両衝突等の応力がぜい弱部に的確に伝わるよう、固定給油設備の本体及び基礎部に堅固に取り付ける。

逆止弁は、転倒時にも機能する構造のものとし、固定給油設備の配管と地下から立ち上げたフレキシブル配管の間に設置する。

カ 危規則第27条の3第8項第2号に規定する「固定給油設備又は給油中の自動車等から漏れたガソリン等が、圧縮天然ガスを充てんするために自動車等が停車する場所、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管が設置されている部分（以下「圧縮天然ガス充てん場所等」という。）に達することを防止するための措置」の例として、給油空地に傾斜を付けるとともに、当該傾斜に応じ圧縮天然ガス充てん場所等を適切に配置すること等により、ガソリン等の漏えいが想定される範囲と圧縮天然ガス充てん場所等とが重複しないようにする方法がある。この場合、次の事項に留意する。

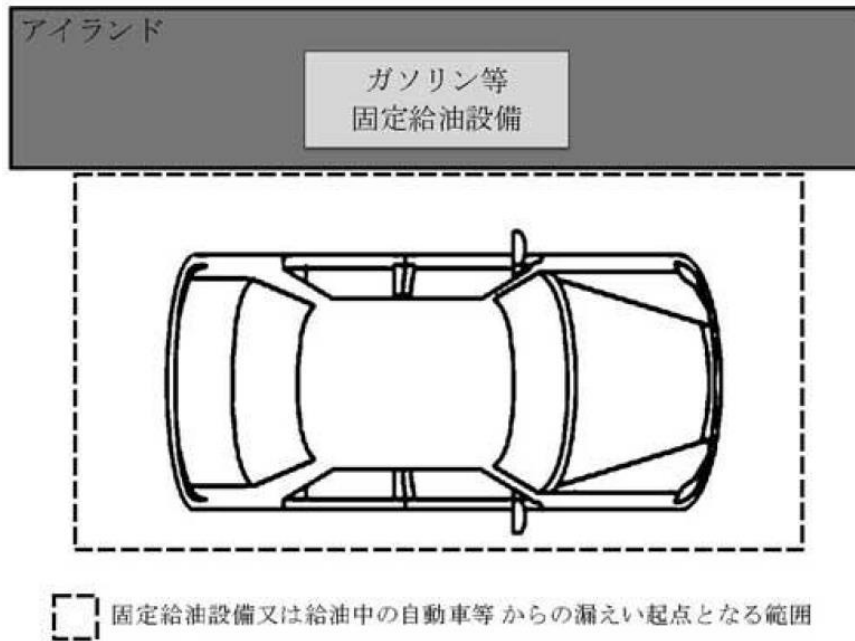
(7) ガソリン等の漏えいが想定される範囲について

a 漏えい起点となる範囲

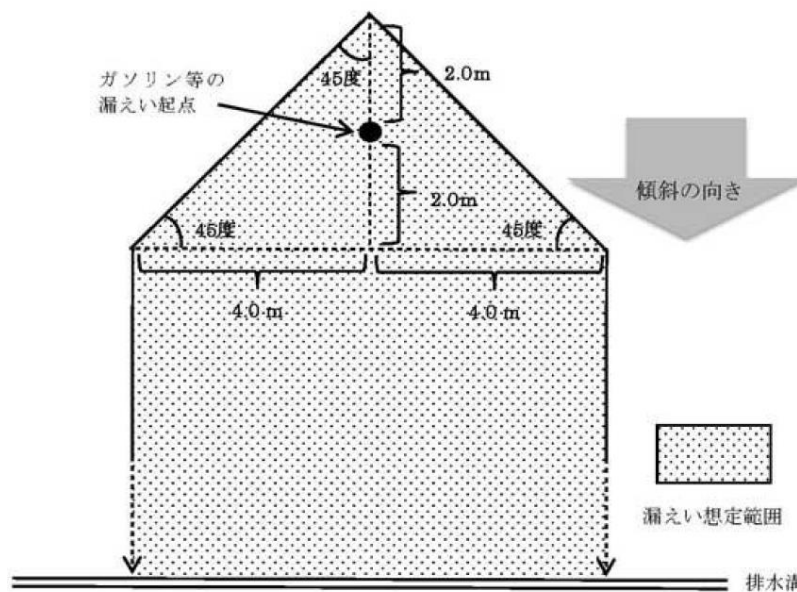
固定給油設備又は給油中の自動車等からガソリン等が漏えいする場合、その漏えい起点となる範囲は、給油するために給油ノズルが固定給油設備から自動車等の給油口まで移動する範囲及びガソリン等を給油するために自動車等が停車する場所とする。（第12-49図参照）

b 漏えい想定範囲

ガソリン等の漏えいが想定される範囲は、aの漏えい起点となる範囲から、当該給油空地の形態に応じ、申請者により検証された漏えい想定範囲とするほか、第12-57図に示す漏えい想定範囲を参考とすることができる。



第12-49図 ガソリン等の漏えい起点となる範囲



第12-50図 検証に基づくガソリン等の漏えい想定範囲

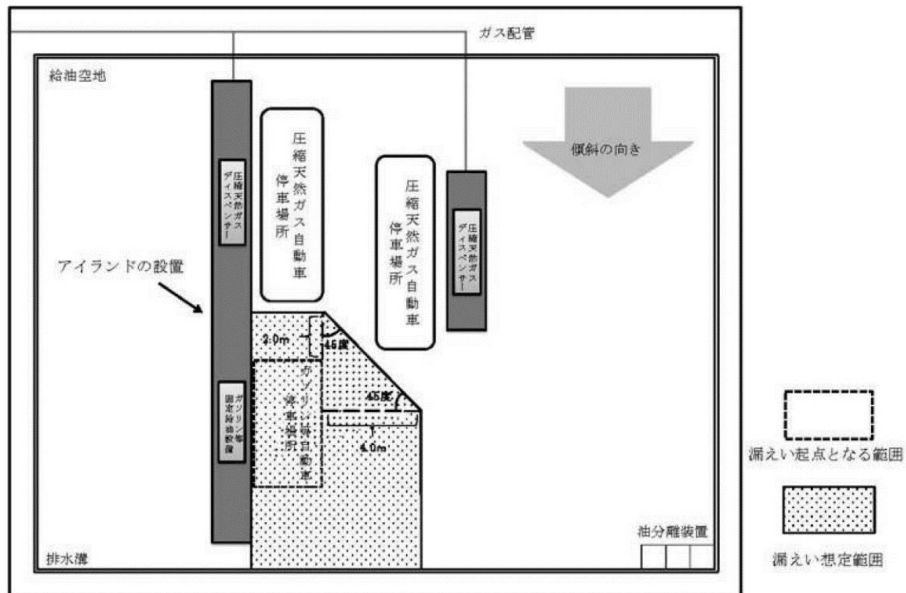
- (イ) 圧縮天然ガス充てん場所等について
- a 圧縮天然ガスを充てんするために自動車等が停車する場所  
圧縮天然ガススタンドのディスペンサー付近で、圧縮天然ガスを充てんするために自動車等が停車する場所とする。
  - b 圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管  
圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管が設置されている部分とする。



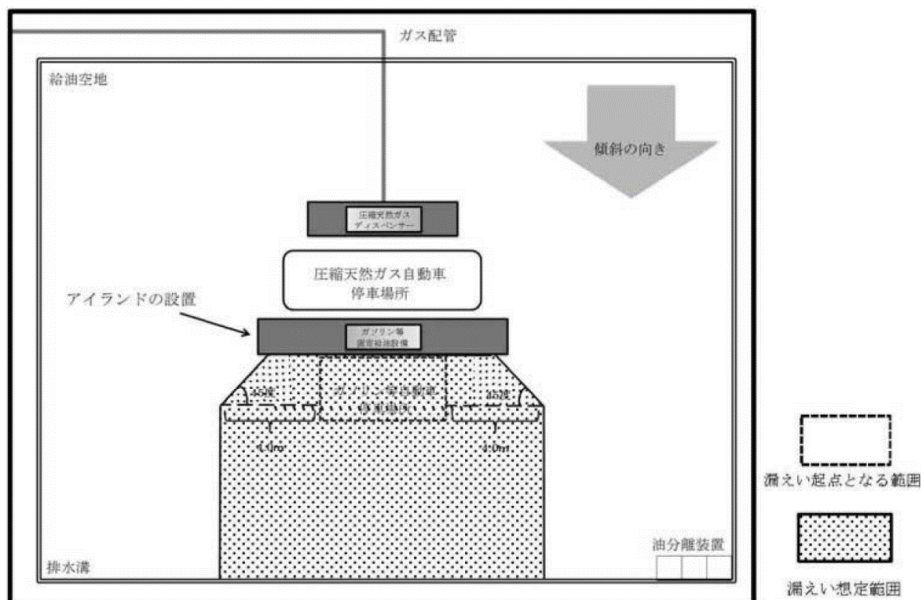
(ウ) その他

(ア)又は(イ)に関する事項について、当該場所の範囲を確認するため、許可申請書の添付書類においてその場所（範囲）を明らかにしておくこと。

また、給油空地の傾斜に応じ圧縮天然ガス充てん場所等やアイランドを適切に配置した例を第12-51図、第12-52図に示す。



第12-51図 圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する例1



第12-52図 圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する例2

キ 危規則第27条の3第8項第3号に規定する「火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所」とは、給油空地等に所在する従業員等においても速やかに操作することができる箇所をいうものであり、給油取扱所の事務所の給油空地に面する外壁等が想定されるものであること。

ク 圧縮天然ガススタンドのディスプレイ及びガス配管を給油空地に設置することに併せて必要最小限の圧縮天然ガス用のPOS用カードリーダー等の設備を給油空地に設ける場合は、給油又は圧縮天然ガスの充てんに支障がないと認められる範囲に限り設けて差し支えない。ただし、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合は、可燃性蒸気に対して防爆性能を有する構造のものであること。

(6) 消防法上の設置の許可に係る留意事項

圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所を設置する場合は、法第11条第1項の許可の他に高圧ガス保安法第5条又は第14条の許可を受ける必要がある。この場合、高圧ガス保安法の許可を受けた後に消防法の許可申請を受理する必要がある。

なお、危規則第27条の3第6項第4号から第6号に掲げる設備が、当該設備に係る法令の規定（圧縮天然ガススタンドにあつては一般則第7条中の当該設備に係る規定、液化石油ガススタンドにあつては液石則第8条中の当該設備に係る規定。）に適合していることの確認は、高圧ガス保安法の許可を受けていることの確認をもって行う。

**7 危政令第17条第3項第5号を適用する圧縮水素充てん設備を併設する給油取扱所（危規則第27条の5）【H27消防危123、R元消防危118、R3消防危52】**

(1) 用語の定義

ア 危規則第27条の5第5項第1号に規定する「圧縮水素スタンド」とは、一般則第2条第1項第25号に定める「圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に当該圧縮水素を充てんするための処理設備を有する定置式製造設備」をいい、水素を製造するための改質装置、液化水素を貯蔵する液化水素の貯槽、液化水素を直接昇圧する液化水素昇圧ポンプ、液化水素を気化する送ガス蒸発器、水素を圧縮する圧縮機、圧縮水素を貯蔵する蓄圧器、圧縮水素を燃料電池自動車に充てんするディスプレイ、液化水素配管及びガス配管並びに液化水素、圧縮水素及び液化石油ガスを外部から受け入れるための受入設備の一部で構成されている。

イ 危規則第27条の5第5項第1号に規定する「改質装置」とは、ナフサなどの危険物のほか、天然ガス、液化石油ガスなどを原料として、これを改質し水素を製造する装置をいう。

ウ 危規則第27条の5第5項第1号に規定する「防火設備」とは、火災の予防及び火災による類焼を防止するための設備であつて、蓄圧器に設けられる水噴霧装置、散水装置等をいう。

エ 危規則第27条の5第5項第1号に規定する「温度の上昇を防止する装置」とは、蓄圧器及び圧縮水素を供給する移動式製造設備の車両が停止する位置に設けられる水噴霧装置、散水装置等をいう。

(2) 位置、構造及び設備の基準

圧縮水素スタンド（常用の圧力が82MPa以下のものに限る。以下同じ。）を構成する各設備は、一般則第7条の3又は第7条の4の規定によるほか、危規則第27条の5第5項第3号に定める基準に適合することとされているが、この場合、次の事項に留意する。

ア 液化水素の貯槽（危規則第27条の5第5項第3号ロ）

危規則第27条の5第5項第3号ロに規定する「自動車等（自動車、原動機付自転車その他の当該設備に衝突した場合に甚大な影響を及ぼすおそれのあるものをいう。以下同じ。）の衝突を防止するための措置」とは、液化水素の貯槽の周囲に保護柵又はポール等を設ける方法がある。

なお、液化水素の貯槽を自動車等が容易に進入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなす。

イ 液化水素昇圧ポンプ（危規則第27条の5第5項第3号ハ）

危規則第27条の5第5項第3号ハに規定する「自動車等の衝突を防止するための措置」とは、アの例による。

なお、液化水素昇圧ポンプを自動車等が容易に進入できない場所に設置する場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなす。

ウ 送ガス蒸発器（危規則第27条の5第5項第3号ニ）

危規則第27条の5第5項第3号ニに規定する「自動車等の衝突を防止するための措置」とはアの例による。

なお、送ガス蒸発器を自動車等が容易に進入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなす。

エ 圧縮機（危規則第27条の5第5項第3号ホ）

(ア) 危規則第27条の5第5項第3号ホ(1)に規定する「ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に圧縮機の運転を自動的に停止させる装置」とは、圧縮機の圧力を圧力センサーにより検知し、電動機の電源を切ることにより、当該圧縮機の運転を停止させる異常高圧防止装置をいう。ただし、圧力が最大常用圧力を超えて上昇するおそれのないものにあつてはこの限りでない。

(イ) 危規則第27条の5第5項第3号ホ(2)の規定により、圧縮機の吐出側直近部分の配管には、逆止弁を設けることとされているが、蓄圧器側から圧縮機へのガスの逆流を防止できる位置である場合には、逆止弁を蓄圧器の受入側直近部分のガス配管に設けても差し支えない。

(ウ) 危規則第27条の5第5項第3号ホ(3)に規定する「自動車等の衝突を防止するための措置」とは、アの例による。

なお、圧縮機を自動車等が容易に進入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなす。

オ 蓄圧器（危規則第27条の5第5項第3号へ）

危規則第27条の5第5項第3号ホに規定する「自動車等の衝突を防止するための措置」とは、アの例による。

なお、蓄圧器を自動車等が容易に進入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなす。

カ ディスペンサー（危規則第27条の5第5項第3号ト）

(ア) 危規則第27条の5第5項第3号ト(2)に規定する「自動車等のガスの充てん口と正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造」とは、自動車等の充てん口と正常に接続した場合に限り開口する内部弁をいう。

(イ) 危規則第27条の5第5項第3号ト(2)に規定する「著しい引張力が加わった場合に当該充てんホースの破断によるガスの漏れを防止する措置」とは、自動車の誤発進等により著しい引張力が加わった場合に離脱し、遮断弁が働く緊急離脱カプラーをいう。

(ウ) 危規則第27条の5第5項第3号ト(3)に規定する「自動車等の衝突を防止するための措置」とは、アの例による。

(エ) 危規則第27条の5第5項第3号ト(4)に規定する「自動車等の衝突を検知する方法」とは、衝突センサー等を設ける方法があること。

キ 液化水素配管及びガス配管（危規則第27条の5第5項第3号チ）

(ア) 危規則第27条の5第5項第3号チ(2)に規定する「自動車等が衝突するおそれのない場所」に設置する例としては、次のような方法がある。

a 液化水素配管及びガス配管をキャノピーの上部等に設置する方法

b 液化水素配管及びガス配管を地下に埋設する方法

c 液化水素配管及びガス配管をトレンチ内に設置する方法

(イ) 危規則第27条の5第5項第3号チ(2)に規定する「自動車等の衝突を防止するための措置」とは、アの例による。

(ウ) 危規則第27条の5第5項第3号チ(3)に規定する「液化水素配管又はガス配管から火災が発生した場合に給油空地等及び専用タンク等の注入口への延焼を防止するための措置」とは、液化水素配管又はガス配管が地上部（キャノピー上部を除く。）に露出している場合に液化水素配管及びガス配管の周囲に防熱板を設ける方法がある。

(エ) 危規則第27条の5第5項第3号チ(4)に規定する「配管の接続部の周囲に設けるガスの漏れを検知することができる設備」とは、当該ガスの爆発下限界における1/4以下の濃度で漏れたガスを検知し、警報を発するものをいう。また、当該設備は漏れたガスに対して防爆構造を有するほか、ガソリン蒸気等の可燃性蒸気が存在するおそれのある場所に設置される場合にあつては、漏れたガス及び可燃性蒸気に対して防爆構造を有するもの

であること。

(オ) 危規則第27条の5第5項第3号チ(5)に規定する「蓄圧器からディスペンサーへのガスの供給を緊急に停止することができる装置」とは、遮断弁及び遮断操作部をいうこと。遮断弁は、蓄圧器からガスを送り出すためのガス配管に設けること。

また、遮断操作部は、事務所及び火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に設けること。

ク 液化水素、圧縮水素及び液化石油ガスの受入設備（危規則第27条の3第6項第5号イ）危規則第27条の5第1項においてその例によるものとされる危規則第27条の3第6項第5号イに規定する「液化水素、圧縮水素及び液化石油ガスの受入設備」は次による。

(ア) 危規則第27条の3第6項第5号イに規定する「受入設備」とは、液化水素、圧縮水素及び液化石油ガスの受入れのために設置される設備であり、例えば液化水素の充てん車両と液化水素の貯槽との接続機器等（受入ホース、緊結金具等）や液化水素の貯槽の充てん口等をいう。

(イ) 「危規則第27条の3第6項第5号イ(1)に規定する「給油空地等において液化水素又はガスの受入れを行うことができない場所」とは、給油空地等に液化水素、圧縮水素又は液化石油ガスの充てん車両が停車し、又は受入設備と当該充てん車両の接続機器（注入ホース、緊結金具等）等が給油空地等を通じた状態で受入れを行うことができない場所である。

(ロ) 危規則第27条の3第6項第5号イ(2)に規定する「自動車等の衝突を防止するための措置」とは、アの例による。

なお、受入設備を自動車等が容易に進入できない場所に設置する場合は、当該措置が講じられているものとみなす。

ケ 障壁（危規則第27条の5第6項第1号）

危規則第27条の5第6項第1号に規定する「改質装置、液化水素の貯槽、液化水素昇圧ポンプ、送ガス蒸発器、圧縮機及び蓄圧器と給油空地等、簡易タンク及び専用タンク等の注入口との間に設置する障壁」は、次のいずれかによる。

なお、液化水素の貯槽については、加圧蒸発器及びバルブ類、充てん口、計測器等の操作部分が障壁の高さよりも低い位置となるように設置する。

(ア) 鉄筋コンクリート製

直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋を確実に結束した厚さ12cm以上、高さ2m以上のものであって堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発の衝撃等に対して十分耐えられる構造のもの。

(イ) コンクリートブロック製

直径9mm以上の鉄筋を縦、横40cm以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋

を確実に結束し、かつ、ブロックの空洞部にコンクリートモルタルを充てんした厚さ15cm以上、高さ2m以上のものであって堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発の衝撃等に対し十分耐えられる構造のもの。

(ウ) 鋼板製

厚さ3.2mm以上の鋼板に30×30mm以上の等辺山形鋼を縦、横40cm以下の間隔に溶接で取り付けて補強したもの又は厚さ6mm以上の鋼板を使用し、そのいずれにも1.8m以下の間隔で支柱を設けた高さ2m以上のものであって堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発の衝撃等に対して十分耐えられる構造のもの。

コ 排水溝（危規則第27条の5第6項第2号及び3号）

(ア) 危規則第27条の5第6項第2号に規定する「防火設備又は温度の上昇を防止する装置から放出された水が、給油空地等、ポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近に達することを防止するための措置」とは、給油空地等、ポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近と散水される範囲との間に排水溝を設置すること等をいう。

(イ) 危規則第27条の5第6項第3号に規定する「固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク又は専用タンク等の注入口から漏れた危険物が、ディスプレイに達することを防止するための措置」とは、固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク又は専用タンク等とディスプレイの間に排水溝を設置すること等をいう。

(ウ) 排水溝は、散水装置等の設置状況及び水量を考慮して、排水能力（幅、深さ、こう配等）が十分なものとする。

(エ) 消防隊等の放水により水が排水溝からあふれることに備え、排水溝に沿って土のう等を積みあげ、固定給油設備側への水の流入を防止する。

サ 固定給油設備等への自動車等衝突防止措置（危規則第27条の5第6項第4号）

危規則第27条の5第6項第4号に規定する「固定給油設備（懸垂式のものを除く。）、固定注油設備（懸垂式のものを除く。）及び簡易タンクに講ずる自動車等の衝突を防止するための措置」とは、アの例による。

シ 簡易タンクへの延焼防止措置（危規則第27条の5第6項第5号）

危規則第27条の5第6項第5号に規定する「圧縮水素スタンドの設備から火災が発生した場合に簡易タンクへの延焼を防止するための措置」とは、簡易タンクと圧縮水素スタンドの設備の間に防熱板を設ける方法がある。

ス 液化水素の貯槽に火災の影響を及ぼさない措置（危規則第27条の5第6項第6号）

危規則第27条の5第6項第6号に規定する「固定給油設備又は固定注油設備から火災が発生した場合にその熱が当該貯槽に著しく影響を及ぼすおそれのないようにするための措置」とは、固定給油設備又は固定注油設備におけ

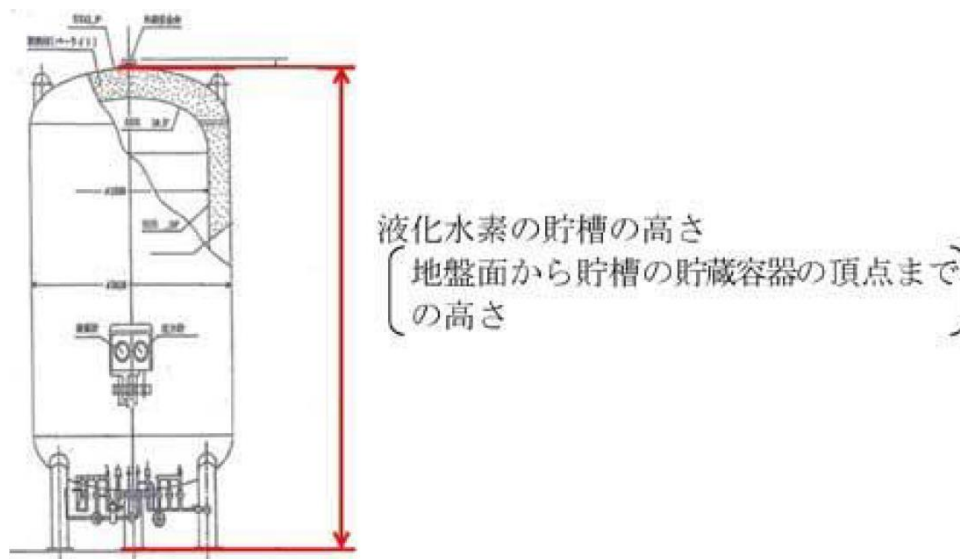
る火災のふく射熱により、液化水素の貯槽内の圧力が著しく上昇しないようにする措置をいう。

なお、「液化水素の貯槽内の圧力が著しく上昇しないようにする措置」としては、次のいずれかによる。

(7) 障壁によりふく射熱を遮る措置

固定給油設備及び固定注油設備と液化水素の貯槽との間に、液化水素の貯槽の高さよりも高い障壁を設けること。

なお、液化水素の貯槽の高さとは、地盤面から貯槽の貯蔵容器の頂点までの高さである。(第12-53図参照)



第12-53図 液化水素の貯槽の高さ

(イ) 障壁の設置に加え、障壁又は固定給油設備及び固定注油設備を液化水素の貯槽から離して設ける措置（障壁の高さが液化水素の貯槽の高さ以下の場合）

液化水素の貯槽が、火災時の火炎に30分間以上耐えることができ、かつ、貯槽の外側の温度が650℃までであれば貯槽内の許容圧力を超えないよう安全装置の吹き出し量が設計されているもの（注）については、30分以内に貯槽表面の温度が650℃に達しないことを前提として、例えば、障壁の高さが2mの場合については、第12-3表に示す措置を講ずる。

なお、第12-3表の固定給油設備でガソリンと軽油の両方の油種を給油できる場合は、両方を満たすよう措置を講ずる。

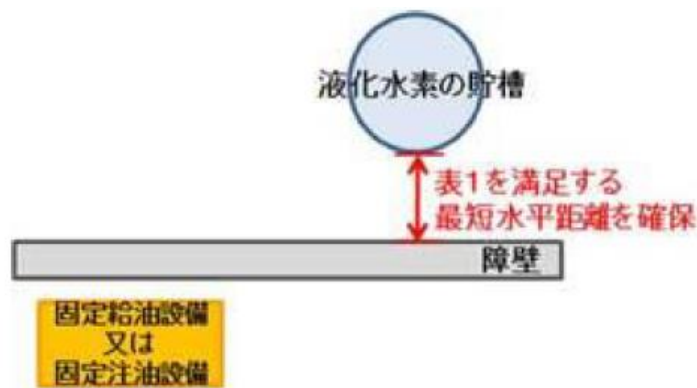
(注) 「一般高压ガス保安規則の機能性基準の運用について」(20121204 商局第6号)

「13. 圧力計及び許容圧力以下に戻す安全装置」2.2(2)イ(i)参照

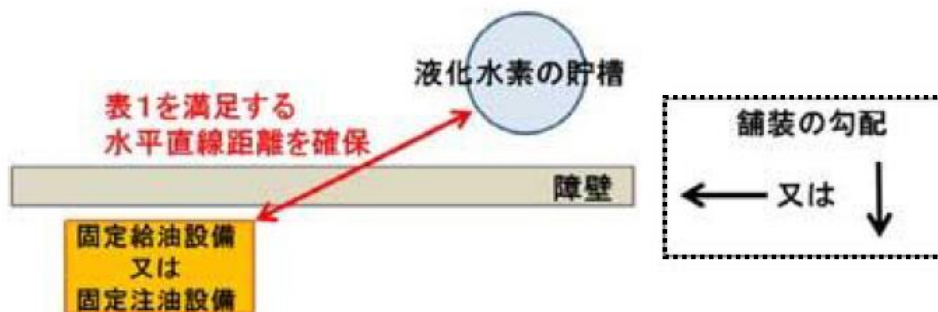
第12-3表 高さ2mの障壁における障壁又は固定給油設備及び  
固定注油設備を液化水素の貯槽から離して設ける措置

対象設備	油種	最大吐出量	措置	
			障壁から必要な最短水平距離を確保する方法 (第12-61図参照)	固定給油設備及び固定注油設備から必要な水平直線距離を確保する方法 (第12-62図参照)
固定給油設備	ガソリン	50L/min以下	障壁を液化水素の貯槽から最短水平距離で2.1m以上離して設置すること。	固定給油設備を液化水素の貯槽から水平直線距離で3.9m以上離して設置すること。この場合において、舗装の勾配等により危険物が液化水素貯槽に向かって流れる可能性がないこと。
	軽油	180L/min以下	障壁を液化水素の貯槽から最短水平距離で2.3m以上離して設置すること。	固定給油設備を液化水素の貯槽から水平直線距離で6.0m以上離して設置すること。この場合において、舗装の勾配等により危険物が液化水素貯槽に向かって流れる可能性がないこと。
		90L/min以下	障壁を液化水素の貯槽から最短水平距離で2.3m以上離して設置すること。	固定給油設備を液化水素の貯槽から水平直線距離で5.0m以上離して設置すること。この場合において、舗装の勾配等により危険物が液化水素貯槽に向かって流れる可能性がないこと。
固定注油設備	灯油	180L/min以下	障壁を液化水素の貯槽から最短水平距離で3.0m以上離して設置すること。	固定注油設備を液化水素の貯槽から水平直線距離で6.5m以上離して設置すること。この場合において、舗装の勾配等により危険物が液化水素貯槽に向かって流れる可能性がないこと。
		60L/min以下	障壁を液化水素の貯槽から最短水平距離で2.0m以上離して設置すること。	固定注油設備を液化水素の貯槽から水平直線距離で4.0m以上離して設置すること。この場合において、舗装の勾配等により危険物が液化水素貯槽に向かって流れる可能性がないこと。





第 12-54 図 障壁から必要な最短水平距離を確保する方法



第 12-55 図 固定給油設備及び固定注油設備から必要な水平直線距離を確保する方法

- (3) 圧縮水素充てん設備のディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する場合
- ア 危規則第 27 条の 5 第 7 項第 1 号ロ(1)に規定する「給油ノズルが自動車等の燃料タンク給油口から脱落した場合に給油を自動的に停止する構造」は、6\_(5)\_アの例による。
  - イ 危規則第 27 条の 5 第 7 項第 1 号ロ(2)に規定する「給油ホースは、著しい引張力が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からの危険物の漏えいを防止することができる構造」は、6\_(5)\_イの例による。
  - ウ 危規則第 27 条の 5 第 7 項第 1 号ハに規定する「給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となったときに給油を自動的に停止する構造」は、6\_(5)\_ウによる。
  - エ 危規則第 27 条の 5 第 7 項第 1 号ニに規定する「1 回の連続したガソリン等の給油量が一定の数量を超えた場合に給油を自動的に停止する構造」は、6\_(5)\_エによる。
  - オ 危規則第 27 条の 5 第 7 項第 1 号ホに規定する「固定給油設備が転倒した場合において当該固定給油設備の配管及びこれに接続する配管からのガソリン等の漏えいの拡散を防止するための措置」は、6\_(5)\_オの例による。

カ 危規則第27条の5第7項第2号に規定する「固定給油設備又は給油中の自動車等から漏れたガソリン等が、圧縮水素を充てんするために自動車等が停車する場所、圧縮水素スタンドのディスペンサー及びガス配管が設置されている部分に達することを防止するための措置」は、6\_(5)\_カの例による。その場合、「圧縮天然ガス」を「圧縮水素」と読み替えるものとする。

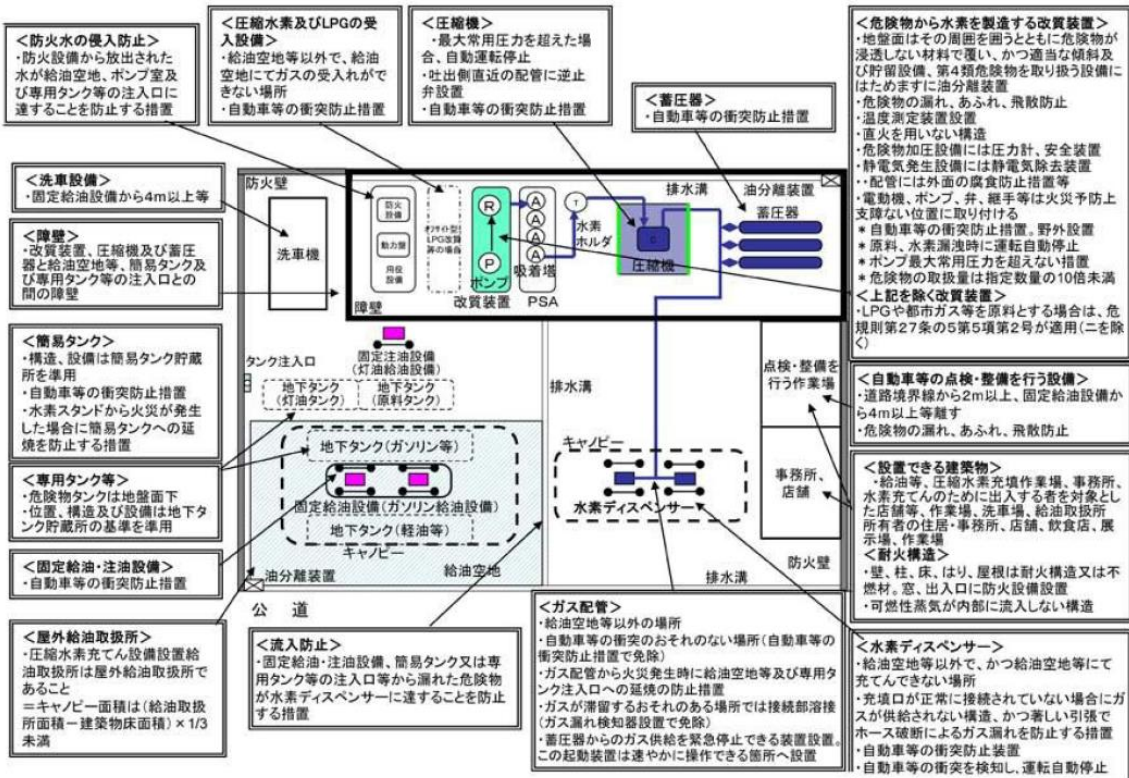
キ 危規則第27条の5第7項第3号に規定する「火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所」は、6\_(5)\_キによる。

ク 圧縮水素充てん設備のディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置することに併せて必要最小限の圧縮水素用のPOS用カードリーダー等の設備を給油空地に設ける場合は、給油又は圧縮水素の充てんに支障がないと認められる範囲に限り設けて差し支えない。この場合、ディスペンサー及びPOS用カードリーダー等の設備は、漏れたガスに対して防爆構造を有するほか、ガソリン蒸気等の可燃性蒸気が存在するおそれのある場所に設置される場合にあつては、漏れたガス及び可燃性蒸気に対して防爆構造を有するものとする。

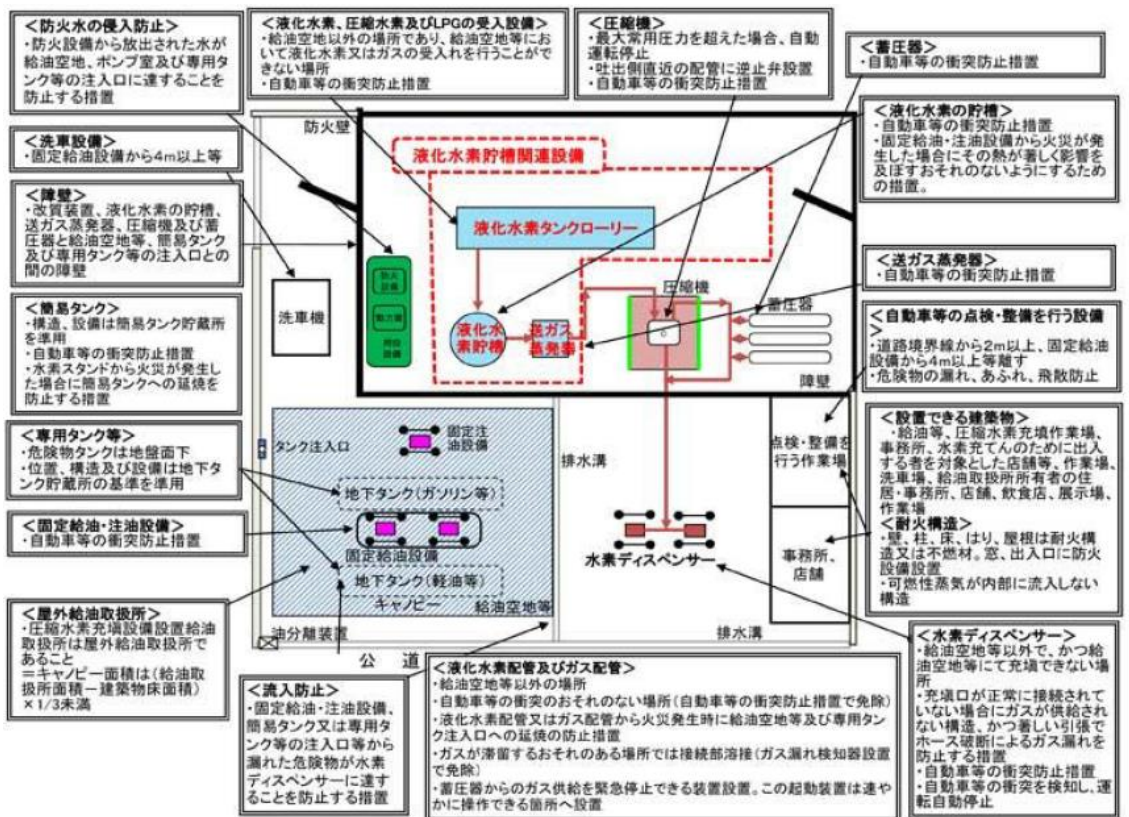
(4) 消防法上の設置の許可に係る留意事項

圧縮水素充てん設備設置給油取扱所を設置する場合は、法第11条第1項の許可の他に高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条又は第14条の許可を受ける必要がある。その場合、消防法の許可は、高圧ガス保安法の許可後に行う。

なお、危規則第27条の5第5項第3号に掲げる設備が、一般則第7条の3又は第7条の4中の当該設備に係る規定に適合していることの確認は、高圧ガス保安法の許可を受けていることの確認をもって行う。



第12-56図 改質装置を設置する圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の例



第12-57図 液化水素の貯槽を設置する圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の例

8 危政令第17条第3項第6号を適用する自家用給油取扱所（危規則第28条）

1及び2のうち適用されるものによるほか、次による。

(1) 給油空地

給油空地は、給油する自動車等の一部又は全部がはみ出たままで給油することのない広さを確保する。

(2) 自動車等の出入りする側

自動車等の出入りする側とは、給油取扱所の敷地から4m以上建築物が離れており、かつ、実際に自動車等の出入りが可能な側とする。

(3) 灯油の専用タンク

自動車等の暖房用として自動車に設けられた灯油タンクに給油するため灯油の専用タンクを設けることができる。

(4) キー式の固定給油設備

キー式の固定給油設備の設置は、自家用給油取扱所にのみ認められる。

9 危政令第17条第4項を適用するメタノール等及びエタノール等を取り扱う給油取扱所（危規則第28条の2、危規則第28条の2の2、危規則第28条の2の3）

【H6消防危28、H24消防危2】

メタノール若しくはエタノール又はこれらを含むもの（以下「メタノール等及びエタノール等」という。）を取り扱う給油取扱所については、次による。

(1) 適用範囲

ア 法令の適用

メタノール等及びエタノール等を取り扱う給油取扱所について、危規則第28条の2から同条28条の2の3までに特例を定めていない事項は、危政令第17条第1項から第3項までの基準が適用になるものである。

イ メタノール等及びエタノール等の燃料

(ア) 危政令第17条第4項に規定する、「メタノール」とはメタノール100%（以下「M100」という。）を、「エタノール」とはエタノール100%（以下「E100」という。）をいい、「これらを含むもの」には、メタノール85%と特殊なガソリン成分15%の混合物（以下「M85」という。）、エタノールを3%含むガソリン（以下「E3」という。）、エタノールを10%含むガソリン（以下「E10」という。）のほか、メタノール又はエタノールが含まれる他の自動車用燃料が該当する。

なお、バイオエタノールから合成されるETBE（エチルターシャリーブチルエーテル）をガソリンに混合したものは、危政令第17条第4項に規定するエタノールを含むものには含まれない。

(イ) 第四類の危険物のうちメタノールを含むものには、メタノール自動車の燃料として用いられるもののみでなく、メタノール自動車以外の自動車等の燃料として用いられるものも含まれる。

ウ 適用される給油取扱所

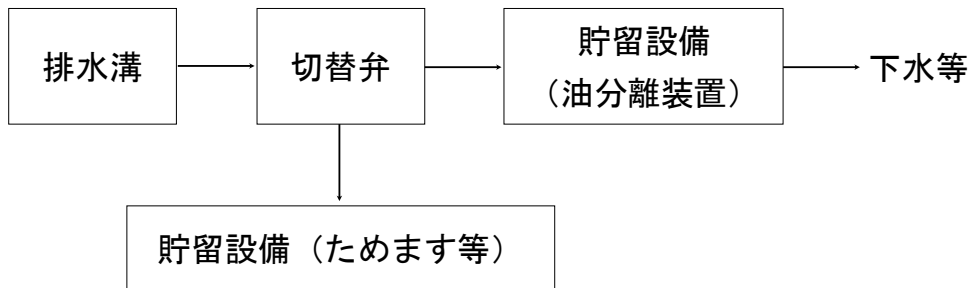
- (ア) ガソリン、軽油等を取り扱う給油取扱所にメタノール等及びエタノール等を取り扱う給油施設を併設する給油取扱所
  - (イ) メタノール等及びエタノール等のみを取り扱う給油取扱所
- (2) 位置、構造及び設備の技術上の基準に係る運用事項

ア メタノール等及びエタノール等を取り扱う専用タンク（危規則第28条の2第1項第2号）

(ア) メタノール等及びエタノール等を取り扱う地下貯蔵タンクは、タンク室又は二重殻タンク構造によるものとし、危険物の漏れ防止構造は認められない。

(イ) メタノール又はエタノールを取り扱う専用タンクには、危険物の量を自動的に表示する装置を設けるものとし、計量口を設けることはできない。

イ 給油空地等の危険物流出防止例としては、排水溝、切替弁、貯留設備（油分離装置、ためます等）を設ける方法（第12-58図参照）があるが、切替弁、油分離装置及びためます等については、次の構造及び機能等を有するものであること。



(メタノール等及びエタノール等給油時)

- (ア) 切替弁
  - a 流れ方向が表示されるものであること。
  - b 操作しやすい位置に設けられたピット内に設置する。
- (イ) 油分離装置
  - 1\_(5)\_ウ\_(ア)\_a 及び b（メタノール等及びエタノール等のみを取り扱う給油取扱所に設ける油分離装置については、bを除く。）による。
- (ウ) ためます等
  - ためますのほか、地盤面下に埋設された鋼製又は FRP のタンク等があるが、いずれも危告示第4条の51に規定する数量以上のメタノール等及びエタノール等が収容できる容量を有するものとする。
- (エ) その他
  - 「給油空地のうちメタノール等及びエタノール等を取り扱う部分（以下「メタノール等及びエタノール等の給油空地」という。）」と「給油空地のうちメタノール等及びエタノール等以外の危険物を取り扱う部分及び注油空

地（以下「その他の給油空地等」という。）とにそれぞれ専用の排水溝を設ける場合には、メタノール等及びエタノール等の給油空地に係る排水溝に切替弁及びためます等を設けるとともに、その他の給油空地等に係る排水溝に油分離装置を設けることで足りるものとする。この場合、メタノール等及びエタノール等の固定給油設備及びメタノール等及びエタノール等以外の固定給油設備等は、それぞれの排水溝から第12-4表の距離を確保する。（第12-59図参照）

第12-4表 固定給油設備等と排水溝の離隔距離

最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長	距離
3 m以下	4 m以上
3 mを超え4 m以下	5 m以上
4 mを超え5 m以下	6 m以上

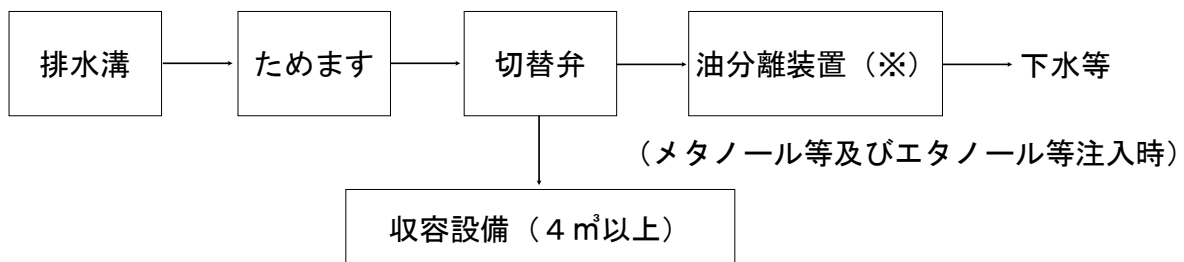
※最大給油ホース全長及び最大注油ホース全長とは、それぞれ危政令第17条第1項第12号イ及び第13号ロに定めるもの。

ウ 専用タンク注入口の危険物流出防止措置（危規則第28条の2第1項第2号ハ）

(ア) 注入口の周囲の排水溝は、メタノール等及びエタノール等の専用タンクの注入口のみの周囲に設ける。ただし、当該排水溝に油分離装置を接続する場合にあっては、メタノール等及びエタノール等の専用タンクの注入口及びメタノール等及びエタノール等以外の危険物の専用タンクの注入口の周囲に排水溝を設けることができる。（第12-58図及び第12-59図参照）

(イ) 注入口の周囲の排水溝は、移動タンク貯蔵所からのメタノール等及びエタノール等の注入時に、当該注入口又は移動タンク貯蔵所の注入ホース若しくは吐出口からメタノール等及びエタノール等が漏れた場合、漏れたメタノール等及びエタノール等を收容できるように設ける。

(ウ) 排水溝、切替弁、漏れた危険物を收容する容量4 m<sup>3</sup>以上の設備（以下「收容設備」という。）及び油分離装置は、次のとおりとする。



※メタノール等及びエタノール等の専用タンクの注入口のみの周囲に排水溝を設ける場合は設置を要しない。



- a 切替弁
  - (a) 流れ方向が表示されるものとする。
  - (b) 操作しやすい位置に設けられたピット内に設置する。
- b 収容設備
  - (a) 地盤面下に埋設された鋼製又はFRP製のタンク等とする。
  - (b) 通気管及び収容設備内の危険物等をくみ上げるためのマンホールその他の設備を設ける。
- c その他
  - (a) 危政令第17条第2項第11号の上部を有する屋内給油取扱所においては、危規則第25条の10第2号の設備を排水溝及び収容設備とみなすことができる。
  - (b) 注入口の周囲に設ける排水溝、切替弁及び収容設備は、イの給油空地等の周囲に設ける排水溝、切替弁及びためます等と兼ねることができる。(第12-61図参照)
- (エ) 危規則第28条の2第3項第1号のただし書きに規定する「専用タンクの注入口からエタノールを含有するものが漏れた場合において危険物が給油空地及び注油空地以外の部分に流出するおそれのない場合」とは、専用タンクの注入口からエタノールを含有するものが4,000L漏れた場合において、当該危険物に含まれるエタノール量を当該給油取扱所に設置される油分離装置の収容量で除した値が0.6未満となる場合である。(例えば、E10を取り扱う給油取扱所に設置される油分離装置の収容量が1,200Lの場合、4,000Lの当該危険物に含まれるエタノール量400Lを油分離装置の収容量1,200Lで除した値は約0.3(<0.6)となることから、収容設備等の設置は要しない。)
- エ 専用タンク等の開口部
  - メタノール又はエタノールを取り扱う専用タンク又は簡易タンクに設ける注入口及び通気管以外の開口部(マンホール、点検口等)にあつては、施錠する等容易に開放できない構造とする。
- オ 検知設備(危規則第28条の2第1項第2号イ)
  - (ア) メタノール又はエタノールを取り扱う専用タンクをタンク室に設置する場合に専用タンクの周囲に設けるメタノール又はエタノールの漏れを検知することができる装置(以下「検知装置」という。)には、メタノール又はエタノールの蒸気を検知する装置又はメタノール又はエタノールの水溶液を検知する装置がある。
  - (イ) メタノール又はエタノールを取り扱う専用タンクをタンク室に設置する場合、専用タンクの周囲に液体の危険物の漏れを検知するための管を設ける場合には、当該管に検知装置を取り付けることができる。
  - (ウ) E3及びE10を取り扱う給油取扱所は、危規則第28条の2第3項第2号

及び第28条の2の2第3項第2号の規定（危規則第23条の3第2号に規定する設備のうち、専用タンクの周囲に4箇所以上設ける管により液体の危険物の漏れを検知する設備（以下「検知管」という。）により当該専用タンクから漏れた危険物を検知することが困難な場合）に該当しない。E10よりも多量にエタノールを含有するガソリンを取り扱う給油取扱所にあつては、個別に確認する必要がある。

なお、検知管にエタノールの漏れを検知することができる装置を設けた給油取扱所は、危険物に含まれるエタノール量に関わらず、当該規定に該当しない。

カ 専用タンクの注入口の弁及び過剰注入防止設備（危規則第28条の2第1項第2号ロ）

メタノール又はエタノールを取り扱う専用タンクの注入口に設けられる危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備により、注入口にホースが緊結されていないときに当該注入口が閉鎖状態となり、注入時にホースを結合した場合に開放状態（スタンバイ状態）とすることができる構造のものは、当該注入口には弁を設けないことができる。

キ 専用タンク等の通気管

メタノール又はエタノールを取り扱う専用タンク又は簡易タンクの通気管に設ける引火防止装置は、クリンプトメタル方式のものとする。

ク 給油ホース等の材質

固定給油設備のポンプ、配管、パッキン、給油ホース等はメタノール等に対して侵されないものとする必要がある。

すなわち、メタノール又はエタノールを使用する場合は、耐アルコール性を有するEPゴム、ブチルゴム、クロロプレングム、ハイパロングム等が適しており、メタノールを含有するものを使用する場合には、耐アルコール性及び耐油性を有するニトリルゴム、フッ素ゴム、ハイパロングム等が適している。

なお、金属では鉛、亜鉛、アルミニウム等は腐食され、ゴム類ではシリコンゴム、ネオプレングム等は膨潤劣化するので使用することはできない。

ケ 消火設備

(ア) E3及びE10を取り扱う給油取扱所に泡を放射する消火器を設置する場合、当該消火器の泡消火薬剤は、耐アルコール型のものとする。

(イ) E10を取り扱う給油取扱所に設置する第3種の固定式の泡消火設備にたん白泡消火薬剤を用いる場合にあっては、耐アルコール型のものとする。

(3) 取扱いの技術上の基準に関する事項

ア 切替弁の操作

(ア) 切替弁の操作により排水溝が(2)イのためます等又は(2)ウの収容設備（以下「収容設備等」という。）に接続されていることを確認した後に、メ



タノール等及びエタノール等を自動車等に給油し、又は移動貯蔵タンク及び容器から専用タンク若しくは簡易タンクに注入する。

(イ) メタノール等及びエタノール等を自動車等に給油し、又は移動貯蔵タンク及び容器から専用タンク若しくは簡易タンクに注入した場合には、メタノール等及びエタノール等の漏れがないことを確認した後に、切替弁の操作を行う。

イ 収容設備等からの危険物等のくみ上げ

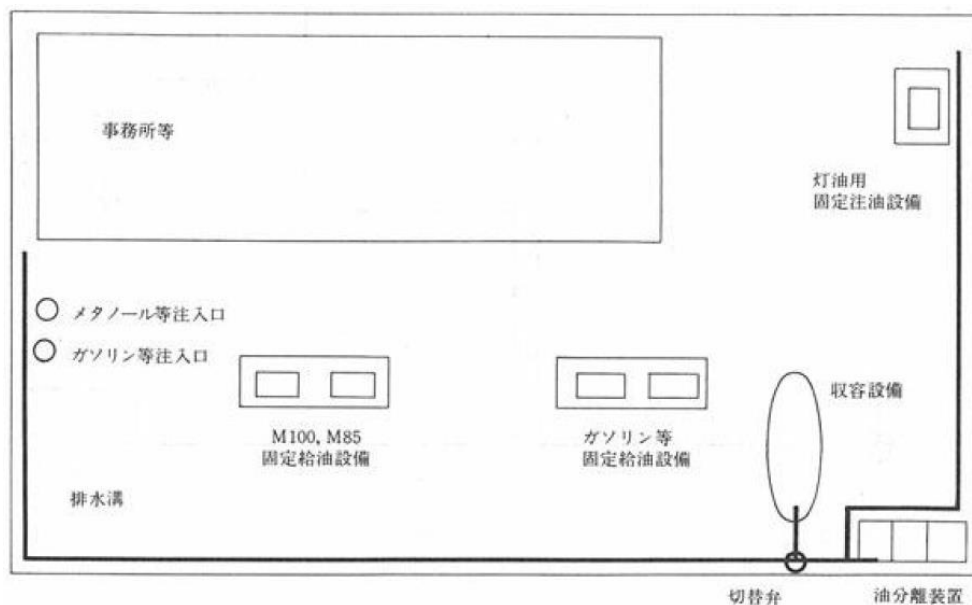
漏れたメタノール等及びエタノール等を確実に収容するため、随時、収容設備等を確認し、危険物又は雨水等（以下「危険物等」という。）が滞留している場合には、当該危険物等をくみ上げておくこと。

ウ 移動貯蔵タンクからの注入

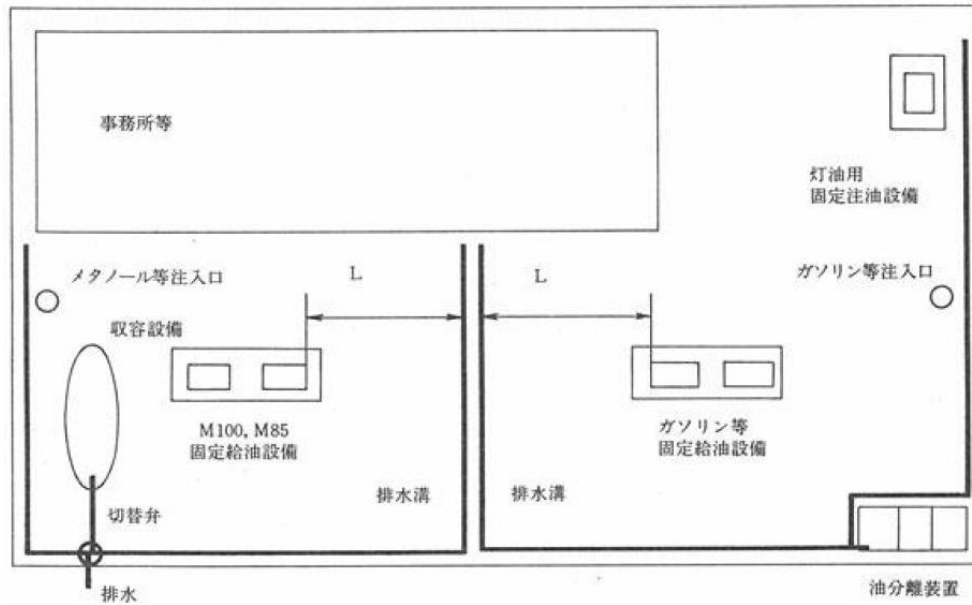
メタノール又はエタノールを移動貯蔵タンクから給油取扱所の専用タンクに注入する場合には、移動貯蔵タンク内が常に爆発範囲となるため、当該移動貯蔵タンクの注入口を開放した状態で行わないこと。

なお、移動貯蔵タンクには複動式の安全装置が設けられているため、注入口を開放しなくてもタンクの変形、注入時間の遅延等は起こらない。

メタノール等及びエタノール等を取り扱う給油取扱所における排水溝、切替弁、貯留設備（油分離装置、ためます等）及び収容設備の接続例

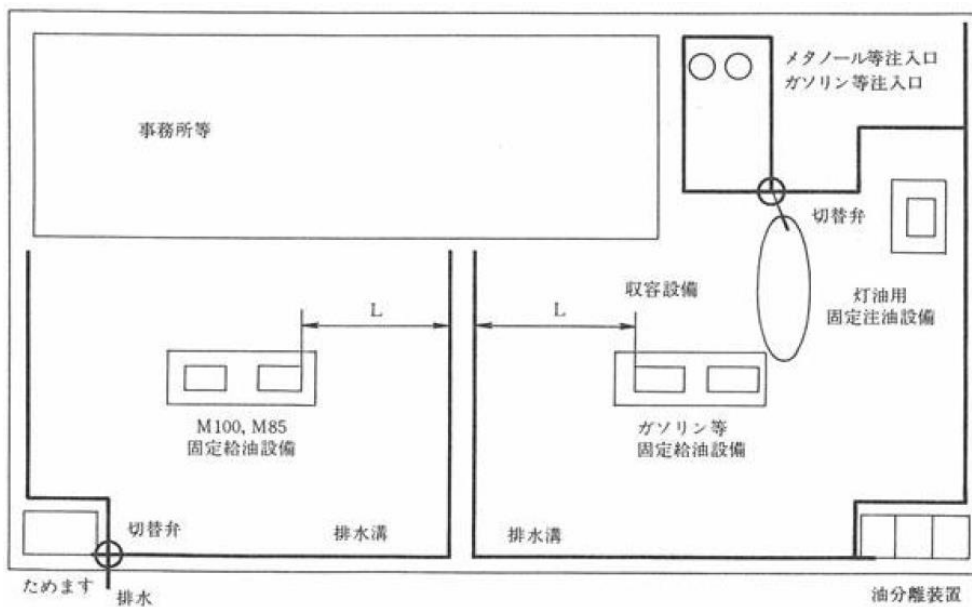


第12-58 図 給油空地等の周囲に排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝と兼用）の例



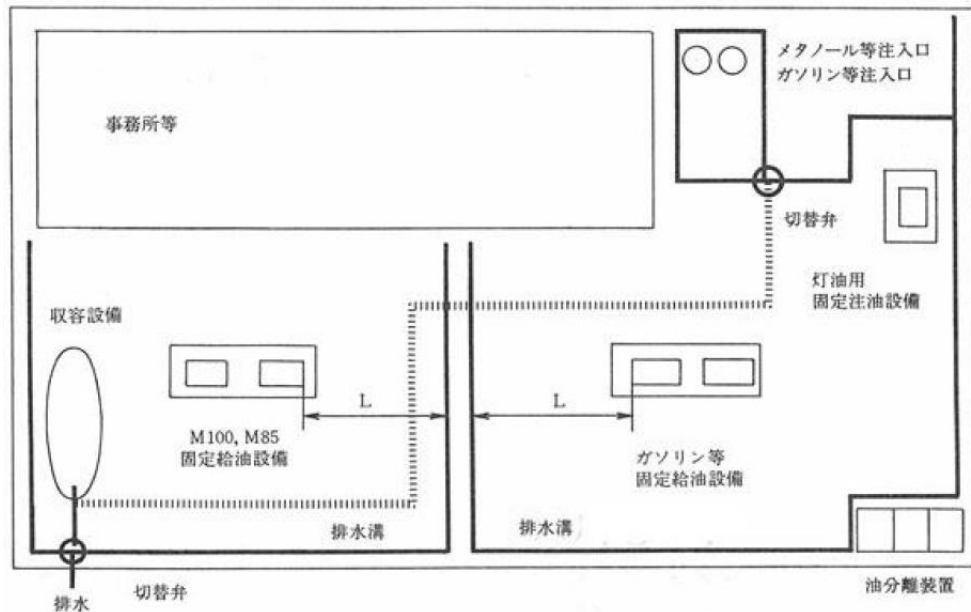
(注) Lは、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とする。

第12-59図 メタノール等又はエタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝等と兼用）の例



(注) Lは、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とする。

第12-60図 メタノール等又はエタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝等を別に設置）の例



(注) Lは、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とすること。

第12-61図 メタノール等又はエタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の  
周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口に係る収容設備を兼用）の例

10 危政令第17条第5項を適用する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（危規則  
第28条の2の4から28条の2の8）【H10 消防危25、H12 消防危12、H24 消防  
危91、R元消防危119】

(1) 定義（危規則第28条の2の4）

「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油取扱所」という。）  
は、顧客用固定給油設備等により顧客に自ら自動車若しくは原動機付自転車（以  
下「自動車等」という。）に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替え  
させることができる給油取扱所である。この場合において、自動二輪車は自動  
車に含まれる。

【注 顧客用固定給油設備により顧客がガソリン又は軽油を容器に詰め替えること及び顧客用固定注油設備により  
顧客が灯油又は軽油をタンクローリーに注入することはできない。】

(2) 位置、構造及び設備の基準

セルフ給油取扱所（屋外）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、危規則第  
28条の2の5の規定によるほか、次による。

ア セルフ給油取扱所の表示（危規則第28条の2の5第1号）

セルフ給油取扱所である旨の表示の方法は、「セルフ」、「セルフサービス」  
等の記載、看板の指示等により行うことで支障ない。

また、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる営業形態の給油  
取扱所にあつては、当該時間帯等にはその旨を表示する。

なお、表示の方法等は、次による。

(イ) 看板等による場合は、1\_13\_イによる。

(イ) 移動式の看板等による場合は、敷地内の給油等に支障がない位置に掲出場所を確保して行う。

(ウ) 表示の位置例

- a 顧客が通常進入する入口付近の見やすい箇所
- b 容易に視認できるサインポール、看板、防火塀、建築物外壁、キャノピー支柱等の見やすい箇所

(エ) 表示方法例

- a 防火塀、壁、地盤面等にペイント等で直接表示する方法
- b キャノピー、防火塀等に固定した看板を掲出する方法
- c 着脱又は覆い等が可能な看板、電光掲示板等による方法

イ 顧客用固定給油設備（危規則第28条の2の5第2号）

(ア) 給油ノズル（危規則第28条の2の5第2号イ及びロ）

給油ノズルには、手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたもの（ラッチオープンノズル）及び手動開閉装置を開放状態で固定できないもの（非ラッチオープンノズル）の二種類があるが、固定する装置を備えたものにあつては、次のaからcによる。

a 給油開始時のノズル制御装置

構造等の例としては、次のものがある。

(a) 手動起動方式（使用者が給油ノズルをノズル掛けから外してからポンプを手動で起動するもの）

- ① 満量停止制御装置の作動等により給油ノズルへの危険物の供給が停止された場合に、手動開閉装置が開放状態であっても自動的にポンプを停止し、又はノズルの弁を閉鎖（給油停止）するもので、手動開閉装置を一旦閉鎖するまで給油ができない構造としたもの
- ② 給油ノズルをノズル掛けに戻すとラッチの固定が機械的に解除（給油停止）される構造としたもの

なお、ラッチの固定解除は、確実に行われるもの（解除が不完全な場合は、ノズル掛けに戻せない等）とし、又は解除が不完全なままノズル掛けに戻された場合には、ポンプが再び起動した場合であっても手動開閉装置を一旦閉鎖するまで給油ができない構造とする。

(b) 自動起動方式（給油ノズルをノズル掛けから外すとポンプが自動的に起動するもの）

- ① (a)①、②に示す構造のもの
- ② 給油ノズルをノズル掛けから外したとき（制御卓で給油許可（ポンプ起動）を行ったとき）に、直ちに危険物の供給が開始（計量開始）された場合は、これを異常と判断し、自動的にポンプを停止する構造としたもの

なお、給油ノズルは、手動で開閉することができる弁が設けられ

たものであり、弁を閉鎖した状態において危険物が漏れない構造とする。

b 脱落時停止制御装置

構造等の例としては、次のものがある。

- (a) 給油ノズルに落下等の衝撃が加わった場合に、ラッチの固定が解除され給油を停止する構造としたもの
- (b) 給油ノズルが給油口から離脱したことを感知した場合に、ラッチの固定が解除され給油を停止する構造としたもの

c 給油ノズルに設ける可燃性蒸気回収装置

給油ノズルに設ける可燃性蒸気回収装置の具体的な例としては、給油ノズルに付帯する配管から可燃性蒸気を吸引した後、専用タンクの気層部への回収による処理、燃焼による処理又は高所放出による処理を行うことができる構造を有するものがある。

燃焼処理、高所放出等を行うものにあつては、火災予防上適切な位置及び構造を有する必要がある。

なお、この場において、可燃性蒸気回収装置の性能は、給油口の周囲に放出される可燃性蒸気の濃度が、当該危険物の燃焼下限値未満（ガソリンの場合は、1.4%未満）となる。

構造等の例としては、次のものがある。

(a) バランス式可燃性蒸気回収装置

給油ノズルに付帯するベローズ（蛇腹部分）の先端を給油口に密着させることにより、給油による燃料タンク内の蒸気圧力の上昇を利用して、給油口から放出される蒸気をベローズに接続する回収配管内に導き、専用タンク内等に回収する構造としたものである。

なお、ベローズの先端部が給油口から外れた場合に、回収された蒸気が逆流して放出されることのない構造（給油口に密着していないと給油ができないもの、逆流防止措置を講じたもの等）であること。

(b) アシスト式（吸引式）可燃性蒸気回収装置

給油ノズルに付帯する蒸気吸入口から、ポンプ機器等により強制的に蒸気を吸引して回収配管内に導き、専用タンク内等に回収する構造としたもの（第12-71図参照）

なお、放出蒸気と一緒に給油口周囲の空気を吸引することから、過剰吸引（加圧）により専用タンク等に影響を与えないものとするとともに、蒸気回収用ポンプ機器等に電気設備を用いる場合には、防爆構造のものとする等の措置を講じる。

(イ) 給油時に人体に蓄積された静電気を有効に除去することができる構造（危規則第28条の2の5第2号ハ）

引火点が40℃未満の危険物を扱う給油ノズルの給油時に人体に蓄積され

た静電気を有効に除去することができる構造等の例としては次のものがある。

- a 給油ノズルの握りの部分、レバー等の金属部分が直接手に触れる構造
- b 給油ノズルの握りの部分のカバー、レバー等の部分のカバーのどちらかに導電性がある構造

なお、カバーの導電性については、資料の提出により確認する。

(ウ) 満量停止制御装置（危規則第28条の2の5第2号ニ）

給油ノズルの手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものにあつては、固定する装置により設定できる全ての吐出量において給油を行った場合に機能すること。また、手動開閉装置を開放状態で固定できないものにあつては、15L/min程度（軽油専用で吐出量が60L/minを超える吐出量のものにあつては、25L/min程度）以上の吐出量で給油を行った場合に機能すること。

なお、当該装置が機能した場合には、給油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び給油を開始することができない構造であること。

(エ) 顧客に危険物が飛散しないための措置（危規則第28条の2の5第2号ニ）

全ての給油ノズルで、給油時に吹きこぼれても人体にかかるのを防ぐ措置例としては、つば状の部品（スプラッシュガード）を設置したものがある。

(オ) 給油ホース（緊急離脱カプラー）（危規則第28条の2の5第2号ホ）

給油ホースは、著しい引張力（2,000N以下）が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からの危険物の漏えいを防止できる構造であること。

構造等の例（緊急離脱カプラーをホースの途中に設置するもの）としては、次のものがある。

緊急離脱カプラーは、通常の使用時における荷重等では分離しないが、自動車等の給油口に給油ノズルを差したまま発進した場合等には安全に分離し、分離した部分の双方（固定給油設備側及び給油ノズル側）を弁により閉止する構造であること。

なお、緊急離脱カプラーを効果的に機能させるため、当該カプラーの離脱直前の引張力が作用しても、ホースの他の部分が破断することなく、かつ、固定給油設備が当該引張力によって転倒しないよう堅固に固定しておくこと。

(カ) 誤給油防止制御装置（危規則第28条の2の5第2号ヘ）

誤給油防止制御装置は、ハイオクガソリン及びレギュラーガソリン相互、又は軽油及びプレミアム軽油相互については、対象外である。

構造等の例としては、次のものがある。

- a コンタミ（Contamination=汚染）防止装置によるもの  
給油ノズルに、燃料タンク内の可燃性蒸気を測定（吸引）して油種を判定する装置を設け、給油ノズルの油種と一致した場合にのみ、給油を開始することができる構造としたもの。
- b 油種別ポンプ起動によるもの  
次のいずれかの方法により、顧客が要請した油種の給油ポンプだけを起動し、顧客が当該油種のノズルを使用した場合にのみ、給油を開始することができる構造としたものであること。  
(a) 監視者が、顧客の要請油種をインターホン等で確認し、制御卓で油種を設定するもの。  
(b) 顧客が自ら固定給油設備で油種を設定するもの  
この場合、顧客側のインターホン端末及び油種設定装置は、給油に支障のない位置（同一アイランド上など）に設置する。
- c その他  
ガソリン又は軽油のいずれかの油種のみを取り扱う顧客用固定給油設備（一の車両停止位置において、異なる油種の給油ができないものに限る。）は、誤給油を有効に防止できる構造を有しているとみなす。
- (キ) 定量・定時間制御装置（危規則第28条の2の5第2号ト）  
定量・定時間制御装置の設定は危険物保安監督者の特別な操作により変更が可能となるものとし、顧客又は監視者の操作により容易に変更されるものではないこと。  
ただし、大型トラック専用の給油取扱所に設置するものにあつては、給油取扱所の実態に見合った設定量及び給油時間とする。  
構造等の例としては、次のものがある。
- a 制御装置  
次の制御機構等により、固定給油設備の1操作あたりの連続した給油量又は給油時間が設定値に達したときに、自動的に給油ポンプを停止させる機能を有する構造としたもの。  
(a) 固定給油設備に組み込んだマイコンによるもの（上限値は、当該マイコンで設定する。）  
(b) POSと固定給油設備を連動させたもの（上限値は、POS本体で設定する。）
- b 設定を容易に変更できない構造等  
aのマイコン又はPOSにより上限値を設定（変更）する場合に、暗証番号の入力、専用のキー、カードの使用等、特別な操作を行わなければ設定変更ができない機能を有する構造とする。
- (ク) 感震自動停止制御装置（危規則第28条の2の5第2号チ）  
地震を感知する感震器は、震度階級「5強」の衝撃又は震動を感知した

場合に作動するものであること。感震器は、顧客用固定給油設備又は事務所のいずれにも設置することができる。

なお、既存の感震器にあつては、感知精度が同等程度であれば使用して差し支えない。

構造等の例としては、顧客用固定給油設備又は事務所等に感震器を設置し、当該感震器が震度階級「5強」の衝撃又は震動を感知した場合に、給油ポンプを停止させる等により、危険物の供給を自動的に停止させる機能を有する構造としたものがある。

ウ 顧客用固定注油設備（危規則第28条の2の5第3号）

(ア) 注油ノズル（危規則第28条の2の5第3号イ）

注油ノズルは、手動開閉装置を開放状態で固定できないもの（非ラッチオープンノズル）とする。

(イ) 満量停止制御装置（危規則第28条の2の5第3号ロ）

自動的に停止する構造は、15L/min程度以上の吐出量で注油を行った場合に機能するものであること。

なお、当該装置が機能した場合には、注油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び注油を開始することができない構造であること。

(ウ) 定量・定時間制御装置（危規則第28条の2の5第3号ハ）

定量・定時間制御の設定は、危険物保安監督者の特別な操作により変更が可能となるものとし、顧客又は監視者の操作により容易に変更されるものでないこと。

(エ) 感震自動停止制御装置（危規則第28条の2の5第3号ニ）

イ\_ウの顧客用固定給油設備の例による。

エ 固定給油設備等の衝突防止措置等（危規則第28条の2の5第4号）

固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンク（以下「固定給油設備等」という。）の衝突防止措置等の措置は、顧客が自ら用いる設備のみに限るものではない。

(ア) 衝突防止措置

a 構造等の例としては、次のものがある。

(a) 共通事項

- ① 車両の進入・退出方向に対し固定給油設備等からの緩衝空間が確保されるよう、ガードポール、アイランド等を設置するもの
- ② 運転者の不注意、操作ミス等による固定給油設備等への衝突を防止する機能を有するもの（衝突を完全に防止するための構造、強度は要しない。）

(b) ガードポール等によるもの

固定給油設備等の進入側及び退出側に、金属製のパイプ等を設置するもの。この場合、固定給油設備等は、必ずしもアイランド上に設置



することを要しない。

(c) アイランドによるもの

① 固定給油設備等をコンクリート製等のアイランド上に設置するもの

② アイランド等は、高さ15cm程度以上で、車両の前進・後退時等に固定給油設備等から突出しているホース機器等に接触しない幅と、車輪がアイランド端に接触した場合でも固定給油設備等に衝突しない長さ（奥行き）を有するもの

b 懸垂式の固定給油設備等は、衝突防止措置を要しない。

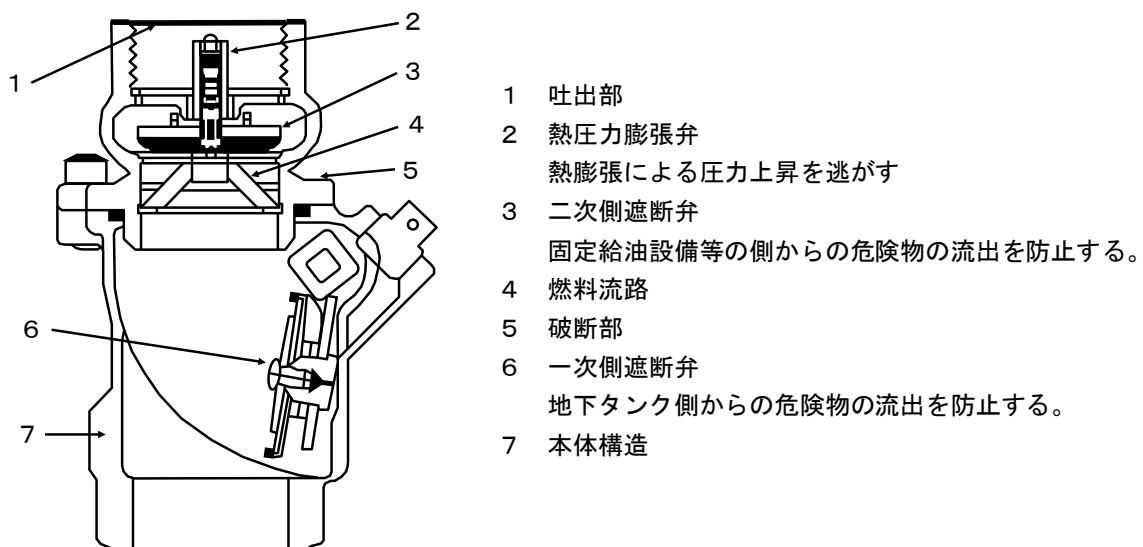
c 2\_(5)\_イ\_(か)に示す一方開放型屋内給油取扱所における衝突防止措置その他の既存の措置で同等の機能を有するものは、当該衝突防止措置等によることができる。

(イ) 転倒時の漏えい拡散防止措置

a 構造等の例としては、次のものがある。

(a) 立ち上がり配管遮断弁

① 当該遮断弁は、一定の応力を受けた場合にぜい弱部がせん断されるとともに、せん断部の双方を弁により遮断することにより、危険物の漏えいを防止する構造のものとする。（第12-62図参照）



第12-62図 立ち上がり配管遮断弁の構造例

② 当該遮断弁は、車両衝突等の応力がぜい弱部に的確に伝わるよう、固定給油設備等の本体及び基礎部に堅固に取り付ける。

(b) 逆止弁

逆止弁は、転倒時にも機能する構造のものとし、固定給油設備等の配管と地下から立ち上げたフレキシブル配管との間に設置する。

- b 懸垂式の固定給油設備等は、転倒時の漏えい拡散防止措置を要しない。
- c 危規則第25条の2第2号トに規定する油中ポンプに接続されたホース機器に取り付けられた遮断弁が、固定給油設備等及びこれに接続する配管の両方を遮断できる構造である場合には、当該遮断弁によることができる。

オ 固定給油設備等及びその周辺への表示（危規則第28条の2の5第5号）

(ア) 顧客用固定給油設備等である旨の表示

顧客用である旨の表示の方法は、固定給油設備又は固定注油設備、アイランドに設置されている支柱等への、「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の掲示等により行うことで支障ない。また、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる固定給油設備等にあつては、当該時間帯等にはその旨を、それ以外の時間帯等には従業者が給油等をする旨を表示する。

なお、表示の位置等は、次による。

- a 表示の位置は、顧客用固定給油設備等のほか、アイランドに設置されている支柱等とすることができる。
- b 表示方法は、aの位置に直接記載し、又は看板の掲示等により行うことができる。

(イ) 自動車等の停車位置等の表示

自動車等の停止位置として長さ5m、幅2m程度の枠を、灯油又は軽油の容器の置き場所として2m四方程度の枠を、地盤面等にペイント等により表示する。

なお、自動車等の停車位置又は容器の置き場所の枠は、給油空地又は注油空地からそれぞれはみ出さない。

(ウ) 使用方法・油種等の表示

使用方法の表示は、給油開始から終了までの一連の機器の操作を示すとともに、「火気厳禁」、「給油中エンジン停止」、「ガソリンの容器への注入禁止」、「静電気除去」等保安上必要な事項を併せて記載すること。（第12-63図参照）

なお、懸垂式の固定給油設備等にあつては、近傍の壁面等に記載する。

危険物の品目の表示として、文字、文字の地（背景）又は給油ホース、ノズルカバー、ノズル受け等危険物の品目に対応した設備の部分に彩色をする場合には、危規則第28条の2の5第5号ロの「色」欄に定めた色とすること。この場合の彩色には、無彩色（白、黒又は灰色をいう。）は含まない。したがって、これらの部分以外の部分については、彩色の制限の対象とはならない。

また、エンジン清浄剤等を添加した軽油を別品目として販売する場合において、これを軽油の範囲で区分するときには、文字に「プレミアム軽油」

を、色に黄緑を用いることができる。

セルフスタンド用注意書き文案

事故の未然防止のために

- 給油前に必ず自動車のドア・窓をお閉めください。
- 静電気除去のため、作業前には必ず自動車の金属部分に触れてください。
- 給油作業は必ずお一人で行ってください。
- 給油口付近にお子様近づかないように注意してください。
- その他、ガソリンスタンド内に掲示されている注意事項を守ってください。

第12-63図 保安上必要な事項の表示例

(エ) 顧客用以外の固定給油設備等の表示

a 表示の場所

固定給油設備等には、顧客自らが用いることができない旨を見やすい箇所に表示する。

b 表示の内容

「フルサービス」、「従業員専用」等の記載、看板の掲示等により行う。

カ 制御卓、その他の設備（危規則第28条の2の5第6号）

(ア) 監視設備

監視設備としては、モニターカメラ及びディスプレイ等が考えられる。

また、「視認を常時可能とする」とは、必要な時点において顧客用固定給油設備等の使用状況を即座に映し出すことができるものをいう。

(イ) 制御卓の制御装置等

制御装置には、給油等許可スイッチ及び許可解除のスイッチ並びに顧客用固定給油設備等の使用状態等の表示装置が必要であること。

なお、顧客用固定給油設備等を、顧客が要請した油種のポンプだけを起動し、顧客が当該油種の給油ノズルを使用した場合に給油等を開始することができる構造としたもので、制御卓で油種設定をする構造のものにあっては、油種設定のスイッチを併せて設置すること。

(ウ) 供給一斉停止制御装置（緊急停止スイッチ）

火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所とは、給油空地等に所在する従業者等においても速やかに操作することができるものであり、給油取扱所の事務所の給油空地に面する外壁等がある。

(エ) 会話装置・放送機器

a 会話装置

顧客と容易に会話することができる装置としては、インターホンがあり、インターホンの顧客側の端末は、顧客用固定給油設備等の近くに設置し、懸垂式の顧客用固定給油設備等にあっては、近くの壁面等に設置すること。

b 放送機器

(a) 機器の設置については次によること。

① スピーカーの設置位置は、音響効果を妨げる障害物がない場所とすること。

② スピーカーは、顧客がいるすべての場所に指示ができるように設置し、有効な音量、音質が確保されるようにすること。

(b) 放送機器の機能を有する既設の有線放送設備を顧客の給油作業等について必要な指示を行う放送機器として用いることができる。ただし、有線放送等よりも指示の放送が優先されるものであること。

(オ) 固定消火設備制御装置（起動スイッチ）

制御卓には、固定消火設備の起動装置を設置すること。起動スイッチは透明な蓋で覆う等により、不用意に操作されないものであるとともに、火災時には、速やかに操作することができるものであること。

(カ) 制御卓の複数設置

制御卓は、顧客用固定給油設備等を分担することにより複数設置することができる。

この場合、すべての制御卓に、すべての固定給油設備等への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設置する。

(キ) 可搬式の制御機器【R 2 消防危 87】

a 可搬式の制御機器を用いて給油許可を行うことができる場所の範囲は、各給油取扱所のレイアウト等を考慮の上、従業者が適切に監視等を行うことができる範囲となるよう設定することが適当であるため、位置に応じて当該機器の給油許可機能を適切に作動させ、又は停止させるためのビーコン等の機器を配置する。

b 可搬式の制御機器の給油停止機能及び一斉停止機能は、火災その他災害に際して速やかに作動させること等が必要であることから、上記 a の範囲を含め、給油空地、注油空地及びその周辺の屋外において作動させることができるようにする。

c 可搬式の制御機器を用いて給油許可等を行う場合の顧客の給油作業等の監視は、固定給油設備や給油空地等の近傍から行う。特に制御卓に監視者がおらず可搬式の制御機器のみで運用する場合、顧客の給油許可等は固定給油設備や給油空地の近傍から直接顧客の給油等の状況を視認した上で行うものとする。

d 可搬式制御機器は、1\_14\_エ\_(ア)の規格に適合するものを使用するとともに、肩掛け紐付きカバーやアームバンド等の落下防止措置を講ずる。

キ その他

セルフ給油取扱所における給油等の指針は、第12-5表による。◆

なお、従業員による取り扱いは、危規則第40条の3の10第3号に規定す

る監視等業務に支障がないときに限られること。

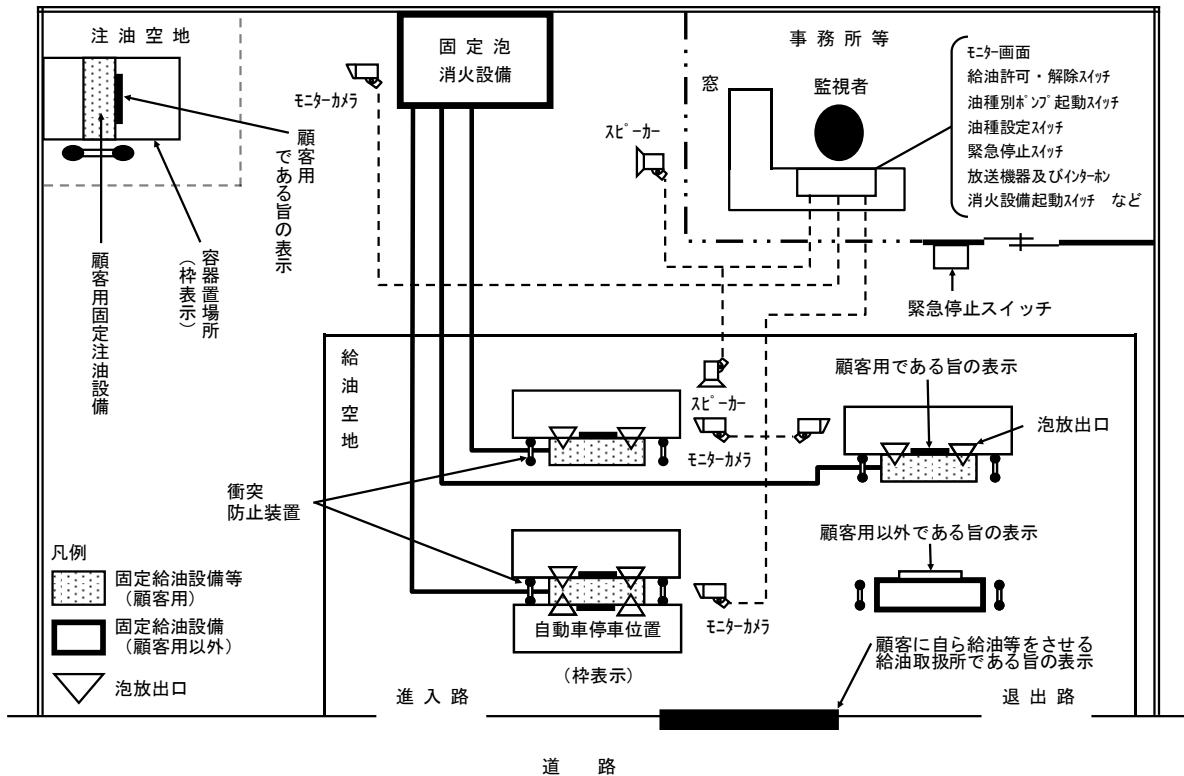
第12-5表 セルフ給油取扱所における給油等の指針

取扱行為		顧客	従業員	備考
運搬容器にガソリンを詰め替える		×	○ 注1	危政令第28条の運搬容器の基準に適合していること
農作業機（耕運機、コンバイン等）、土木・建設機械等の燃料タンクへの給油	自走して来店	○	○	ナンバープレートのついたものに限る
	トラック等に積載して来店	×	○ 注2	危政令第3条の「自動車等」に該当すること
トラック等に積載した発動発電機の燃料タンクへの給油		×	○ 注2	同 上
被けん引車に積載した水上バイク、プレジャーボートの燃料タンクへの給油又は詰め替え（ガソリン又は軽油）	固定式の燃料タンク	×	○ 注2	同 上
	ボート付属の携帯式燃料タンク	△ 注3	○ 注1	容器は関係法令の基準に適合していること

注1 固定給油設備から軽油を詰め替える際の一日内における軽油の詰め替え量は、指定数量未満であること。

注2 積載された自動車等へ給油する際は、積載された自動車等の転倒及び動揺の防止並びに静電気対策について留意すること。

注3 固定注油設備による軽油の詰め替えのみ認められること。



第12-64図 セルフ給油取扱所の設置例

## 第5 特殊な給油取扱所

### 1 工事現場等の屋外自家用給油取扱所【S48 消防予146】

#### (1) 給油設備を備えたタンク車両を専用タンクとする場合

ダム工事現場、大規模な土地造成場、土砂採取場等（以下「工事現場等」という。）において給油設備を備えたタンク車両を専用タンクとして、工事現場等で使用する重機車両等に給油する取扱所については、当該場所が火災予防上支障なく、かつ、次の各号に適合するときは、工事現場等の特殊性にかんがみ、危政令第17条第1項（第6号を除く。）の規定は適用しない。

ア 取り扱う危険物は、軽油又は潤滑油とする。

イ 給油取扱所の周囲（作業車の出入口を除く。）は、さく等により明確に区画する。

ウ 消火設備については、次による。

給油取扱所には、第四類の危険物の火災に適応する第4種及び第5種の消火設備をそれぞれ1個以上設置する。

エ 危政令第17条第1項第2号に規定する空地については、第4\_8\_(1)の例による。

オ 給油のための装置は、漏れるおそれがない等火災予防上安全な構造とするとともに、先端に弁を設けた給油ホース及び給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設置する。

カ 給油設備を備えた車両は、次による。

(ア) 給油設備を備えた車両は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条に定める自動車登録番号標を有しないものとする。

(イ) 給油設備は、車両のシャーシフレームに堅固に固定する。

(ロ) 危険物を収納するタンクの構造及び設備は、危政令第15条に定める移動タンク貯蔵所の構造及び設備の基準に適合すること。ただし、潤滑油を収納する専用のタンクにあっては、厚さ3.2mm以上の鋼板で気密に造り、かつ、当該タンクの外面は、さび止めのための塗装をすれば足りる。

(ハ) 潤滑油を収納するタンクの配管の先端には、弁を設置する。

(ニ) 給油のための装置のエンジン（以下「エンジン」という。）及びエンジンの排気筒は、危険物を収納するタンクとの間に0.5m以上の間隔を保つこと。

(ホ) エンジンの排気筒には、引火を防止するための装置を設置する。

(ヘ) 給油設備を備えた車両は、作業車の出入りに支障のない場所に固定し、かつ、接地する。

(2) 屋外タンクを専用タンクとする場合

屋外タンクを専用タンクとする場合も(1)と同様に取り扱うことができる。

なお、屋外タンクは、次による。

ア タンクの容量は、20,000L以下であること。

イ タンクの位置、構造及び設備は、危政令第11条に規定する屋外タンク貯蔵所の基準の例による。